

平成24年第1回定例会

奈井江町議会定例会会議録

平成24年3月 5日 開会

平成24年3月15日 閉会

奈井江町議会

平成24年第1回奈井江町議会定例会

平成24年3月5日（月曜日）

午前10時32分開会

○ 議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 議長諸般報告
  - 1. 会務報告
  - 2. 議会運営委員会報告
  - 3. 委員会所管事務調査報告
  - 4. 例月出納定例検査報告
- 第 4 行政報告（町長、教育長）
- 第 5 報告第 1号 奈井江町高齢者福祉計画の策定について
- 第 6 議案第16号 奈井江町団体営土地改良事業分担金徴収条例
- 第 7 議案第 1号 平成23年度奈井江町一般会計補正予算（第10号）
- 第 8 議案第 2号 平成23年度奈井江町国民健康保険事業会計補正予算（第3号）
- 第 9 議案第 3号 平成23年度奈井江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 第10 議案第 4号 平成23年度奈井江町下水道事業会計補正予算（第3号）
- 第11 議案第 5号 平成23年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第4号）
- 第12 議案第 6号 平成23年度奈井江町老人保健施設事業会計補正予算（第3号）
- 第13 議案第 7号 平成23年度奈井江町老人総合福祉施設事業会計補正予算（第3号）
- 第14 議案第17号 奈井江町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第18号 奈井江町税条例の一部を改正する条例
- 議案第22号 奈井江町手数料条例の一部を改正する条例
- 議案第 8号 平成24年度奈井江町一般会計予算について
- 議案第 9号 平成24年度奈井江町国民健康保険事業会計予算について
- 議案第10号 平成24年度奈井江町後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第11号 平成24年度奈井江町下水道事業会計予算について
- 議案第12号 平成24年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計予算について
- 議案第13号 平成24年度奈井江町老人保健施設事業会計予算について

議案第14号 平成24年度奈井江町老人総合福祉施設事業会計予算について  
平成24年度町政執行方針（町長）、及び平成24年度教育行政執行方針（教育長）

予算審査特別委員会の設置について

○ 出席議員（10名）

1番	遠藤	共子	2番	石川	正人
3番	三浦	きみ子	4番	大矢	雅史
5番	森岡	新二	6番	森	繁雄
7番	笹木	利津子	8番	森山	務
9番	鈴木	一男	10番	堀	松雄

○ 欠席議員（0人）

○ 地方自治法第121条により出席した者の氏名

町	長	北	良治
副町	長	三本	英司
教育	長	村上	清司
まちづくり	課長	碓井	直樹
くらしと財務	課長	南	秀則
ふるさと振興	課長	篠田	茂美
おもいやり	課長	岩口	茂
会計	管理者	桃木	良子
健康ふれあい	課長	小澤	敏博
やすらぎの家	施設長	表	久義
教育	次長	鈴木	隆
ふるさと振興	課長補佐	秋葉	秀祐
ふるさと振興	課長補佐	大津	一由
教育	委員長	萬	孝志
農業	委員会会長	桑島	雅憲
代表	監査委員	中野	浩二

○ 職務のために出席した者の職氏名

議会	事務局	長	萬	博文
庶務	係	長	芝田	範子

---

## 開会・挨拶

(10時32分)

### ●議長

おはようございます。

諸般の事情によりまして、若干遅れたことをまずもってお詫び申し上げたいと思います。

只今、出席議員10名で定足数に達していますので、平成24年奈井江町議会第1回定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

---

## 日程第1 会議録署名議員の指名について

### ●議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第115条の規定により、4番大矢議員、5番森岡議員を指名します。

---

## 日程第2 会期の決定について

### ●議長

日程第2、会期の決定を議題とします。

おはかりします。

今期、定例会の会期は、本日から15日までの11日間としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

### ●議長

異議なしと認めます。

会期は、本日から15日までの11日間に決定しました。

---

## 日程第3 議長諸般報告

### 1. 会務報告

●議長

日程第3、議長諸般報告を行います。

会務報告は、書面のとおりですので、ご了承願います。

---

## 2. 議会運営委員会報告

●議長

議会運営委員会報告について、委員長の発言を許します。

議会運営委員長、6番森議員。

(議会運営委員長 登壇)

●6番

改めて、皆さん、おはようございます。

第1回の定例会、出席大変ご苦労さまでございます。

本定例会までに議会運営委員会を開催致しておりますので、ご報告を申し上げたいと思います。

委員会開催日、調査事項、調査内容の順で報告致したいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

委員会開催日、平成23年12月9日、調査事項、第4回定例会に関する議会運営についてでございます。調査内容は、①追加議案についてでございます。

続いて、委員会開催日、平成24年1月11日でございます。調査事項、議会運営についてでございます。調査内容は、①活性化ホール（仮称）について、②一般・特別会計決算審査特別委員会の開催時期についてでございます。

続きまして、委員会開催日、平成24年1月17日、調査事項、議会運営についてでございます。調査内容は、①第1回定例会の日程について、②奈井江町議会委員会条例の一部改正について、③奈井江町議会運営基準の一部改正についてでございます。

続きまして、委員会開催日、平成24年2月8日でございます。調査事項は、議会運営についてでございます。調査内容は、①議会の委任による専決処分事項の指定について、②教育委員会評価報告における議会報告についてでございます。

続きまして、委員会開催日は、平成24年2月28日でございます。調査事項と致しまして、第1回定例会に関する議会運営についてでございます。調査内容は、①会期及び議事日程について、②議案審議について、③総括質問について、④町政一般質問について、⑤予算審査特別委員会の設置について、⑥請願、意見案、陳情、要請等の取り扱いについて、⑦会議案について、⑧決議案について、⑨地域活性化ホールに関する調査の取り扱いについてでございます。

以上、報告申し上げます、議会運営委員会の報告と致します。

### 3. 委員会所管事務調査報告

(10時37分)

#### ●議長

委員会所管事務調査報告について、委員長の発言を許します。  
まちづくり常任委員長、8番森山議員。

(まちづくり常任委員長 登壇)

#### ●8番

皆さん、改めて、おはようございます。  
本会議の出席大変ご苦労さまです。

委員会開催日12月22日、調査事項、調査第4号「老人福祉施設の管理運営について」現地調査を含みます。副町長、やすらぎの家管理係長、同主査の出席を求め提出された資料の説明を受け、現地調査を実施し検討しました。

調査内容につきましては、1. 老人総合福祉施設「やすらぎの家」の現況について、2. 高齢者生活福祉センター「ひだまり」の現況について、3. 老人福祉寮「かおる荘」の現況についてでございます。

資料は別紙のとおりでございます。

意見・要望と致しまして、特別養護老人ホームにおいて、入所者は常にほぼ満床の状況であり、待機者においても本日現在で99人である。合わせてショートステイ、デイサービスにおいても昨年を上回る利用者数が報告された。

これは、施設に対する町民の強い信頼と期待の表れである。

施設の職員にあっては、その信頼と期待に応えるべく、入所者や利用者を第一と考え、それぞれの入所者や利用者に応じた介護サービスに努めて頂きたい。

保育所との世代間交流に関しては、より一層の交流が進むように努力して頂きたいというものであります。

次に、委員会開催日1月17日、調査事項、調査第2号「道路の維持管理について」でございます。現地調査含みます。ふるさと振興課長、同補佐、技術係長の出席を求め現地調査を実施した後、提出された資料の説明を受け検討しました。

調査内容としましては、1. 平成23年度町道維持管理路線について、2. 平成23年度町道維持管理契約状況について、3. 平成23年度道道維持管理路線について、4. 道道維持管理契約及び内容について、5. 平成23年度除雪事業計画についてであります。

資料は別紙のとおりです。

意見・要望と致しまして、除排雪による道路網の確保は、冬期間における町民の生活環境にとって最重要課題の一つである。今年度は、平成5年、平成10年に匹敵する降雪量であり、近年稀に見る大雪である。

その中にあって、年末に2回の排雪を行うなど幹線道路の確保に努めた。

更に、本町は、いち早く市街地の幹線道路や生活道路を中心に流雪溝等による雪処理施設網を整備し町民の協力を得ながら「雪に強いまちづくり」を進めていることは大いに評価するところである。

町道16号線や小学校の統合により通学道路として、更に重要路線となる南町地区の西5条通りと西1線通りにおいて、冬期間の道路状況を見ると、大変危惧するところである。

よって、住民の協力を得ながら通学児童等歩行者の安全確保に努めて頂きたい。

雪捨て場のある16号東線の管理にあつては、地域住民等一般通行者に支障なきよう配慮願いたいというものであります。

次に、委員会開催日1月24日、調査事項、調査第1号「学校経営について」であります。現地調査を含んでおります。教育次長、総務学校教育係長の出席を求め提出された資料の説明を受け、現地調査を実施し検討しました。

調査の内容、1. 学校経営の方針、教育目標について、2. 教職員、児童生徒の状況について、3. 教育活動について、4. 教育課題について、5. 学校評価（保護者アンケート）について、6. 校舎等の保全管理について。

資料は別紙のとおりです。

意見・要望ですが、学校校舎においては、小中学校とも老朽化が進んでおり、合わせて小学校の統合に伴う改築や中学校の耐震化が急がれている。

このようなことから、現在、改築計画が検討されているところであるが、特に小学校校舎の改築にあつては、統合後の学校運営に支障なきよう充分配慮願いたい。

今回の所管事務調査では、学校側から様々な事業説明があつた。

今後とも熱心な事業展開を行い子供達の豊かな感性を育成すると共に、更なる学力の向上に努めて頂きたい。

また、中学校及び教育委員会から生徒指導の具体的事例の報告があつた。

今後とも学校と教育委員会が連携を密接にし、他の関係機関との協力を得ながら、より良い教育環境の保全に努力願いたいというものであります。

学校側のご理解を頂き、奈井江商業高校の視察を行いました。

本町では、従前より奈井江商業高校に対して通学交通費や、各種検定料等の助成制度を創設するなどの支援策を講じてきた。

しかしながら、学校側より来年度の出願状況について、締め切り前ではあるが大変厳しい状況下にある旨の説明を受けた。

人口減少と少子化に合わせて、年々大学進学率の向上等により普通科志向が強まっている中で、将来の学校存続にどのように影響するのか大変危惧するところである。

本町の唯一の高等学校であることから、今後とも最大限の支援策を継続されるよう努力願いたいというものであります。

次に、委員会開催日2月8日、調査事項、調査第3号「老人・母子・健康保持等保健事業について」健康ふれあい課長、健康づくり係長、同主査の出席を求め提出された資料の説明を受け質疑を行った。

調査内容、1. 介護予防事業について、2. 母子保健事業について。

資料は、別紙のとおりでございます。

意見・要望、本町では、高齢者が健康で自立した生活をおくるため、介護予防事業を積極的に取り組み、評価されている。健康教育や運動教室等、地道な事業ではあるが、今後更に高齢化が進む本町においては大変重要な事業であり、参加者の新たな掘り起こし等、事業の拡大充実に努めて頂きたい。

次に、町内外から高く評価されている「小中高生すこやか健診」は、子供たちの健康保持に大変有意義な事業である。保護者をはじめ、学校関係者等の更なる理解と協力を得ながら受診率の向上に努めて頂きたい。

また、「保健師業務分析・計画」を作成して保健事業の推進に努めており評価するところであるが、今後とも事業の現状と課題を把握し町民のニーズに即した事業展開を望むものである。

任意の予防接種において「子宮頸がん予防ワクチン」の接種対象者を国の基準より拡大して実施しており、評価するものである。

また任意ではあるが「小児肺炎球菌ワクチン」や「ヒブワクチン」共々対象者全員が接種されるよう努めて頂きたいというものであります。

以上で、所管事務調査の報告を終了致します。

---

#### 4. 例月出納定例検査報告

●議長

次の例月出納定例検査報告につきましては、書面報告のとおりですので、ご了承願いたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

以上で、議長諸般報告を終わります。

---

#### 日程第4 行政報告

(10時49分)

●議長

日程第4、行政報告を行います。

町長。

(町長 登壇)

●町長

おはようございます。

第1回定例会、大変ご苦労さまでございます。

それでは行政報告を執り行いますが、平成23年第4回定例会以降の主なる事項について、ご報告を申し上げます。

まちづくり課関係でございますが、1月19日には、歌志内市、上砂川町、浦臼町とともに近隣1市3町による公の施設の相互利用協定書の調印式を執り行っております。

この調印によりまして、4月以降4市町の住民が、同じ条件で25の公共施設の利用が可能になります。

それぞれの公共施設を有効に利用することで、住民の健康増進や文化振興、さらには、地域の連携や一体感の醸成に繋がることを期待しているところであります。

次に、ふるさと振興課関係では、12月26日と2月2日の両日に渡りまして、JA新砂川・杉本組合長、商工会・石川会長とともに、仮称・地域活性化ホール・三者代表者会議を開催しております。

この会合において、施設の基本構想策定にあたってのアンケート調査と、その結果に基づく施設整備に向けた基本的な考え方、さらには管理運営のあり方等について、協議を行っております。

また、この協議に基づいて取りまとめました基本構想について、1頁に戻りますが、まちづくり課の所管として記載しております、2月27日の第5回高齢者支援ネットワーク懇話会、さらには3月1日開催のまちづくり町民委員会にて説明を申し上げ、ご理解を賜ったところでございます。

以上、一般行政報告と致します。

---

(教育行政報告)

●議長

教育長。

(教育長 登壇)

●教育長

おはようございます。

第1回定例会ご苦労さまでございます。

お手元に、教育行政報告をお届け致しておりますが、3点につきまして、ご報告を申し上げます。

第1点目は、町長と語る会の開催についてであります。

12月8日に奈井江小学校、20日には江南小学校において、町長と語る会を開催致

しました。

奈井江小学校では、「安全や環境について」「健康の大切さや高齢者の方が安心して暮らせるまちづくりについて」の2つの話し合いのテーマに基づいて意見交換がなされました。

江南小学校では、町長を囲んで座談会形式で、第5期まちづくり計画の基本政策の5項目、「安全で環境にやさしい」「健やかで心ふれあう」「学びあう心潤う」「魅力ある産業をめざす」「みんなでつくりあげる」まちづくりについて、話し合いをしました。

それぞれ、学校において建設的な町づくりに関する意見が多く出されました。

健康についての提言、ボランティア・体験活動を通じての感想意見の発表もありました。

子どもの視点で自分たちが町に要求することだけでなく、自分たちが出来ることは、行うことは、高齢者が安心して暮らせる町として施設や医療の充実に向けた提言があり、町長も一つ一つ丁寧に耳を傾け、意見に対してのコメントを述べておりました。

12月13日には、奈井江商業高校3年生と1時間30分にわたり、生徒のアンケート調査の結果を元に、町づくりについて話し合いが行われ、「不審者対策としての街灯を増やすことができないか」など、具体的な課題の意見交換がなされました。

そして、後輩のためにも、一人でも多く生徒が奈井江町の企業に就職できるよう、企業の支援、働きかけをするよう町長に対しても要望があったところでございます。

奈井江中学校におきましては、インフルエンザの影響を受けて、2月16日開催予定でしたが、3月7日に延期となっているところでございます。

第2点目は、行政報告書には記載しておりませんが、インフルエンザの罹患状況についてであります。

2月に入り滝川保健所管内の学校においても罹患する児童生徒が増えはじめ、本町においても、2月10日から2月17日までの間に、奈井江小学校の1年生、2年生、4年2組、6年1組、江南小学校では、5年生、中学校では、1年2組、2年1組、2年3組の8学級においてですね、学級閉鎖を行ったところでございます。

現在は、各学校において、落ち着きを見せておりますが、引き続き、予防対策として、手洗い、うがい、マスク等の対策を講じるよう指導しているところでございます。

第3点目ではありますが、2月28日、公立高校入試の最終出願状況の発表がなされたところでございます。

奈井江商業高校につきましては、商業科定員40名に対しまして8名、情報処理科においては定員40名に対して16名と、併せて24名の出願となっているところでございます。

3月6日には学力検査が実施され、3月16日に合格発表、2次募集の出願受付は3月22日、23日で、合格発表は3月28日となっているところでございます。

以上、教育行政報告とさせていただきます。

●議長

日程第5、報告第1号「奈井江町高齢者福祉計画の策定について」を議題と致します。  
提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

おはようございます。

定例会のご出席ご苦労さまでございます。

議案書NO1の1頁をお開き下さい。

報告第1号「奈井江町高齢者福祉計画の策定について」

平成24年度から平成26年度までの3年間の奈井江町高齢者福祉計画を策定したので、次のとおり報告する。

平成24年3月5日提出、奈井江町長。

別冊でお配りしておりますが、詳細につきましては担当課長から報告させます。

●議長

健康ふれあい課長。

●健康ふれあい課長

おはようございます。

それでは、報告第1号、奈井江町高齢者福祉計画の内容につきまして、別冊でお配りをしております「奈井江町高齢者福祉計画書」によりまして、計画の概要をご説明申し上げます。

まず2頁をご覧頂きたいと思います。

第2節、計画策定の趣旨であります。本計画策定の法的根拠につきましては、老人福祉法、並びに介護保険法の各規定に基づき、高齢者福祉計画と介護保険事業計画の2つを一体的に取り扱った内容となっており、空知中部広域連合が策定致します「第5期介護保険事業計画」との整合性を図りながら策定を行ったものであります。

3頁をご覧頂きたいと思います。

3. 計画作成の時期、期間及び見直し時期であります。本計画につきましては、第5期計画と致しまして、平成24年度から26年度までの3年間の計画となっております。

また、見直しの時期は平成26年度とし、平成27年度から29年度までの次期計画を作成する予定であります。

4頁をご覧頂きたいと思います。

4. 住民意見反映のための措置につきましては、奈井江町介護保険事業計画等策定委

員会における審議の外、日常生活圏域ニーズ調査と致しまして、空知中部広域連合が主体となり要介護認定を受けていない65歳以上の方1,744人中、1,412人にご回答を頂き、アンケート調査を実施したところであります。

なお、調査結果につきましては、参考資料と致しまして巻末に掲載のとおりでございますので、後ほどご覧を頂きたいと思っております。

5頁をお開き頂きたいと思っております。

第3節、計画策定のめざす方向につきましては、1. 計画の位置づけと致しまして、平成26年度末を一つの目標時期として取り組みを進めながら、新たに地域包括ケアシステムの構築を加え策定するものであります。

2. 基本方針と致しまして、活動的で生きがいに満ちた高齢社会の実現、支えあう地域づくり、サービス提供体制の充実、サービスの質の向上の3つの基本方針に、先ほど申し上げた地域包括ケアシステムの構築を加え、4つの基本方針を計画策定の柱として進めることとしております。

7頁をご覧頂きたいと思っております。

第2章、高齢者の現状と推計では、国勢調査等による人口推移、8頁9頁にわたっては、過去3年間の要介護認定者数の推移、サービス利用者の推移と今回、新たに認知症高齢者の現状について、各種統計資料を抜粋しながら記載をしております。

10頁をご覧頂きたいと思っております。

第2節、今後の推計では、人口の将来推計を出しておりますが、目標年度であります平成26年度では、総人口5,846人、高齢者人口は2,162人となり高齢化率37.0%と更に高齢化が進むものと予測しております。

また、2. 要介護認定者数の推計では、平成26年度では415人と推計しております。

11頁をご覧頂きたいと思っております。

3. サービス利用者の推計では、居宅サービス利用者の推計と致しまして、平成26年度では224人、施設サービス利用者の推計と致しましては87人と推計しております。

12頁をご覧頂きたいと思っております。

第3章、サービス提供の現状と推計では、第1節、第2節として介護保険給付の対象及び対象外のサービスの状況について、21頁にわたり記載をしております。

特に、この3年間の推移の中では、介護保険制度の定着化と合わせて、在宅の要介護者が増加しており、居宅サービスについては、訪問介護、訪問看護、通所介護、短期入所生活介護、グループホームである認知症対応型共同生活介護サービスを中心に年々増加している傾向にあります。

少し飛びますが、22頁をご覧頂きたいと思っております。

第3節、介護保険給付対象サービスの推計では、国の推計ワークシートによりまして、27頁にわたり各サービスについて、それぞれ必要量を推計しております。

この中で22頁上段の1. 居宅（介護予防）サービスにつきましては、利用実績によりまして、特に訪問介護と通所介護などの利用の伸びを見込み、推計をしております。

次に、28頁から30頁にわたります、第4節、介護保険給付対象外サービスの推計では、福祉、保健サービスから生涯学習、社協事業、老人クラブ等の自主事業までに至る様々な取り組みについてその方向を述べております。

31頁から32頁にわたります、第4章、地域支援事業の推進につきましては、大きく、介護予防事業、包括的支援事業、任意事業の3つに分類しております。

介護予防事業につきましては、個々の予防対策が必要な二次予防事業対象者把握事業を始め9事業を位置付けております。

包括的支援事業につきましては、保健センター内に設置しております地域包括支援センターの役割と致しまして、社会福祉士、保健師等の専門職を配置し、介護予防マネジメント、総合相談支援、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメントを柱として、高齢者を取り巻く様々な課題に対して横断的・総合的な相談窓口として位置付けてございます。

任意事業につきましては、桜ヶ丘団地で実施しております「シルバーハウジング」入居者への生活援助員による安否確認等の事業を位置付けております。

次に、33頁をご覧頂きたいと思います。

第5章では、介護保険給付費及び介護保険料の推計について記載しておりますが、34頁にわたる奈井江町分の介護保険給付費の推計と35頁、36頁の空知中部広域連合関係市町全体の推計に分け、記載をしております。

37頁をご覧頂きたいと思います。

平成24年度から26年度までの第1号被保険者に係る介護保険料につきましては、空知中部広域連合が、1市5町の介護保険対象サービスの推計費用額を合計し、国が定めるワークシートにより算出した結果、基準月額4,590円となったところであります。

現行3,930円に対しまして660円の増となったところでありますが、その主な要因につきましては、第1点目と致しまして、第1号被保険者の保険料負担率が20%から21%に変更となったこと、また介護報酬のプラス改定等により369円増となったところでございます。

第2点目と致しましては、サービス量見込み等によりまして691円の増となったところでございます。

第3点目と致しまして、介護保険準備基金の充当、それと北海道財政安定化基金の取り崩しによる交付額の充当等によりまして400円の減となったところでございまして、差し引き、先ほど申し上げました保険料660円の増額となったところでございます。

なお、この介護保険料につきましては、同じ頁の表のとおり所得段階で分かれておりますけれども、今回の増額に対しまして低所得者対策と致しまして、現行の8段階をさらに10段階に細分化したところであります。

次に40頁をご覧頂きたいと思います。

第6章では、計画推進のための具体的な取り組みと致しまして、46頁にわたりますけれども、第1節の主な取り組み事項を、1つ目と致しましては介護サービス提供体制の充実、2つ目と致しましては認知症高齢者支援対策の推進、3つ目と致しまして医療

と介護の連携、4つ目と致しまして高齢者の居住に係る施策との連携、5つ目と致しまして生活支援体制の整備、6つ目と致しまして介護予防の推進、7つ目と致しまして高齢者の社会参加・生きがいくりの推進ということの7項目に分けまして、それぞれの課題と具体的な取り組みについて記載をさせて頂いております。

47頁では、第2節、計画の推進管理、第3節、総合相談、苦情相談、広報体制について記載をしております。

以上、高齢者福祉計画の概要につきましてご説明申し上げます。

よろしくご審議の程お願い申し上げます。

●議長

以上、報告事項ですが、特に質疑があれば、許します。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

報告第1号を報告済みと致します。

---

**日程第6 議案第16号の上程・説明・質疑・討論・採決**

(11時06分)

●議長

日程第6、議案第16号「奈井江町団体営土地改良事業分担金徴収条例」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書NO2、140頁をお開き下さい。

議案第16号「奈井江町団体営土地改良事業分担金徴収条例」

奈井江町団体営土地改良事業分担金徴収条例を次のように制定する。

平成24年3月5日提出、奈井江町長。

本条例は、国の平成23年度第4次補正予算で措置をされました農業体質強化基盤整備促進事業が土地改良法によらない基盤整備事業であることから、受益者から分担金を徴収するために必要な事項を定めるため、制定しようとするものであります。

詳細については担当課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

ふるさと振興課長。

●ふるさと振興課長

おはようございます。

私の方から、条文の内容について、ご説明をさせて頂きたいと思います。

140頁の第1条をご覧になって頂きたいと思います。

第1条では、町が施行する土地改良法によらない、団体営土地改良事業に係る、分担金の徴収に関し、必要な事項を定めることを規定してございます。

第2条では、分担金は、当該事業に要する費用に充てるため、受益者から徴収することを規定してございます。

第3条では、前条の分担金は、当該事業に要する費用の額の範囲内において、町長が定めた額となります。

括弧書きにありますように、当該事業に対し、補助金の交付を受けた場合は、当該補助金の額を差し引いた額となります。

第4条では、分担金の納付で、当該事業の施行年度内において、町長が定める期日までに納めて頂きます。

第5条では、国及び道から補助金の交付を受けて行う当該事業にあつては、工事完了年度の翌年度から起算して8年を経過しない間に、農地以外の土地に転用が行われた場合、その転用面積に応じた額の分担金を徴収することになります。

次頁になりますが、第6条では、徴収猶予及び減免の規定でございます。

それと、追加資料で提出させて頂きました資料の方ご覧になって頂きたいんですけども、43頁をお開き願います。

条例施行規則でございますが、第3条から第5条まで受益者の申告関係を規定してございます。

第6条では、条例第3条に規定する分担金の額は、44頁の別表の左の欄に掲げる事業の区分に応じ、右の欄にございます分担率を乗じて得た額の範囲内となります。

第7条では、過誤納金の取り扱いについて、第8条、第9条では、徴収猶予の申請等について、第10条では、減免申請について規定させて頂いてございます。

よろしくご審議の上、ご決定をお願い申し上げます。

以上です。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。  
討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。  
議案第16号を採決します。  
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。  
本案は、原案のとおり可決されました。

---

**日程第7 議案第1号の上程・説明・質疑・討論・採決**

(11時11分)

●議長

日程第7、議案第1号「平成23年度奈井江町一般会計補正予算(第10号)」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書NO1の2頁をお開き下さい。

議案第1号「平成23年度奈井江町一般会計補正予算(第10号)」

平成23年度奈井江町の一般会計補正予算(第10号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,913万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億7,403万9千円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

繰越明許費、第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表、繰越明許費による。

平成24年3月5日提出、奈井江町長。

次の頁をお開き下さい。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入、1款町税9,346万7千円を追加し7億5,375万8千円、9款地方特例交付金293万9千円を追加し1,318万2千円、10款地方交付税4万4千円を減額し24億6,553万6千円、12款分担金及び負担金1,618万円を追加し3,745万円、13款使用料及び手数料388万6千円を減額し1億3,857万7千円、14款国庫支出金7,212万9千円を追加し3億498万5千円、15款道支出金1,671万3千円を減額し2億6,848万8千円、16款財産収入480万4千円を減額し1,226万3千円、17款寄付金1,085万3千円を追加し1,370万3千円、18款繰入金1億1,265万9千円を減額し7,493万7千円、20款諸収入76万8千円を追加し9,773万1千円、21款町債910万円を減額し2億7,088万1千円、歳入合計4,913万円を追加し46億7,403万9千円。

次の頁をお開き下さい。

歳出、1款議会費59万5千円を減額し4,960万9千円、2款総務費2,661万4千円を減額し4億1,575万3千円、3款民生費1,692万3千円を減額し7億6,956万8千円、4款衛生費940万2千円を減額し6億317万6千円、5款労働費155万6千円を減額し1,407万2千円、6款農林水産業費7,904万円を追加し2億8,212万6千円、7款商工費91万円を減額し5,190万2千円、8款土木費1,667万7千円を追加し5億9,619万4千円、9款消防費85万8千円を追加し1億3,727万2千円、10款教育費739万3千円を減額し1億9,094万9千円、11款公債費285万6千円を減額し9億560万4千円、歳出合計4,913万円を追加し46億7,403万9千円。

第2表、繰越明費、6款農林水産業費1項農業費の事業名は、農業体質強化基盤整備促進事業で1億268万円であります。

一般会計補正予算（第10号）の概要についてご説明を申し上げますが、今回の補正の主な内容につきましては、後ほども提案致します特別会計及び企業会計につきましても同様であります。それぞれ、事業費の確定などによる精査であります。

補正予算の歳出からご説明を申し上げます。

23頁をお開き下さい。

議会費では、旅費などの精査により59万5千円を減額計上。

総務費では、32頁上段のまちづくり定住促進に要する経費で692万3千円を減額計上。

34頁中段の地域振興基金積立金では、財政調整基金積立金への組替で8,300万円の減額計上をしたほか、ご寄附による積立金で1,085万3千円の追加計上、また利息分の積立の精査を行い、合わせまして7,214万5千円を減額計上致しております。

過疎地域自立促進特別事業基金積立金では、事業精査により400万9千円を追加計上。

36頁中段、戸籍・住民登録事務に要する経費では、外国人住基システム改修負担金

等の精査を行い283万3千円を減額計上。

36頁下段から40頁にかけて、選挙経費の確定により、知事道議選挙に要する経費で60万4千円の減額、町議会議員選挙に要する経費で292万5千円を減額、農業委員会委員選挙に要する経費で122万2千円を減額計上したほか、各事業の精査を行い、合わせまして2,661万4千円の減額計上致しております。

41頁をお開き下さい。

民生費では、子ども手当及び子ども医療費の精査で47頁の児童措置費では1,536万9千円を減額計上したほか、各事業費の精査を行い、民生費合計で1,692万3千円の減額計上であります。

49頁の衛生費では、公立病院に対する地方交付税の病床数単価の変更などに伴い、52頁上段、病院事業会計繰出金で1,200万2千円を追加計上したほか、各事業費の精査を行い、合計で940万2千円を追加計上致しております。

次に、55頁の労働費では、緊急雇用創出事業の精査を行い155万6千円の減額計上。

57頁の農林水産業費では、62頁上段、農業体質強化基盤整備促進事業に要する経費として、国の第4次補正予算に対応し、経営規模の拡大や地域振興作物の生産促進のために行う区画整理や暗渠排水の施工に係る経費として1億268万円を追加計上。

63頁上段の林道新設改良事業に要する経費では1,134万4千円を減額計上したほか、各事業の精査を行いまして合計で7,904万円を追加計上致しております。

64頁、商工費では、地域交流センターの修繕料などの精査を行い、合計91万円の減額計上。

65頁の土木費では、66頁中段、除排雪に要する経費では、先の臨時議会において排雪経費の専決処分をご承認頂いたところでありますが、本年に入ってから降雪量、また一般家庭から出される量についても例年を大きく上回っている状況にあることから、排雪等の費用として3,500万円を追加計上しております。

また、雪処理施設に要する経費で、雪処理施設全面改修負担金などの精査を行い1,499万8千円を減額計上。

68頁上段、下水道事業会計繰出金では見込み精査を行い145万6千円を減額計上したほか、各事業の精査を行って合計で1,667万7千円を追加計上したところであります。

67頁の消防費では、人件費の精査を行って85万8千円を追加計上致しております。

教育費では、78頁中段の体育施設の管理運営に要する経費で78万1千円を追加計上したほか、各事業費の見込み精査を行って、合計739万3千円の減額計上。

77頁の公債費利子では、見込み精査で285万6千円の減額計上であります。

79頁、職員費では、財源の振り替えを行っております。

次に歳入について説明致します。

9頁にお戻り下さい。

町税では、法人所得の増などにより、町民税で5,186万1千円の追加計上。

償却資産の増などにより、固定資産税で4,049万4千円を追加計上したほか、見込

み精査を行い、合計で9,346万7千円を追加計上しております。

地方特例交付金では、法改正により児童手当及び子ども手当特例交付金で293万9千円を追加計上。

地方交付税では、普通交付税の確定により4万4千円を減額計上。

分担金及び負担金では、12頁上段の団体営土地改良事業負担金で1,208万円を追加計上したほか、保育所の保護者負担金などの精査により、合計で1,618万円を追加計上致しております。

11頁をお開き下さい。

使用料及び手数料では、公営住宅使用料などの見込精査により388万6千円の減額計上。

国庫支出金では、14頁上段、農業体質強化基盤整備促進事業補助金で9,060万円を追加計上したほか、子ども手当負担金などの精査により、合計7,212万9千円を追加計上致しております。

13頁、道支出金では、14頁下段の障がい者自立支援給付費等負担金、16頁下段の森林環境保全整備負担金などの精査を行い、合せて1,671万3千円の減額計上。

17頁の財産収入では、18頁中段の土地建物売払収入で478万6千円を減額計上したほか、基金運用収入などの精査を行って、合わせまして480万4千円を減額計上しております。

あいば

寄附金では、合場幸男さま、山下俊之さま、亀岡タミ子さま、また匿名の方2名・1法人のご寄附により、1,085万3千円を追加計上致しております。

繰入金、基金繰入金の地域振興基金繰入金では、ふるさと応援寄附金による財源の充当を行ったほか、農業担い手基金繰入金などの精査により34万9千円を追加計上。

過疎地域自立促進特別事業基金繰入金では、医療情報システム整備に係る精査により762万4千円を減額計上。

特別会計繰入金では、インフルエンザ予防接種に対する国保会計繰入金により29万9千円を追加計上致しております。

19頁をお開き下さい。

諸収入では、20頁中段、児童福祉受託事業収入で保育所広域入所委託料の精査を行い176万3千円を追加計上。

事業関連雑収入で、平成22年度再商品化合理化拠出金で88万9千円を追加計上。

20頁下段、持続的農業・農村づくり促進特別対策事業推進交付金で184万円を減額計上したほか、見込み精査により合計で76万8千円を追加計上致しております。

21頁をお開き下さい。

町債では、各事業費の見込み精査により合計で910万円を減額計上致しております。

なお、以上における歳入歳出の差8,213万3千円につきましては、歳入予算の17頁下段にあります、財政調整基金繰入金1億568万3千円を減額するとともに、34頁中段の財政調整基金積立金において、今後新たに予定しております地域活性化ホール（仮称）、これの建設や、まちづくり計画の遂行の財源確保のために、当初、地域振

興基金に積立を予定をしておりました8,300万円を組み替えた後2,355万円を減額し収支の均衡を図ったところであります。

以上、補正予算の概要について説明致しましたので、よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を一括して行います。

質疑ございませんか。

6番森議員。

●6番

今定例会、出席大変ご苦労さまでございます。

補正に関しまして、私の方から4点ほど質問致したいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

款項目では言いません。頁数で言いますので、よろしくお願い致します。

防犯灯に要する経費、32頁でございます。

ここの部分で、防犯灯に要する経費が54万3千円を追加計上されております。

最近、LEDで少しずつ変換しているにも関わらず、光熱水費が上がっているんですけれども、この内訳についてご説明をよろしくお願い致します。

それから、48頁になります。

学童保育の事業に関する経費なんですけれども、ここで放課後児童指導員の賃金が減額されているんですけれども、これは学童保育は年間大体賃金形態は決まっているかと思っておりますけれども、この減額の理由をちょっとお聞き致したいと思っております。

それから、62頁でございます。

上から2番目に農業体質強化基盤整備促進事業に関する経費で、今回1億2,268万円追加計上されておりますけれども、昨年度、これ、各農家に聞き取り調査をしているかと思っておりますので、聞き取った面積がどんなような面積になっていらっしゃるのか、またあわせて、今年度、向けて事業に取り組んでいくかと思っておりますけれども、本年度ではどのような事業内容を、どのような面積に取り組んでいかれるのか、お聞きしたいと思っております。

それから、次に64頁でございます。

町有林の維持管理に関する経費のところでは148万1千円減額計上になっておりますけれども、これは委託料が減額されているんですけれども、この減額の理由をちょっとお聞き致したいと思っております。

以上、4点についてよろしくお願い致します。

●議長

おもいやり課長。

●おもいやり課長

それでは森議員のご質問にお答えをさせて頂きたいと思えます。

まず頁、32頁下段になりますが、防犯灯に要する経費の需用費、光熱水費の増額理由ということかと思えますが、防犯灯の光熱水費につきましては、通常の街灯いわゆる100ワット、150ワットタイプのものが、月額590円という定額になっております。

またLEDについてはご指摘のとおり、月額167円ということで定額の料金となっております。

今回増額の理由につきましては、この定額、いわゆる基本料金は変更はございませんが、電気料の中に燃料調整費というものがございまして、これらの増額によるものでございます。

当初予算時には、約70円前後の減額で計上しておりましたが、見込みによりまして、プラス3円程度の燃料調整費が掛かるということで、全体で約13から14%程度の増額になるということで見込んでおります。

これらの増額を見込みながら78万6千円の増額ということになっております。

続きまして48頁、学童保育に要する事業の賃金61万6千円の減額ということですが、これらの理由につきましては、小学校の低学年これらが授業数が5時間、6時間ということで増加をしております。

これに伴いまして、子どもたちの学童保育に来られる時間がずれてきておりますので、これらに伴いまして、放課後指導員についても1時間程度ずらしながら遅れてというか、ずらしながら出勤をするということで、これらに伴う出勤時間の調整が減額の主な理由であります。

以上、よろしくご理解をお願い致します。

●議長

ふるさと振興課長。

●ふるさと振興課長

森議員のご質問でございますけれども、まず62頁のですね、農業体質強化基盤整備促進事業の関係でございますけれども、農家の皆さんからですね、希望のとりまとめをしました。

1月の16日までというような形で、若干ちょっと遅れてから来た部分もございませうけれども、その中でですね、内容的には暗渠整備のみがですね、29名の方から9,934アール、それと区画拡大のみですけども、4名の方から2,000.7アール、それと暗渠と区画拡大が2,475アール、これは11名の方です。

だぶって何箇所もというような形できているものですから、合計では38名の方から14,409.7アールの希望が出されたところでございます。

道の方からですね、奈井江町に配分案としてきました面積につきましては、6,040アールというようなことで不足をきたしているような状況でございます。

これは23年度分の事業というようにございまして、今後、24年度のやつもくるのかなと思うんですけれども、まだ、ちょっと連絡が来ていないような状況でございます。

いずれに致しましてもですね、このように希望もございまして、次年度以降の枠の要望もですね、引き続きしていきたいと考えているようなところでございます。

それと、もう1点64頁の町有林の維持管理に要する経費でございますけれども、こちらの方の減額につきましては、町有林の間伐の委託業務を当初、14ヘクタール予定しておりましたところ、こちらの方ですね、発注段階で事業を精査しましてですね、現地の方、確認して9ヘクタールに減にしております。

こちらの部分で134万程度の減額になってございます。

それと、京極線の伐採の方がですね、こちらの方で30万程減となっているようなところでございます。

以上でございます。

●議長

森議員。

●6番

今、62頁のところから課長の方から説明頂いたんですけど、今年が23年、道からの委託が6,040アール補助がきたという、面積に対して補助がきたということなんですけれども、先ほど私言いましたように、この6,040アールは、暗渠を主体でやるのか的整備を主体でやるのか、それとも両面、少しずつやっていくのか、その辺を、そのへんをもう1回、再度確認します。

●議長

ふるさと振興課長。

●ふるさと振興課長

この配分面積が6,040アールというようにございまして、いずれにしても希望の方が上回ってございまして、3月中旬ぐらいに希望者の方にお集まりを頂きましてですね、説明会や何かを開いていきたいと考えてございます。

これらやるにあたって、農協さん、土地改良センターの方とも協議をさせてもらっておりますけれども、暗渠の方をですね、重点的な形で今年度実施をしていってほしいということで皆さんにですね、説明をしながら、ご協力を得ていきたいと考えております。

●議長

他にありませんか。

5番森岡議員。

● 5 番

補正予算の中で、土木費の中の除排雪に関する経費の追加ということの中で質問させて頂きたいんですけども、質問に先立ちまして、先週、多くの職員の方が公共的な危険な場所においてですね、雪のせつぴ等の処理をされて、かなりの、あちらこちらで職員の姿を拝見致しまして、その苦勞に感謝を申し上げたいと思います。

それでは、除排雪に要する経費ですけども、昨日の2月の時の臨時会の時に3千万の追加ということで、補正をさせて頂いて、その時の課長の今後の取り組みについてということでも聞かせて頂いたんですけども、その当時実施している除排雪を終わったとしても2千万の、まだ残があるので今後それを活用して、更にもう1、2回の除排雪をされるというようなご答弁だったと思いますけれども、今回、予算説明の中で副町長よりも若干説明がありましたけれども、この3,500万円の追加ということに至ったこの積算の根拠について、ご説明を願いたいと思います。

● 議長

ふるさと振興課長。

● ふるさと振興課長

森岡議員のご質問にお答えしていきたいと思いますが、臨時会の時にお話ししました中身と致しましては、1月分の排雪経費として約1千万程度掛かっているということで残りが2千万ということですね、今後の雪の降る状況にもよりますが、幹線の排雪程度で終われば、一時堆積をさせてもらっております、その春先の部分ですね、なんとか出来るのかなというようなことでの期待はしていたところでございますけれども、2月におきまして、1月と同じようにですね、降雪量でいきますと184cmも降っているような状況でございます。

今年の冬は降雪量も多くですね、ただ、暖気になるというのがなく、雪が解けるという状況もちよっと少ないような状況でございます。

そんな中、国道の排雪もですね、開発局の方でとり進めてもらったところ、かなり、常任委員会で雪捨て場の所も視察をしてもらいましたけれども、あれからかなり、町民の方もやはり雪を持ってこられるというような形で、16号の雪捨て場がですね、ほとんど満杯に近いような状況になったということで、その代替を考えなきゃならないということで、空知団地の方のですね、サンポパークの方に雪捨て場を新たに設けさせてもらいました。

こちらの部分が、経費で、400万、500万程度、増加になってございます。

それと、先ほど申し上げましたように、2月の降雪量もかなりな量がございましてですね、今現在、2月の末から一時堆積をさせてもらってありました場所もかなり雪が溜まりましてですね、もうおっつけることが出来ないような状況になりましたものですから、そちらの方をまず、排雪をさせてもらって、段々とですね、枝線や何かの排雪やなんかをさせてもらっているところでございますけれども、2月の末の排雪の経費がほぼその残りの部分を使うような形になったものですから、今現在、ご覧のように枝線の方、

幹線もですね、かなり雪が溜まっているというような状況の中ですね、今回、新たに補正計上をさせてもらったような状況でございます。

今日現在で降雪量につきましては、771cmというような状況でございます、積雪深も110cmというような形で、最近ではみないような、非常に、多く降っているような状況でございますので、いずれに致しましてもこの雪を、今現在、排雪をさせてもらっているというような状況でございます。

●議長

9番鈴木議員。

●9番

もう少しお伺いを致したいと思います。

今ほど除排雪に要する経費ということで質問がございまして、説明がありました。

私も、サンポパークの方2回ほど、投雪、雪捨て前にも1度おじゃまして、先般もちょっと見てきましたけれども、16号の雪捨て場から比べるとまだまだ高さ的には心配のないという状況なんですけれども、今ほど、あそこの解けるまでにも、また、支出が先ほど500万ぐらいっておっしゃいましたね。何か掛かるようなお話でしたけれども、従来の雪捨て場の所は、周辺の町民に、または農業生産者に、迷惑をかけないように出来るだけ対策を取っているんですけれども、サンポパークの方は、周辺にはそんなにいらっしやらないということで安心があるんだと思いますけれども、そのへん、町民から苦情の出ないように対策を取らなければならないと思いますけれども、その点が1つ。

かえりますけれども、また、ふるさと振興課長の関係ですが、先ほど、森議員から、繰越明許費金額ということで、農業体質強化基盤整備促進事業ということで、1億200万ということでの質問と説明がありました。

これ、新年度予算のまた関係して、先ほどの中では面積と生産者、それとやる内容についての今現在こうだということをお伺いしました。

従ってですね、そこで、私なりに心配しているのは、約60ヘクタールの暗渠を行うということは、その行う土地の作物栽培状況、それからいわゆる形態育成を含めた道営事業の関係で、今、高島南北で、おそらく今年40ヘクタールぐらい、これを超すような面積になりプラス宮村が20町ぐらい、20ヘクタールぐらい追加になって、合わせて面整備、農道整備等々で60ヘクタールを超すんでないかというふうに思っております。

そこで、その60ヘクタールが当然、その暗渠も関係してくるわけですが、振興課長もご承知のとおり、この従来から行っている土地改良事業そのものは、土地改良センターを中心に進めているところでございます。

センターの人間はよく知っているかと思いますが、たとえば、道発注で事業者、企業が決まったとしてもですね、これ、元請けですよ、ただし下請けになりますと、非常に限られているんですね。

例えば美唄に、在住する2社ぐらい、砂川の1社、ほとんどが元請けが違う方であっ

ても、下請けについては、そこに集中するんですよ。

こちら奈井江だけでなく、美唄市関係の方もおそらく、そこに地元企業があまりすから、そうなるんだと思うんです。

で、問題は、去年、私、空知支庁の職員から説明受けた時点では、国では個人で事業をやっても構わないと。いわゆる非公共ですけども、個人でもやっても構わないというようなことでスタートしたいということで、国は考えていたということだったんですが、現時点で、企業を通じてやらなければならないんでないかというふうに、今、聞こえてきたとした時、元々、担い手事業があって、60ヘクタールを消化するのに大変なのに、また合わせて暗渠やる、先ほど言ったように生産者もね、やはり作物がない状態でやらなければならないとすれば、時期が重なる、面積的には倍に重なるとなれば、やはり、許されるのであれば、農業者自ら機械も持ってますし、個人にもやらずことの方が、相当効率がいいんでないかというふうに私は思うんですよ。

そういったことも是非検討頂いて、限られた期間の中で、費用対効果が表わせれるような事業にして頂きたいということで、もう一度、説明を頂きたいと思います。

#### ●議長

ふるさと振興課長。

#### ●ふるさと振興課長

鈴木議員のご質問にお答えしていきたいと思いますが、まず雪捨て場の空知団地のサンポパークの部分でございますけれども、こちらの方を計画するにあたりましてですね、茶志内の連合区長さんですとか、付近の区長さん方にもですね、事前に、こんなような状況で16号の雪捨て場がもう満杯状況になって、16号の方、町が排雪業務として行う部分を入れなくて、一般の方は16号でまだ受けれる体制は通ってございますので、いずれにしても、そんなようなことで、初めて、その空知団地のサンポパークの方を利用されてもらうということで事前にお話もさせてもらっておりますし、ご了解も頂いてございます。

ただ、いずれにしても、あと春先雪解けがどのような状況になるか、その解けた水や何かの部分もですね、注意しながら対応をしていきたいなと考えているところでございます。

それと、2点目の農業の体質強化の基盤整備促進事業の関係でございますけれども、議員がおっしゃるようになりますね、その工事をいざ発注をする段階になるとですね、道営事業や何かもございまして、それこそ混み合うんでないかということですね、先般、農協さんと土地改良センターと三者でですね、色々この対応についてですね、相談をさせてもらった時にそんなお話も頂いております。

ですから、新年度入りましたら、速やかに調査設計をしながら、発注をどのようにして、やっていく方法が一番いいのかをですね、またこの点についても三者で十分、連絡調整を図って協議をしながらですね、受益者の皆さんにとっても良いような形で事業が遂行できるように、検討をして参りたいなと思っております。

それと、当面は町が発注をして実施をしていく考えでございますけれども、先ほどありましたご意見の部分についても、ちょっとどうなるかですね、検討をしてみたいと思いますけれども、いずれにしても、事業推進にあたってですね、3者でも色々協議をしながら、取り進めさせて頂きたいなと思っておりますので、よろしく申し上げます。

●議長

他にございませんか。

(なし)

●議長

なければ質疑を終わります。  
討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。  
議案第1号を採決します。  
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。  
本案は、原案のとおり可決されました。  
昼食のための休憩にしたいと思います。  
なお、午後1時開議と致します。

(昼休憩)

---

**日程第8 議案第2号の上程・説明・質疑・討論・採決**

(12時56分)

●議長

それでは午前に引き続き、会議を再開致します。  
日程第8、議案第2号「平成23年度奈井江町国民健康保険事業会計補正予算(第3号)」を議題とします。  
提案理由の説明を求めます。  
副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書 82 頁をお開き下さい。

議案第 2 号「平成 23 年度奈井江町国民健康保険事業会計補正予算（第 3 号）」

平成 23 年度奈井江町の国民健康保険事業会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1, 225 万 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 3, 955 万 8 千円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表、歳入歳出予算補正による。

平成 24 年 3 月 5 日提出、奈井江町長。

次の頁をお開き下さい。

第 1 表、歳入歳出予算補正。

歳入、1 款国民健康保険税 40 万 1 千円を追加し 1 億 3, 772 万 5 千円、2 款使用料及び手数料 5 千円を追加し 2 万 7 千円、3 款財産収入 1 万 4 千円を追加し 2 万 5 千円、4 款繰入金 3, 044 万 9 千円を減額し 5, 270 万 1 千円、6 款諸収入 4, 228 万 7 千円を追加し 4, 416 万 1 千円、歳入合計 1, 225 万 8 千円を追加し 2 億 3, 955 万 8 千円。

歳出、1 款総務費 1, 193 万 6 千円を追加し 2 億 3, 692 万 8 千円、2 款基金積立金 1 万 5 千円を追加し 2 万 6 千円、3 款公債費 8 千円を減額し 3 千円、4 款諸支出金 3 1 万 5 千円を追加し 2 50 万 4 千円、歳出合計 1, 225 万 8 千円を追加し 2 億 3, 955 万 8 千円。

国民健康保険事業会計補正予算（第 3 号）の概要についてご説明を申し上げます。

歳出から説明致します。

91 頁をお開き下さい。

総務費では、医療費などの見込み精査により、空知中部広域連合への分賦金などが増額となったことから 1, 193 万 6 千円を追加計上致しております。

基金積立金では、運用収入により 1 万 5 千円を追加計上。

公債費では、一時借入金利子で 8 千円を減額計上。

93 頁、諸支出金では、インフルエンザの予防接種費用に対する一般会計繰出金などにより 3 1 万 5 千円を追加計上致しております。

次に、歳入について説明致しますので、87 頁をお開き下さい。

国民健康保険税では、賦課実績による見込み精査により 40 万 1 千円を追加計上。

使用料及び手数料では、督促手数料の見込み精査により 5 千円を追加計上致しております。

財産収入では、基金利子の見込み精査を行い 1 万 4 千円を追加計上。

繰入金の一般会計繰入金では、保険基盤安定繰入金の確定などにより130万円を減額計上致しております。

89頁の諸収入では、平成22年度決算額の確定に伴う空知中部広域連合からの返還金など4,228万7千円を追加計上。

以上における歳入歳出の差2,914万9千円につきましては、89頁上段、国保基金繰入金を同額減額計上し収支の均衡を図ったところであります。

以上、補正予算の概要について説明致しましたので、よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を一括して行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第2号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第9 議案第3号の上程・説明・質疑・討論・採決

●議長

日程第9、議案第3号「平成23年度奈井江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書96頁をお開き下さい。

議案第3号「平成23年度奈井江町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)」

平成23年度奈井江町の後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ174万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,730万4千円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

平成24年3月5日提出、奈井江町長。

次の頁をお開き下さい。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入、1款後期高齢者医療保険料220万2千円を追加し6,204万9千円、3款繰入金44万2千円を減額し2,468万2千円、5款諸収入1万9千円を減額し4千円、歳入合計174万1千円を追加し8,730万4千円。

歳出、1款総務費1千円を減額し43万5千円、2款後期高齢者医療広域連合納付金176万円を追加し8,681万5千円、3款諸支出金1万8千円を減額し3千円、歳出合計174万1千円を追加し8,730万4千円。

23年度後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)の概要についてご説明を申し上げます。

102頁の歳出から説明致します。

総務費では、見込み精査により1千円の減額。

後期高齢者医療広域連合納付金では、後期高齢者医療保険料分などの見込み精査を行い176万円を追加計上。

諸支出金では、保険料還付金で1万8千円を減額計上致しております。

次に歳入について説明致します。

100頁をお開き下さい。

後期高齢者医療保険料では、算定実績による見込み精査により220万2千円を追加計上。

繰入金では、保険基盤安定繰入金など一般会計繰入金の見込み精査により44万2千円を減額計上。

諸収入では、保険料還付金などの見込み精査を行い1万9千円を減額計上致しております。

以上、補正予算の概要について説明致しましたので、よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を一括して行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第3号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

---

**日程第10 議案第4号の上程・説明・質疑・討論・採決**

(13時07分)

●議長

日程第10、議案第4号「平成23年度奈井江町下水道事業会計補正予算（第4号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

104頁をお開き下さい。

議案第4号「平成23年度奈井江町下水道事業会計補正予算（第3号）」

平成23年度奈井江町の下水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ496万9

千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億4,168万7千円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

平成24年3月5日提出、奈井江町長。

次の頁をお開き下さい。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入、1款使用料及び手数料320万3千円を追加し1億2,467万9千円、2款分担金及び負担金16万6千円を追加し109万8千円、3款国庫支出金58万2千円を減額し3,241万8千円、4款繰入金145万6千円を減額し2億5,520万5千円、7款町債630万円を減額し2億2,230万円、歳入合計496万9千円を減額し6億4,168万7千円。

歳出、1款下水道費462万8千円を減額し1億3,857万円、2款公債費30万円を減額し5億311万7千円、3款予備費4万1千円を減額し0円、歳出合計496万9千円を減額し6億4,168万7千円。

下水道事業会計補正予算(第3号)の概要について説明致します。

歳出より説明致します。

110頁をお開き下さい。

下水道費では、各事業費の見込み精査により、合計で462万8千円を減額計上致しております。

112頁の公債費では、借入条件の確定などにより30万円を減額計上。

予備費では4万1千円を減額計上致しております。

次に、歳入について説明致します。

108頁をお開き下さい。

使用料及び手数料の下水道使用料では、使用水量の増により320万3千円を追加計上。

分担金及び負担金では、受益者負担金収入の見込み精査により16万6千円を追加計上致しております。

国庫支出金では、下水道事業費補助金の見込み精査により58万2千円を減額計上。

町債では、各事業費の確定により630万円を減額計上致しております。

以上における歳入歳出の差145万6千円につきましては、一般会計からの繰入金を減額計上し、収支の均衡を図ったところであります。

以上、補正予算の概要について説明致しました。

よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

#### ●議長

説明が終わりましたので、質疑を一括して行います。

質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第4号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

---

**日程第11 議案第5号の上程・説明・質疑・討論・採決**

(13時11分)

●議長

日程第11、議案第5号「平成23年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計補正予算(第4号)」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

114頁をお開き下さい。

議案第5号「平成23年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計補正予算(第4号)」

総則、第1条、平成23年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

業務の予定量の補正、第2条、平成23年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計予算第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。

患者数の入院一般病床では1日平均0.9人、延べ344名を減じ1日平均31.1人、延べ11,368人、療養型病床群病床1日あたり0.5人、延べ153人を追加

し、1日あたり17.5人、延べ6,375人、指定介護療養型病床1日平均0.4人、延べ180人を減じ、1日あたり23.6人、延べ8,604人。

外来、1日あたり4.4人、延べ1,307人を減じ1日あたり121.6人、延べ29,437人。

指定居宅サービス、1日あたり2.0人、延べ456人を追加し1日あたり5.3人、延べ1,272人。

建設改良事業では筋電図誘発電位検査装置他で840万8千円を減額し5,886万8千円。

収益的収入及び支出の補正第3条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款病院事業収益649万7千円を減額し10億4,845万7千円。

支出、第1款病院事業費用358万円を減額し11億3,531万5千円。

資本的収入及び支出の補正第4条、予算第4条中、不足する額4,250万6千円を、不足する額3,479万8千円に、過年度分損益勘定留保資金4,250万6千円を過年度分損益勘定留保資金3,479万8千円に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款資本的収入70万円を減額し1億694万円。

支出、第1款資本的支出840万8千円を減額し1億4,173万8千円。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正第5条、予算第7条に定めた経費の金額を、次のように改める。

職員給与費8万8千円を追加し5億5,827万1千円。

たな卸し資産購入限度額の補正第6条、予算第8条中1億8,577万6千円を1億8,266万2千円に改める。

平成24年3月5日提出、奈井江町長。

病院事業会計補正予算（第4号）の概要について説明を致します。

収益的支出から説明致します。

119頁をお開き下さい。

病院事業費用の医業費用の給与費では、給料、賃金などの見込み精査により8万8千円を追加計上。

材料費では、薬品費、給食材料の見込み精査を行い311万4千円を減額計上。

経費では、院内感染対策用消耗品、燃料費及び温水循環ポンプなどの院内施設修繕等で204万5千円追加計上したほか、印刷製本費、委託料などの見込み精査を行い、合わせて72万7千円を減額計上致しております。

地域医療連携費では、介護病棟報酬の減額などにより69万2千円を減額計上。

資産減耗費では、眼科ダイレーザの更新に伴う、固定資産除却費で96万3千円を追加計上。

予備費では9万8千円の減額計上致しております。

次に、収益的収入について説明致します。

118頁をお開き下さい。

病院事業収益の医業収益では、患者数の減などにより総額1,814万7千円の減額計上。

医業外収益の国・道補助金では、国民健康保険保健事業等助成金の精査を行い1万6千円を追加計上。

負担金及び交付金では、公立病院に対する地方交付税の病床1床当たりの単価の変更などにより、一般会計負担金で1,200万2千円を追加計上したほか、老人保健施設負担金の精査により、合わせて1,205万7千円を追加計上。

患者外給食収益では、見込み精査を行い42万3千円を減額計上致しております。

次に、資本的支出について説明致します。

120頁をお開き下さい。

資本的支出、建設改良費の資産購入費では、筋電図誘発電位検査装置などの医療機器購入費用の精査を行い840万8千円を減額計上。

資本的収入の企業債では、特別地方債で30万円、過疎債で40万円をそれぞれ減額計上致しております。

以上の結果、単年度実質収支では4,310万4千円の赤字となりますが、繰越実質収支では3億5,666万7千円の黒字を見込んでおります。

以上、補正予算の概要について説明致しましたので、よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を一括して行います。

質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第5号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第 1 2 議案第 6 号の上程・説明・質疑・討論・採決

(13時18分)

### ●議長

日程第 1 2、議案第 6 号「平成 2 3 年度奈井江町老人保健施設事業会計補正予算（第 3 号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

### ●副町長

議案書の 1 2 2 頁をお開き下さい。

議案第 6 号「平成 2 3 年度奈井江町老人保健施設事業会計補正予算（第 3 号）」

総則、第 1 条、平成 2 3 年度奈井江町老人保健施設事業会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出の補正第 2 条、平成 2 3 年度奈井江町老人保健施設事業会計予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入の変更はございません。

支出、第 1 款介護老健事業費用 6 7 万円を減額し 2 億 2, 6 2 9 万 2 千円。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正、第 3 条、予算第 5 条に定めた経費の金額を次のように改める。

職員給与費 1 7 5 万 9 千円を減額し 1 億 9 7 0 万 6 千円。

平成 2 4 年 3 月 5 日提出、奈井江町長。

老人保健施設事業会計補正予算（第 3 号）の概要について説明を致します。

収益的支出から説明致します。

1 2 4 頁をお開き下さい。

介護老健事業費用の営業費用の給与費では、給料、手当の見込み精査により 1 7 5 万 9 千円を減額計上。

経費では、燃料費などの見込み精査により 1 1 1 万 9 千円を追加計上致しております。

予備費では 3 万円を減額計上。

以上の結果、単年度実質収支では 1 3 2 万 9 千円の黒字となり、繰越実質収支では 7, 9 6 0 万 8 千円の黒字を見込んでおります。

以上、補正予算の概要について説明致しましたので、よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を一括して行います。  
質疑ございませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。  
討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。  
議案第6号を採決します。  
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。  
本案は、原案のとおり可決されました。

---

**日程第13 議案第7号の上程・説明・質疑・討論・採決**

(13時22分)

●議長

日程第13、議案第7号「平成23年度奈井江町老人総合福祉施設事業会計補正予算(第3号)」を議題とします。  
提案理由の説明を求めます。  
副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

126頁をお開き下さい。  
議案第7号「平成23年度奈井江町老人総合福祉施設事業会計補正予算(第3号)」  
総則、第1条、平成23年度奈井江町老人総合福祉施設事業会計補正予算(第3号)  
は、次に定めるところによる。

業務の予定量の補正、第2条、平成23年度奈井江町老人総合福祉施設事業会計予算第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

利用者数、介護老人福祉施設1日平均0.7人、延べ256人を追加し1日平均49.2人、延べ1,807人。

通所介護、1日平均2.0人、延べ495人を追加し1日あたり18.0人、延べ4,399人。

短期入所生活介護、1日あたり0.0人、延べ9人を減じ1日あたり6.5人、延べ2,370人。

収益的収入及び支出の補正、第3条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款介護老福事業収益946万8千円を追加し2億9,736万8千円。

支出、第1款介護老福事業費用102万円を追加し3億4,081万2千円。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正、第4条、予算第6条に定めた経費の金額を次のように改める。

職員給与費70万5千円を減額し1億4,280万8千円。

平成24年3月5日提出、奈井江町長。

老人総合福祉施設事業会計補正予算（第3号）の概要について説明致します。

収益的支出から説明致します。

130頁をお開き下さい。

介護老福事業費用、事業費用では、それぞれ見込み精査により、給与費で70万5千円を減額計上。

経費で172万5千円を追加計上致しております。

次に、収益的収入について説明致します。

129頁をお開き下さい。

介護老福事業収益の事業収益では、利用者数の増などにより総額903万2千円を追加計上致しております。

事業外収益の一般会計負担金では、子ども手当等の費用見込み精査で14万円を減額計上。

利用料では、高齢者生活福祉センターの利用料で79万9千円を追加計上。

その他事業外収益では、見込み精査を行い22万3千円を減額計上致しております。

以上の結果、単年度実質収支では180万2千円の黒字となり、繰越実質収支で8,090万5千円の黒字を見込んでおります。

以上、補正予算の概要について説明致しました。

よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

## ●議長

説明が終わりましたので、質疑を一括して行います。

質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。  
討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。  
議案第7号を採決します。  
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。  
本案は、原案のとおり可決されました。

---

**日程第14 10議案一括上程**

(13時26分)

●議長

日程第14

議案第17号「奈井江町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」

議案第18号「奈井江町税条例の一部を改正する条例」

議案第22号「奈井江町手数料条例の一部を改正する条例」

議案第8号「平成24年度奈井江町一般会計予算について」

議案第9号「平成24年度奈井江町国民健康保険事業会計予算について」

議案第10号「平成24年度奈井江町後期高齢者医療特別会計予算について」

議案第11号「平成24年度奈井江町下水道事業会計予算について」

議案第12号「平成24年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計予算について」

議案第13号「平成24年度奈井江町老人保健施設事業会計予算について」

議案第14号「平成24年度奈井江町老人総合福祉施設事業会計予算について」

以上、10議案を一括議題と致します。

---

**平成24年度町政執行方針（町長）、及び平成24年度教育行政執行方針（教育長）**

- 議長 (13時27分)  
この際、町長に平成24年度町政執行方針の説明を求めます。  
町長。

(町長 登壇)

- 町長  
(町政執行方針) 朗読

- 議長  
ここで、2時10分までの10分間を休憩致したいと思います。  
(休憩) (14時00分)

---

(14時10分)

- 議長  
休憩前に引き続き、会議を再開致します。  
教育行政執行方針の説明を求めます。  
教育長。

(教育長 登壇)

- 教育長  
(教育行政執行方針) 朗読

- 議長  
以上で、執行方針の説明を終わります。

---

(10議案の大綱説明) (14時23分)

- 議長  
一括議題の説明を求めます。  
要旨のみの説明を受けたいと思いますので、皆様のご理解を願いたいと思います。  
一括議題の大綱説明を求めます。  
副町長。

(副町長 登壇)

- 副町長

平成24年度予算の提案にあたり関連する条例等について、一括ご提案をさせていただきます。

まず最初に142頁をお開き下さい。

議案第17号「奈井江町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」

奈井江町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

平成24年3月5日提出、奈井江町長。

本案は、昨年11月に議決を頂きました人事院勧告に伴う職員給料の独自削減の見直しと同様に、昨年12月から本年3月までの2.5%削減の措置について、給与等の削減の年間における影響額を考慮し、平成24年度の独自削減率について、職員組合の同意を得て2.5%に改め、平成24年4月1日から施行しようとするものであります。

次に、143頁をお開き下さい。

議案第18号「奈井江町税条例の一部を改正する条例」

奈井江町税条例の一部を次のように改正する。

平成24年3月5日提出、奈井江町長。

本条例は、地方税等の改正に伴い、たばこ税の引き上げ、退職所得に係る所得割の特例の削除、東日本大震災に係る雑損控除の特例の改正、個人の町民税の均等割の引き上げなど、所定の改正を行おうとするものであります。

149頁をお開き下さい。

議案第22号「奈井江町手数料条例の一部を改正する条例」

奈井江町手数料条例の一部を次のように改正する。

平成24年3月5日提出、奈井江町長。

本条例は、北海道屋外広告物条例の規定に基づく事務の一部である屋外広告物の許可に関する事務が北海道から権限委譲されることに伴い、それに係る事務手数料を定めようとするものであります。

以上が新年度予算関連の3議案についてご説明をさせていただきました。

次に、予算の説明をさせていただきます。

別冊でお配りをしております平成24年度奈井江町一般会計予算書をお開き下さい。

「平成24年度奈井江町一般会計予算」

平成24年度奈井江町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ50億5,000万円と定める。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算による。

債務負担行為、第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表債務負担行為による。

地方債、第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表、地方債による。

一時借入金、第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は3億円と定める。

歳出予算の流用、第5条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出

予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の款の流用。

平成24年3月5日提出、奈井江町長。

次の頁をお開き下さい。

第1表、歳入歳出予算。

歳入、1款町税7億2,395万6千円、2款地方譲与税5,450万円、3款利子割交付金150万円、4款配当割交付金50万円、5款株式等譲渡所得割交付金10万円、6款地方消費税交付金7,440万円、7款ゴルフ場利用税交付金560万円、8款自動車取得税交付金1,480万円、9款地方特例交付金160万円、10款地方交付税23億5,500万円、11款交通安全対策特別交付金60万円、12款分担金及び負担金2,394万8千円、13款使用料及び手数料1億3,936万9千円、14款国庫支出金2億5,981万5千円、15款道支出金2億6,089万円、16款財産収入2,331万9千円、17款寄附金1千円、18款繰入金2億92万円、19款繰越金1千円、20款諸収入9,778万1千円、21款町債8億1,140万円、歳入合計50億5,000万円。

歳出、第1款議会費4,337万3千円、2款総務費3億556万8千円、3款民生費7億7,204万6千円、4款衛生費6億5,637万1千円、5款労働費419万4千円、6款農林水産業費1億9,791万6千円、7款商工費4億8,512万4千円、8款土木費5億3,681万3千円、9款消防費1億4,447万7千円、10款教育費3億5,700万円、11款公債費8億5,956万7千円、12款職員費6億8,073万8千円、13款予備費681万3千円、歳出合計50億5,000万円。

次の頁をお開き下さい。

第2表、債務負担行為、事項、期間、限度額の順で申し上げます。

奈井江町土地開発公社の債務保証、平成24年4月1日から平成25年3月31日まで、奈井江町土地開発公社が借入れる一般経理資金4,300万円に対する債務保証。

第3表、地方債、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法の順で申し上げます。

農業農村整備事業2,480万円、普通貸借又は証券発行、4%以内。ただし利率見直し方式で借入れる資金の利率見直しを行った後については、当該見直し後の利率による。政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

以下、起債の方法、利率、償還の方法については、同様でありますので、省略をさせていただきます。

林業専用道東京極線開設工事320万円。

地域活性化ホール建設事業4億1,900万円。

16号西線交通安全施設（自歩道）新設工事110万円。

教職員住宅建設事業360万円。

総合行政情報回線更新整備事業 230万円。

消防施設整備事業 170万円。

体育館暖房設備改修工事事業 1,040万円。

学校教育施設等整備事業 9,560万円

中学校耐震化工事 1,050万円。

過疎地域自立促進特別事業（ソフト事業） 6,000万円。

臨時財政対策債 1億7,920万円。

次に、特別会計予算書をお開き下さい。

1頁の国民健康保険事業会計予算についてご説明申し上げます。

「平成24年度奈井江町国民健康保険事業会計予算」

平成24年度奈井江町の国民健康保険事業会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億5,240万円と定める。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算による。

一時借入金、第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は7千万円と定める。

平成24年3月5日提出、奈井江町長。

次の頁をお開き下さい。

第1表、歳入歳出予算。

歳入、1款国民健康保険税 1億3,169万8千円、2款使用料及び手数料 2万2千円、3款財産収入 1万円、4款繰入金 1億1,847万4千円、5款繰越金 1千円、6款諸収入 219万5千円、歳入合計 2億5,240万円。

歳出、1款総務費 2億4,983万2千円、2款基金積立金 1万円、3款公債費 1万円、4款諸支出金 245万4千円、5款予備費 9万4千円、歳出合計 2億5,240万円。

次に17頁をお開き下さい。

「平成24年度奈井江町後期高齢者医療特別会計予算」

平成24年度奈井江町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,410万円と定める。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算による。

一時借入金、第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は1千万円と定める。

平成24年3月5日提出、奈井江町長。

次の頁をお開き下さい。

第1表、歳入歳出予算。

歳入、1款後期高齢者医療保険料 6,624万7千円、2款使用料及び手数料 5千円、3款繰入金 2,782万4千円、4款繰越金 1千円、5款諸収入 2万3千円、歳入合計 9,410万円。

歳出、1款総務費43万6千円、2款後期高齢者医療広域連合納付金9,362万1千円、3款諸支出金2万1千円、4款予備費2万2千円、歳出合計9,410万円。

次に、28頁をお開き下さい。

「平成24年度奈井江町下水道事業会計予算」

平成24年度奈井江町の下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億5,470万円と定める。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算による。

地方債、第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第2表、地方債による。

一時借入金、第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1億7,000円と定める。

歳出予算の流用、第4条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の款の流用。

平成24年3月5日提出、奈井江町長。

次の頁をお開き下さい。

第1表、歳入歳出予算。

歳入、1款使用料及び手数料1億2,347万9千円、2款分担金及び負担金72万4千円、3款繰入金2億6,219万3千円、4款繰越金2千円、5款諸収入200万2千円、6款町債1億6,630万円、歳入合計5億5,470万円。

歳出、1款下水道費7,552万5千円、2款公債費4億7,913万5千円、3款予備費4万円、歳出合計5億5,470万円。

第2表、地方債、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法の順で申し上げます。

公共下水道事業債、一般分100万円、普通貸借または証券発行、4%以内。ただし利率見直し方式で借入れる資金の利率見直しを行った後については、当該見直し後の利率による。政府資金については、その融資条件により銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

以下、起債の方法、利率、償還の方法については、同様でありますので、省略させていただきます。

石狩川流域下水道事業債（一般分）980万円。

資本費平準化債1億5,240万円。

個別排水処理施設事業債140万円。

公共下水道事業債（過疎債）100万円。

個別排水処理施設事業債（過疎債）70万円。

次に、企業会計予算書をお開き下さい。

1頁。「平成24年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計予算」

総則、第1条、平成24年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量、第2条、業務の予定量は次のとおりとする。

病床数、一般病床46床、療養型病床群病床20床、指定介護療養型病床30床。

患者数、入院、一般病床1日平均33.0人、延べ数12,045人、療養型病床群病床1日平均18.0人、延べ数6,570人、指定介護療養型病床1日平均24.0人、延べ数8,760人、外来1日平均129.0人、延べ数31,476人、指定居宅サービス1日平均6.0人、延べ数1,464人。

建設改良事業、ストレッチャー対応リフト型特殊浴槽他7,767万5千円。

収益的収入及び支出、第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入、第1款病院事業収益11億984万3千円。

支出、第1款病院事業費用11億8,764万3千円。

資本的収入及び支出、第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,370万4千円は、過年度分損益勘定留保資金4,370万4千円で補填するものとする。

収入、第1款資本的収入1億2,063万6千円。

支出、第1款資本的支出1億6,434万円。

企業債、第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおりと定める。

起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法の順で申し上げます。

医療機器整備事業（病院事業債）1,390万円。

普通貸借又は証券発行、4%以内。ただし利率見直し方式で借入れる資金の利率見直しを行った後については、当該見直し後の利率による。政府資金については、その融資条件により銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

以下、起債の方法、利率、償還の方法については同様であります。

医療機器整備事業（過疎債）1,390万円。

一時借入金、第6条、一時借入金の限度額は3億円と定める。議会の議決を経なければ流用することのできない経費、第7条、次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は議会の議決を経なければならない。

職員給与費5億8,611万6千円。

交際費40万円。

たな卸し資産購入限度額、第8条、たな卸し資産の購入限度額は1億8,939万5千円と定める。

平成24年3月5日提出、奈井江町長。

病院事業会計における単年度実質収支につきましては、3,812万3千円の赤字で

ありますが、繰越実質収支で3億1,854万4千円の黒字を見込んでおります。

次に老人保健施設事業会計予算について説明を申し上げます。

35頁をお開き下さい。

「平成24年度奈井江町老人保健施設事業会計予算」

総則、第1条、平成24年度奈井江町老人保健施設事業会計予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量、第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。

サービス事業定員、介護保健施設サービス、短期入所療養介護52人、通所リハビリテーション15人。

利用者数、介護保健施設サービス1日平均48.0人、延べ17,520人、通所リハビリテーション1日平均10.3人、延べ2,513人、短期入所療養介護1日平均2.4人、延べ888人。

収益的収入及び支出、第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりとする。

収入、第1款介護老健事業収益2億3,422万8千円。

支出、第1款介護老健事業費用2億3,546万8千円。

資本的収入及び支出、第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりとする。

資本的収入額が、資本的支出額に対して不足する額1,517万1千円は、過年度分損益勘定留保資金1,517万1千円で補填するものとする。

収入、第1款資本的収入692万8千円。

支出、第1款資本的支出2,209万9千円。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費、第5条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費1億1,412万円。

公債費1万円。

平成24年3月5日提出、奈井江町長。

老人保健施設事業会計の単年度実質収支につきましては656万9千円の赤字でありませんが、繰越実質収支では7,303万9千円の黒字を見込んでおります。

次に、老人総合福祉施設事業会計予算について説明を申し上げます。

57頁をお開き下さい。

「平成24年度奈井江町老人総合福祉施設事業会計予算」

総則、第1条、平成24年度奈井江町老人総合福祉施設事業会計予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量、第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。

サービス事業定員、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）50人、通所介護（デイサービス）20人、短期入所生活介護（ショートステイ）10人。

利用者数、介護老人福祉施設1日平均49.0人、延べ17,885人、通所介護1日平均17.0人、延べ4,148人、短期入所生活介護1日平均6.5人、延べ2,372人。

収益的収入及び支出、第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入、第1款介護老福事業収益2億8,243万2千円。

支出、第1款介護老福事業費用3億4,380万2千円。

資本的収入及び支出、第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額408万円は、過年度分損益勘定留保資金408万円で補填するものとする。

収入、第1款資本的収入951万7千円。

支出、第1款資本的支出1,359万7千円。

一時借入金、第5条、一時借入金の限度額は2千万円と定める。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費、第6条、次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費1億4,440万3千円。

平成24年3月5日提出、奈井江町長。

老人総合福祉施設事業会計の単年度実質収支につきましては571万7千円の赤字であります。繰越実質収支で7,518万8千円の黒字を見込んでおります。

以上、予算とそれに関係する議案について一括説明をさせて頂きました。

よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

---

## (10 議案の大綱質疑)

(14時52分)

### ●議長

一括議題に対する大綱質疑を行います。

9番鈴木議員。

### ●9番

只今、説明を頂きましたけれども、大綱にならない部分もあるかもしれません。

お許しを頂きたいと思います。

主に、財政並びに財政推計に関わることでございますけれども、当初から資料の中で、基金残高、それから企業会計の実質繰越収支等を頂いております。

その中で企業会計も只今説明を頂きましたが、特にですね、一般会計から各企業会計、特別会計の繰出金を支出している中で、病院事業会計がこの2年間、今年、新年度予算も含めて、2年目ということの中でございますが、当初、23年度初めには、僕の記憶の中では3億9千万円ぐらい、22年度末、繰越実質収支が残っていたんでないかというふうに思っております。

で、23年、そして24年、今、新年度予算でございますけれども、およそ7千万から8千万なくなってしまうという予測の説明がございました。

したがって、町長が以前から申し述べられていた中に、基金をできる限り使わない

で、内部留保資金をできれば運用していきたいという説明の中で今日まで至っているんだと思うんです。

病院事業が、新しい先生が入られて、そして、町民が非常に評価がある中、なかなか国の、法的なもので病院経営が厳しいというのはまだまだ変わらないだと思っただけですね。

したがって私のここでの質問は、病院事業の内部留保金をどの程度まで、使っていくのかなということが1点。

それから、国保会計これが、このことについても非常に厳しく捉えましたが、23年度末見込みで1億1,400万の基金があるという予想でございます。

しかし、23年に比べて24年は、この基金からの、一般会計の繰り入れは置いておいてですよ、基金の繰り入れが7,200万と。その中で、広域連合からの雑入として入ってくるのが毎年、3千万から4千万あるわけでございますけれども、ここでの見込みが非常に厳しいんでないかというふうに見ておきまして、結果的には、保険料の値上げ等にかかわることかなというふうにした時、このへんのことについて、どのように今年度の、新年度も含めて次年度以降、考えておられるのかということについて、お伺いを致します。

またもう1点、資料でございますけれども、歳入の関係で、1款の町税から始まりまして、起債のところまでありますけれども、できれば、できればですよ、お願いをしたんですが、左側に款項、本年度と前年度と比較が載っておりますけれども、右側の説明の部分で積算根拠等、例えばですね、予算委員会でも説明がございまして、町税での積算、それから、もう少し、おくれれば、例えば揮発油譲与税等は、どういう根拠で国から配分されるのかというようなことを説明の根拠があれば非常に分かりやすいなというふうに思っておりまして、これをお願いを致します。

もう1点、小学校の改修でございます。

ご案内のとおり教育長のお話がありました。

24年度末をもって、25年4月から新しい学校に生まれ変わる場所でございますけれども、それに合わせて、学校改修を行っていくということで、費用については、この当初予算では1億3千万ぐらいですか、計上されておりますけれども、この改修にあたって、もちろん、今年だけで、新年度だけで終わるとは思ってませんが、学校関係者、もちろん現場の先生も、それからPTAの方々もおられると思っておりますし、もちろんPTA、教育委員会の考え方というのものもあるんでしょうけれども、前段申し上げた学校現場の先生方の意見並びにPTAの皆さんの改修にあたっての、こういうふうにして欲しい、ああいうふうにして欲しいというものの取り入れがあったのかどうなのか、もしあったとすれば、その状況等について、ご説明を頂きたいと思っております。

以上です。

●議長  
町長。

## ●町長

病院会計についてでございますが、今、ご質問ありましたが、基金が非常に減ってきたじゃないかというお話、ただ、今まで蓄積しただけでもですね、大変こう、地域医療をめぐる環境というのは大変厳しいものがございます。

ご存知だと思いますが、今年、診療報酬改定もですね、0.004、本当にわずかながら上がったわけでございます。

今年の平成24年度の改定についてはですね。

しかし、どちらかという、在宅にシフトしている。こういうことを考えれば、病院経営は必ずしも安定的に運営できないということは事実でございます。

それと今ひとつはですね、私ども、中央行っては要請活動しておりますけれども、大病院中心である。

これがやはり国の政策でですね、極めて、私ども遺憾に思うところで、中小病院については極めて厳しい環境下に置かれている。

その中で、奈井江町がですね、町立国保病院は地域医療の充実、住民本位のために、相当貢献していることは、これまた事実でございます。

同時に、先ほどの執行方針の中で申し上げましたように、オーダーリングシステムを新たに取り組みます。画像システムも取り組みます。

こういったことを計画的にやっていくという中で、私どもの財政については、繰り入れについてはこう、当然のことですが、国が指定してきているわけでございますから、これは当然のことで、一般会計、しかし、それにもまして、そういう深刻な状況が今後、極めて厳しい状況が続いていくということでございますけれども、病院については、繰越金という表現されておりますけれども、が、比較的、奈井江町は余裕あったんですが、これから厳しくなっていくだろうと、こういうふうに思いながら、病院経営も十分留意しながら、ただ、住民の医療、福祉というものをですね、ないがしろにした病院経営はございませんから、こういったことを中心にやっていかなければいけないことについては、一つご理解とご協力を頂きたいと、こういうふうに思います。

それから今ひとつは国保会計でございますが、これもですね、ご案内のとおりでございます。

したがって、国保財政も厳しくなっている。

先ほども副町長の方からも申し述べたとおりでございます。

したがって、若干なり、これ、見直しをかけなければいけない。

こういうこともこれまた事実でございます。

その時はまた議会の協力と町民の理解を得なければいけないだろうと、こういうふうに思いますので、ご理解のほどをお願い申し上げます。

あと、諸々のことについては、関係者から、関係各位からそれぞれ答弁申し上げるところでございます。

以上、基本的なことだけ申し上げました。

## ●議長

教育長。

●教育長

鈴木議員からの大綱質問ということで、小学校改修にあたっての現場の先生方の意見等々について取り入れたかというご質問かと思えます。

今年度は、23年度において実施設計の段階におきまして、平面図等ができた段階で、各学校現場の方にそれを提示してですね、それを先生方に検討頂いて、取り入れるものについては取り入れているというような状況でございます。

また、子どもたちの部分についてもですね、町長と語る会の中で、こういうものがあったらいいですよというようなことも要望を受けたところでございます。

そういうものも含めて、要望取り入れるものについては、この計画の中で、盛り込まさせて頂いているということでご理解を頂きたいと思えます。

よろしく申し上げます。

●議長

副町長。

●副町長

先ほど、要請のありました歳入に対する、説明資料というようなことになろうかと思えます。

工夫をして、お出ししたいと思えますので、また、ちょっとご相談をさせて頂きたいと思えます。

いずれにしても、出すということで整理をさせていただきます。

●議長

9番鈴木議員。

●9番

是非、資料についてはよろしく申し上げます。

町長の考え方は、いつも私たちをリードしてくれる、お話からして、私も同感でございますので、よろしくお願いをしたいと思えます。

また、教育長の答弁の中で、取り入れられるものは取り入れる、その基準というものはどうなのか分かりませんが、お金がいくらでもあるわけではありませぬので、したがって、ただし、江南小学校と2年か3年の建築年数の差があるかと思えますけれども、その割には、奈井江小学校の外観にしても中についても、入った時点で、ちょっと古くを感じるところもあるんですが、おそらく30数年から40年、経っているんでしょかね。

そうすると、きりが無いといったら変ですけども、しかし、統合された小学校が安心をして、教育を受けるという施設環境というものをね、整えるにあたっては、十分そ

の先生方、取り入れれる、おそらく財政のことを言っているんだと思うんだけど、やっぱり相当無理してでも、必要なものはきちっといくというようなことの姿勢が大事ではないかと、私は思っていますけれども、教育長、答弁、もう一度お願いします。

●議長

教育長。

●教育長

実施設計の段階で躯体がありますのでね、それを躯体だとかそういうものを極端にレイアウトを変えるとすることは非常に難しい状況にあります。

そういう中で出来るだけの環境を整えると。例えば、トイレ環境が非常に厳しいというような状況の中では、それらを取り入れて、実施設計に手配をして組んでいると。

そしてまた教職員の部屋というか、若干狭くなるということもありましてですね、職員が増えるということもありまして、それらについては、先生方の意見を入れて、取り組んだというような状況でございます。

できるだけ、取り組めるような形ではやっておりますけれども、議員指摘のように財政的なものもありますし、それから34年ぐらい経っているということですが、20年前に1回、大規模改修やっておりますので、そういう状況の中でですね、今のレイアウトを大きく変えない中で、環境を整えていこうという方針の下に取り入れているということでご理解を頂きたいと思えます。

●議長

大綱質疑を終わります。

---

**予算審査特別委員会の設置について**

(15時06分)

●議長

おはかりします。

一括議題については、議長を除く全議員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

一括議題については、議長を除く全議員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定しました。

特別委員会構成のため、しばらく休憩致します。

(休憩) (特別委員会構成)

---

### (互選結果報告)

●議長

会議を再開致します。

休憩中に、特別委員会の正副委員長の互選結果が、議長に届いておりますので、事務局長に報告させます。

事務局長。

●事務局長

予算審査特別委員会の正副委員長の互選結果についてご報告申し上げます。

委員長には、鈴木議員、副委員長には、森岡議員、以上でございます。

●議長

只今、報告のとおり、委員長には鈴木議員、副委員長に森岡議員を選任することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

委員長には鈴木議員、副委員長には森岡議員を選任することに決定致しました。

おはかりします。

只今、予算審査特別委員会に付託しました一括議題につきましては、会議規則第45条第1項の規定により3月14日までに審査が終わるよう期限をつけたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

一括議題については、3月14日までに、審査が終わるよう期限を付けることに決定しました。

---

## 閉会

### ●議長

おはかりします。

3月6日から7日までの2日間は、議案調査のため、休会としたいと思います。  
ご異議ありませんか。

(異議なし)

### ●議長

異議なしと認めます。

3月6日から7日までの2日間は、休会と決定しました。

以上で、本日予定した議事日程を全部終了しましたので、本日はこれで散会とします。

なお、8日は10時00分より会議を再開します。

皆さん、大変ご苦労さまでした。

---

(15時12分)

上記事項は書記が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため茲に署名する。

平成 年 月 日  
奈井江町議会議長  
署名議員

平成24年第1回奈井江町議会定例会

平成24年3月8日（木曜日）  
午前 9時55分開会

○ 議事日程（第2号）

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 総括質問

○ 出席議員（10名）

1番	遠藤	共子	2番	石川	正人
3番	三浦	きみ子	4番	大矢	雅史
5番	森岡	新二	6番	森	繁雄
7番	笹木	利津子	8番	森山	務
9番	鈴木	一男	10番	堀	松雄

○ 欠席議員（0人）

○ 地方自治法第121条により出席した者の氏名

町	長	北	良治
副町	長	三本	英司
教育	長	村上	清司
まちづくり課	長	碓井	直樹
くらしと財務課	長	南	秀則
ふるさと振興課	長	篠田	茂美
おもいやり課	長	岩口	茂
会計管理者		桃木	良子
健康ふれあい課	長	小澤	敏博
やすらぎの家施設	長	表	久義
教育次	長	鈴木	隆
ふるさと振興課	長補佐	秋葉	秀祐
ふるさと振興課	長補佐	大津	一由
教育委員	長	萬	孝志
農業委員会	会長	桑島	雅憲
代表監査委員		中野	浩二

○ 職務のために出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 萬 博 文  
庶 務 係 長 芝 田 範 子

---

## 開会

### ●議長

おはようございます。

本会議のご出席大変ご苦労さまです。

東日本大震災が発生して、今月 11 日をもって 1 年が経とうとしております。

東北地方の太平洋岸を中心に未曾有の被害をもたらし、死者・行方不明者を合わせて、1 万 9 千人を超える犠牲者を出す戦後最大の大震災でありました。

住む家無くし、職無くし、大切な家族をも無くし、福島第 1 原子力発電所の事故と相まって、今もって仮設住宅やふるさとを離れ避難生活を送られている多くの方々を思うとき、誠に痛恨の極みであります。

そのような中で、本町では、いち早く「東北地方太平洋沖地震 被災地支援対策本部」を立ち上げ、義援金活動を始め、被災地である宮城県岩沼市に長期に渡り職員を派遣するなど、できる限りの支援を被災地に行なっていることに心より敬意を表するところであります。

さらには、私ども奈井江町民を心配されたフィンランド、ハウスヤルビ町の皆さんから心温まるお見舞いのメッセージを頂戴したことも、けっして忘れることができません。

真の友情を寄せていただいたハウスヤルビ町の皆さんに心より感謝を申し上げるものであります。

ここで、被災地の 1 日も早い復興を祈念し、改めて犠牲者に対し哀悼の意を表するため、皆様方と共に黙とうを捧げたいと思います。

ご起立願います。

黙とう。

(起立 黙とう) . . . . . (20秒ほど)

### ●議長

黙とう終わります。

ご着席願います。

(着席)

### ●議長

只今、出席議員 10 名で定足数に達していますので、会議を再開致します。

---

## 日程第 1 会議録署名議員の指名について

●議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第115条の規定により、6番森議員、7番笹木議員を指名致します。

---

**日程第2 総括質問**

●議長

日程第2、平成24年度町政執行方針、並びに平成24年度教育行政執行方針に対する総括質問を行います。

なお、質問は再々質問を入れて、30分以内でお願い致します。

---

**(1. 7番笹木議員の質問・答弁)**

(9時59分)

●議長

7番笹木議員。

(7番 登壇)

●7番

改めまして、おはようございます。

7番笹木利津子です。

先の通告に従い平成24年度「町政執行方針」から4点について町長に質問をさせて頂きます。

思えば昨年第一回定例会「総括質問」の最中に発生した、東日本大震災から早いもので一年になります。

想像をはるかに超えた大震災、そして原発事故。被災された皆様、いまだ行方が確認されていない方も含め、尊い命をなくされた皆様に改めましてお見舞いと、哀悼の意を表したいと思えます。

また、震災の発生に加え、急激な円高で景気の行き先が不安なまま、雇用への悪影響が懸念され、併せてTPP問題、少子高齢化の進行と、私達を取り巻く環境は大変厳しい状況ではありますが、新年度を迎えるにあたり町民の皆様のご協力を頂きながら、町長・行政職員・そして私どもが心一つにして、奈井江町の発展と、安心・安全なまちづくりを目指して参りたいと思えます。

それでは、質問に入らせて頂きます。

始めに、3頁、子育て複合施設「はぐくみ」の運営について、町長にお伺い致します。

わが町においても出生率の低下、核家族化や共働きによるライフスタイルの変化に伴い、安心して子育てが出来る環境の整備事業として「はぐくみ」が新設されました。

また、広域的利用の推進から、浦臼町との協定に基づき子供達の受け入れをされ、施設運営に努力されている所であります。

今、国では幼稚園、保育所の一体化に向けた制度改正を、平成26年4月と位置づけ、検討されております。

その目的に3点挙げられておりますが、まず、小学校就学前の子供の教育・乳幼児保育の提供、次に、多様な保育のニーズに対応する保育の量的拡大、そして、支援を必要とする全ての親子が支援を受けられるとあります。

「はぐくみ」では一般保育・一時保育のサービスを実施されておりますが、新制度の内容は多岐に渡り、短時間の利用・早朝、夜間の預かり、休日保育などに加え、就学前の教育も含まれるなど。

これら制度改正に合わせ、多くの施策をクリアするには大変な事だと思っております。

短時間・長時間で預かる子供の受け入れのシフト、保育士では0歳児3人に1人の保育士、1～2歳児では6人に1人、3歳児では20人に1人になっております。

この幼保一体化に向けては、これから協議されていく事かと思っておりますが、執行方針にありましたので何点かお伺い致します。

まず、現在の奈井江町での出生数・今後5年・10年後の推移。また、現在の「はぐくみ」の入所数。定員90名とされていますが、浦臼からの受け入れも含め、希望者の入所が可能なのかどうかという点、特に幼児保育の受け入れなどで、保育士の確保に対応できるのかという点です。

子供の健やかな成長は、誰しものが希望する事です。

特に、幼児から就学前の子供の成長は、生涯にわたる人格形成の基礎にもなる大切な期間とも言えます。

合わせて女性の社会進出が少子化の一つの原因といわれている中での今回の幼保一体化の制度改正が、施策としてより良いものになる事を期待しております。

町長には、奈井江町として、一体化についての捉え方についてもお伺い致します。

●議長

(10時04分)

只今の質問に対する答弁を求めます。

町長。

(町長 登壇)

●町長

おはようございます。

定例会連日ご苦労さまでございます。

まずは、今ほど、東日本大震災ですね、お亡くなりになりました方に対して、議員の皆さん方とご冥福をお祈り致したところでございますが、改めてですね、心から、ご

冥福をお祈り申し上げますと同時にいまだ被災されている方が数多くおります。

お見舞いを申し上げますと同時に1日も早い復興を心から祈ってやまないところでございます。

さて、笹木議員の質問にお答え申し上げたいと思いますが、まずは、近年の出生数についてでございますが、21年度は25名でございます。22年度は27名でございます。23年度については26名となっております。入所児の子どもさん方はですね、年度の途中で入退所はございますが、最大入所児数は、21年度72名で、内奈井江町68名で、浦臼からも今、お話のとおり来て頂いております。

それから22年度は75名、内奈井江町が68名になっております。そして、23年度は77名でございます。その内奈井江町は71名でございます。

今後の出生数につきましては、コーホート法等を用い推計致しまして20名から25名程度と推計されます。

コーホート法等というのはですね、将来人口推計のことをいうわけで、そして、25名と推計されておりますが、入所児につきましては、26年度に幼保一体施設として、短時間・長時間入所予定児数は、100名から110名前後で推移されると思われ、子育て支援センター、一時保育室の用途変更を行い、受け入れは可能と考えております。

現行の制度の中では「認定こども園の保育所型」での受け入れを検討しておりますが、国の「子ども・子育て新システム」の中で総合施設「こども園」の制度がはっきりした段階において方向性を決めて参りたいと考えているところでございます。まだ、国が明確なですね、ことをですね、方向性だけは決めておりますが、明確な具体的なものは入ってきておりませんので、そういったことを含めてですね、今後検討して参りたいと考えているところでございます。

子どもたちの教育・保育を確保していく為、保護者のニーズを捉えながら、利用時間設定、受入基準、利用料金設定など国の基準を基に致しまして、関係機関との協議を行いまして、奈井江町を担う子どもたちのために何が一番良いのかを考えながら町として努力して参りたいと考えております。

26年度以降の定員につきましては、新たな制度の基で施設規模等の基準に合わせ増員することで検討しているところであります。

浦臼町では、幼稚園を運営していることから広域での受け入れにつきましては、保育所部分の長時間保育の受け入れを基本と致しまして、今後の浦臼町の幼児保育の動向も含め検討していく考えであります。

保育士等の確保につきましては、23年度より新規採用を進めておりまして、臨時職員も含めますと、基準の保育士の確保に努めて参りたいと、このように考えているところでございますので、ご理解を賜りたいと思う次第でございます。

以上でございます。

●議長

(10時09分)

笹木議員。

● 7 番

今、町長からご答弁を頂いて、推移を考えても、受け入れ可能人数を考えても、都会で言われている待機児童、待機の子どもがないという状況が、はっきりではありませんが、見えているという状況で本当に安心しました。

また浦臼のみどり幼稚園には現在 23 名の子どもさんがいらっしゃいます。

これから協議に入るかとは思いますが、この子どもさんの人数を鑑みてもね、受け入れが可能なのかなど、ある意味、本当に素晴らしい施設が建っていて、入れない子どもがないという状況が、今のご説明の中にあつたように思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは次の質問に入らせて頂きます。

次に 4 頁。「小学校の学習環境の充実」についてお伺ひ致します。

全国に比例し、奈井江町においても年々生まれる子供さんの数が減つております。

ここ数年では年間 30 名を切る状況です。

この子供達の教育の向上を鑑み、平成 21 年より地域・PTA・同窓会・学校など関係者の意見を聞くための懇話会の推進、各団体を対象にした説明会、町長との語る会、議会としても特別委員会の設置など多くの検討を重ね、来年 4 月に新設の小学校が開校します。

奈井江町の歴史においても最多 7 校の小学校が有り、この間子供の減少に伴い現在 2 校、そして来年には 1 校になる事は寂しい限りです。

執行方針の中に両校合同の閉校式とありますが、奈井江小学校・江南小学校ではこれまで、それぞれが特色のある学校運営をしてきました。

スムーズな開校に向けた大事な閉校式です。しがつてこの閉校式が、子供達にとって思い出に残る素晴らしい閉校式になる様に、具体的にはどの様な閉校式を予定されているのかお伺ひ致します。

また、現在、閉校式の準備は、どういふ方が進めて下さっているのか。私の希望として、地域・PTA・同窓会・学校など関係者の皆様も参加して頂き、進めて頂くのが望ましいと思ひます。

私自身も小学校・中学校が合併のため現在ありません。

閉校式を思い返すと、閉校の跡地には記念碑が建ち、式典で頂いた記念誌も大切に保管しております。

これらの検討はされているのかお伺ひ致します。

また大綱質疑にも出ましたが、大規模改修の充実を図るということについて、築 30 年を超える施設ですので、今後何年の対応年数を想定されているのか。

また、後期 5 年まちづくり実施計画でも示されていますように、継続的に実施する学校施設や設備の改修と更新のうち、統合小学校ではどの様な内容を計画されているのか、お伺ひ致します。

● 議長

(10 時 12 分)

答弁を求めます。

町長。

●町長

2つ目の質問にお答え申し上げたいと思います。

まず、新設小学校の平成25年4月開校に向けて、円滑な学校運営が行われよう、現在、統合準備委員会で協議を進めているところでございます。

閉校式に関しましては、どのように進めるべきかを検討していると教育委員会から報告を受けているところでございます。

また先月、統合準備委員会のPTA・同窓会の部会に、両校が閉校するにあたりまして、児童の交流事業の一環として位置付けまして、閉校式を合同で実施したい旨を提案したところであります。

この提案につきましては、江南小学校におきましては、それぞれの学校が背負っている歴史、同窓会やPTAや地域住民の学校に対する思い入れが異なることから、閉校式を含む閉校行事について単独で行いたい旨の要望があることも、今、議員のご質問あったとおりでございます。

行政と致しましては、その想いを十分理解致しましたので、それを反映させるべく対応していきたいと考えております。

奈井江小学校におきましても、同様に対応して参りたいと考えておりますので、ご理解を頂きたいと思っております。

また、奈井江小学校の大規模改造工事につきましては、平成24年度と25年度の2カ年で実施致します。

その工事の主な内容につきましては、まず、24年度におきましては、校舎棟において、屋上の防水シート新設、外壁の改修、教室内の家具・建具改修と天井の壁塗装、電気設備の改修、体育館におきましては、床、トイレ等の改修などを行う予定となっております。平成25年度では、トイレの全面改修、放送機械を含むミキシングルームの改修、玄関の改修、職員室・用務員室・パソコン教室の改修などを予定しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

また、築後30年ということですが、鉄骨の場合はですね、50年が約束されているといいますか、大丈夫だということですが、ご理解を賜りたいと思うところでございます。

よろしくお願い致します。

●議長

(10時15分)

笹木議員。

●7番

まず、今後50年大丈夫だということで、大変安心は致しました。

築後50年。あと20年大丈夫だということ。

先ほども述べましたけれども、今、合同の閉校式がそれぞれのというお話、答弁を頂

きました。

私もですね、本当に江南小学校、奈井江小学校が、それぞれ独自の学校運営をされてきているという今までの歴史を考えた時に、そういう要望があって然りと思います。

で、改修にあたって、閉校式にあたって、様々な部分で多くの要望、希望が出されているかと思いますが、どうか十分、皆さんの意見を聞き入れられて検討されて、今後あたって頂きたいと思いますので、よろしくお願い致します。

それでは、次の質問に入らせて頂きます。

次に9頁、「生活習慣病予防対策とがん検診の連携」についてお伺い致します。

町民の皆様が、健康で心豊かに生き生きとした生活が出来るように多くの健康づくり事業の推進、そして生活習慣病や疾病の予防対策として、特定健康診査やがん検診の啓発に、大変努力されていると理解しております。

しかし残念な事に、その受診率は国が示す50%にはなかなか届かない状況です。

町としても年齢を拡大しての子宮頸がんワクチンの接種・また肺炎球菌・ヒブワクチンの公費負担、子宮頸がん・乳がん・大腸がんの無料クーポンの実施、また前立腺がん検診の実施など、町民の皆様の健康管理に対して、様々な方法で受診や接種啓発の推進をされているところですが、検診を受けずに発病し、つらい治療、闘病をされている方が、私の周りにもおります。

まして早期発見が遅れると命にも係わり、事実発病し死亡率が年々増えている状況です。

新年度では、特定健診とがん検診との同日の実施の取り組みがされる様ですが、この取り組みについて、町長にお伺い致します。

●議長  
町長。

(10時18分)

●町長

3つ目の質問にお答え申し上げたいと思います。

まず、特定健診とがん検診との同一の実施の取り組みについてということでございます。

平成20年度から開始されました特定健診については、受診率向上のため、受診勧奨の強化など様々な対策を講じてきました。

結果と致しましては、目標の数値には達していない現状にあります。

また、がん検診についても、40歳から60歳までの5歳刻みを対象とした乳がん・大腸がん、20歳から40歳までの5歳刻みを対象とした子宮頸がんの無料検診クーポン事業などにより受診率は若干伸びてきておりますが、全般的に大きな受診率向上には繋がっておりません。

そのため、両健診を同時に行うことによりまして、総合的な受診機会を提供し、予防意識の向上、疾病の早期発見を目的として、新たな健診体制づくりに取り組むことと致しました。

今、議員のご指摘とおりでございます。

また、国保の被保険者については、がん検診の受診料金が無料ですので、特定健診についても、合わせて今年度より無料として進めます。

会場については、従来の保健センター等から、ゆとりのある広いスペースを確保するため、公民館での実施を考えております。

実施日については、夏と冬の年4日間を予定しております。

また、健診会場として使用していた南町コミュニティ会館と東町生活館から、公民館までの送迎バスを用意致しまして受診への影響がないよう進めたいとこういうふうを考えております。

さらには、町内医療機関による個別の健診受診期間の延長や農業関係者が受診している札幌厚生病院との健診委託契約の締結など、より気軽に受診できる体制づくりを目指しながら、受診率向上に努めて参りたいと考えておりますので、ご理解のほどをお願い申し上げます。

●議長

(10時21分)

笹木議員。

●7番

今ほど、がん検診と特定健診を同時にするという事で、がん検診は国保の場合は無料であります。

特定健診には若干のお金がかかります。

それを無料にして一緒にやることによって健診率を上げる。

この無料にするということ、大変な大きな決断だと思って感謝をしております。

そこです、今、国からがん検診の受診率50%との目標が示されています。

行政としても多くの、今、お話がありましたとおりで、多くの施策をとりながら、努力して下さっていることは十分、私も理解をしております。

では、検診を受けてくれるがん協会、対がん協会ですね、この受け入れ態勢が自治体の希望にっていないとしたら、これは重大な問題です。

健診率を上げるよう指示する前に、環境整備を整えることが私は基本だと思っております。

町長の立場から町村会を通して、また、厚生労働省へしっかり要望して頂きたいと思っております。

今回の合同の健診には、私も大変期待をしておりますが、合わせて、乳がん、子宮頸がん検診も含めた女性だけの健診日の実施がこの先、検討して頂けたらと思っておりますが、この2点について、町長に再度、お伺いを致します。

●議長

(10時23分)

町長。

●町長

まずは1つ目、がん検診の協会でございますが、確かにそのことを私もお聞きしております。

従いまして、これについては町村会等を通じながらですね、申し入れたいと、こういうふうを考えています。

そして広くやっぱり検診すること、早期発見すること、それによって早期の治療もできます。

ほとんどのがんがですね、終末になってくれば（不明）が、早くみつければ治るといことがですね、今、近代医療の中で実証されております。

できるだけのことをしていきたい。

それから今ひとつは、女性DAYということで、今、提案がございました。

こういうことも含めて、十分考えていきたいとこういうふうを考えておりますので、よろしくをお願いします。

非常に、一つのアイデアだと思いますが、十分内部で検討して参りたいとこういうふうを考えておりますので、ご理解を頂きたいと思えます。

●議長

（10時24分）

笹木議員。

●7番

今、お話をしました、対がん協会の件、町長の力を十分に発揮して頂いて、これはもう、うちの町だけではなくてですね、全体のことだと思うんです。

この受診率を上げるということに努力している自治体に対して、もっともっと国がしっかりした基本をしないと、大変じゃないですか。

そういう部分で、町長には頑張って頂きたいとそのように思っております。

では、次の質問に入らせて頂きます。

最後の質問になりますが、13頁、「エゾシカ対策」についてお伺い致します。

エゾシカを始めとする有害鳥獣の被害が甚大であると聞いております。

農業に従事されている方はもちろんの事、農林業の被害額は道において昨年も50億円を上回り、シカの生息数は約65万頭、ここ数年に捕獲数は増えたものの、実際のシカの頭数は減っていないとの事です。

町としても被害の防止に向け、砂川市との広域で電気牧柵の設置を推進しておりますが、弟子屈町での畑作農家の方の実例では飛び越えたり、くぐり抜けたりと被害が出ているとの事です。

シカは特に、学習能力が高く、その撃退に悩んでいるのは全道の悩みになっています。

私も先月、夕張のJAに伺う機会がありました。

メロンを含め被害も大きく大変悩まれておりました。

お話では今迄電気牧柵を始め、5通り位の試みをして来たが、中々成果が出ないとの事でした。

そこで電気牧柵と併用して、獣道（シカの通り道）にLED鳥獣忌避装置を併用して、今年試みたいとの事であります。

私も知識の中で、シカを追いやることは出来ても、減らすことは出来ないだろうと思っていました。ですが生息範囲が狭まると食べるものが少なくなり、繁殖能力が低下する。要するに食べ物があればどんどん子供を増やし、食べ物が限られれば子供を生まないという事だそうです。

したがって殺傷しないで自然減少することが出来ると知り、奈井江町においても活用の検討が出来ないかとの思いで今回の質問とさせて頂きましたので、この点、町長にお伺い致します。

●議長

(10時26分)

町長。

●町長

エゾシカ対策についてということで4つ目の質問でございますが、エゾシカ対策として、町内ではですね、中山間リフレッシュ基金事業や個人により以前から設置されていたものが約8.7km、昨年、鳥獣害対策で国庫補助及び中山間リフレッシュ基金事業を活用して設定されたものが約14.8kmで、合計致しますと23.5kmの電気牧柵が設置されております。

また、電気牧柵の設置と合わせて、昨年から「わな免許」の取得を勧めておりまして、農業者、町職員を合わせますと10名が免許を取得しております。

くくりわなによる昨年の捕獲実績は4頭となっているほか、猟友会によるエゾシカの駆除実績は44頭となるなど、電気牧柵による侵入防止対策と致しまして捕獲による個体数調整の取り組みをそれぞれ行っております。

そのほか、アライグマを捕獲するための箱わなについても、農業者の協力を頂きながら設置しておりまして、平成23年度は36頭のアライグマを駆除しております。

平成24年度においても、国庫補助を活用した電気牧柵の設置を引き続き行う計画をしております。

ご質問にありましたLED鳥獣忌避装置につきましては、町内企業が開発致しまして鳥獣被害に悩む全国各地の自治体等が関心を寄せているところのお話を伺っているところでございますが、電気牧柵と同様に進入を防ぐもので、個体数の減に繋がるものではありませんけれども、地元である本町でも導入について検討して参りたいと考えておりますが、光と音を発する装置であること、また、設置費用が高額であることなど、解決しなければならない問題もあることから、現在のところ具体的な設置計画はありません。

今後、設置可能な場所、設置して効果が見込める場所の選定等、設置に向けた条件整備が整った場合には、試験的な導入も含めて検討して参りたいと考えております。

しかし、農産物や森林被害等防止のためには、個体数調整が必要であり、猟友会による「有害鳥獣駆除」や「くくりわな」による、捕獲頭数の増加を目指すと共に、北海道等関係機関とも連携しながら、被害防止対策に努めて参りたいと考えているところでご

ざいます。

ご理解を賜りたいと思います。

今、お話ございましたように、実際はですね、LEDの使用によって自然減が望まれ、そして餌がですね、なくなっていくということも含めてですね、効果があるんですよというお話もございますから、先ほど申し上げましたように、試験的にですね、導入を図りながら、今後、対応していきたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと思う次第でございます。

以上、答弁と致します。

●議長

(10時30分)

笹木議員。

●7番

この鳥獣忌避装置、本日までですね、町として製品構造の調査、また、現場の確認などして頂いたか、伺います。

●議長

(10時30分)

町長。

●町長

町内業者からですね、情報は頂いております。

ただ、確認はまだしてないということでございますので、ご理解頂きたいと思います。

●議長

(10時31分)

笹木議員。

●7番

私は、この製品に対して、特段な思いで伺っているつもりはありません。

また、地元企業だからといって、是非、使って欲しいという、そういうことでもありません。

この装置ですが、道内では8市町、また、道外では7箇所から依頼があり、試作の設置をしているようです。

そのほか1日1件以上の問い合わせもあるということです。

景気低迷の中、企業の生き残りをかけて、開発から試作、販売までという大変な経営努力を考えた時、町としてもその努力に対して何らかの対応が大事なことでないでしょうか。

このことは今述べている企業に限らず、地元企業の発展をわが町の発展と捉えて頂きたく、また町長は私が今述べたことを十分理解して頂けると思い、私からの最後の質問とさせていただきます。

●議長  
町長。

(10時32分)

●町長

今、お話ありましたとおりですね、いわゆる農家の方々が悩んでいることに対してですね、どう対応しなければいけないかということが優先的に考えてなきやいけない。

そして効果的にやらなきやいけない。

こういうふうに思います。

町内の企業だからといってですね、もっと、逆に育ててもらってですね、有効性を広めて頂くということも必要なことだと、私も考えておりますから、いずれに致しましても町内の企業を育て頂くという立場からもですね、そういう視点からも私どもは支援しなければいけないということは、当然のことだと思います。

今後の検討課題としていきたいとこういうふうに考えておりますのでご理解を賜りたいと思います。

---

## (2. 1番遠藤議員の質問・答弁)

(10時33分)

●議長

引き続き、総括質問を続けます。

1番遠藤議員。

(1番 登壇)

●1番

1番遠藤です。

おはようございます。

第1回定例会大変ご苦労さまです。

本日の質問は町長に2点、それと教育長に2点質問させていただきます。

まず最初に、農業の振興についてであります。

特にゆめぴりかの具体的なPRについてお伺いを致したいと思います。

奈井江町では、石狩川流域の肥よくな土地と、豊かな水資源に恵まれた気象条件の中で、道産米のブランド品種ゆめぴりかの生産が低たんぱく含有率6.8パーセント以下の割合の、出荷率が高く全道一の産地を3年連続獲得をして来ました。

そうした事から作付面積が増加をするなど、農業者の方々の努力と情熱とそして高い技術を獲得した、結果であると思います。

また個人の方より、蘭越町で開催された大会では、全国から265点の出品の中から準グランプリに輝き、奈井江町にとって、とても素晴らしい事でもありました。

これまでの経過から奈井江町としてこの食味の良いお米をどのような形でPR活動を行っていかれるのかをお伺い致します。

それと同時に関連がありますので、農業の担い手の問題についても、お伺いしていきます。

農業研修生の受け入れの体制についてということでお伺い致します。

少子高齢化に伴った担い手不足、農業を取り巻く環境は、農業技術の進歩や国際化の流れなど大きく変化しているのが現状です。

地域農業を守り農村社会を活性化するために、研修生や就農を希望する方々に農業経営や農家生活についての知識や技術の習得に向けた研修制度を行う場がないことや子供達から高齢者の方々に至るまで多様な面で、農業の中のふれ合い、絆を深める事も担い手の育成に繋がっていることだと思えます。

新たな農業者を育成していくために奈井江町としての受け皿を農業者の方々のご理解とご協力のもと、支援策が可能であるのかお伺いしたいと思えます。

よろしくお願い致します。

●議長

(10時36分)

町長。

(町長 登壇)

●町長

遠藤議員の質問にお答え申し上げたいと思えますが、まずは農業の振興、そして、合わせて農業の担い手の育成についてということでございますが、まずは、安全安心な高品質米の具体的なPR活動についてということでございますが、新すながわ産のゆめぴりかについては、主産地である基準品出荷割合が3年連続して、全道一、今、遠藤議員がおっしゃったとおりでございますが、千徳信行さんの生産したゆめぴりかが、蘭越町で行われた「米1グランプリ」において準グランプリ、北海道優良米生産出荷共励会のうるち米部門で最優秀となるなど、生産者の皆さんの努力によって素晴らしい実績をあげられております。

このような結果から、新すながわ産のゆめぴりかについては、市場関係者からも高い評価を受けております。

また、他府県の個人消費者などからも問い合わせが増加しているなど、販売についても好調に推移致しております。

町と致しましても、高品質米生産を続けていく事が優良産地としての地位を確実なものにしていくとの考えから、昨年より「産地ブランド確立支援事業」を行いまして、高品質米生産の支援をしております。

今後は、この素晴らしい実績を広く消費者や市場関係者にアピールしていくことが産地ブランドの確立に繋がるものと考えまして、平成24年度予算において「ゆめぴりか宣伝普及事業」を計上させて頂き、新すながわ農協が設置する、PR看板の設置費用に

対して助成を行って参りたいと考えております。

新すながわ農協では、販売促進用資材の整備と合わせて、名刺や封筒に入れる「ロゴ」の作成についても検討されているとお聞き致しておりますので、今後も連携、連絡を取りながら、ゆめぴりかと言えは新すながわ、奈井江となれるよう、産地のブランド化に努めて参りたいと考えておりますので、ご理解を頂きたいと思います。

次に、担い手の育成ということで、農業研修生に対する受け入れ体制の確立についてということでございますが、奈井江町の認定農業者の平均年齢に致しますと、53歳と比較的若い状況となっております。当面は営農がきちんと継続されていくものと考えていますが、2010農林業センサスによる基幹的農業従事者373人の内65歳以上の農業者の割合は40%に近い数字となっております。将来的には労働力の不足が懸念されている状況にあります。

このようなことから、新規就農者や農業後継者の育成や受け入れを行っていくことが、今後の奈井江町農業を支えていくために必要なものと考えております。

そのためには、就農希望者や農業研修生の受け入れなどの支援体制を整えていく必要がありますが、支援対象者の条件設定、就農・研修希望者と受け入れ農家との調整、研修期間中の住居の問題、農地の取得の問題など、クリアしなければならない問題も多くあります。

今後、どのような形で就農・研修を支援することができるのか、普及所や農協、農業委員会等と協議を行いながら、連携しながら支援体制の構築について検討して参りたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思う次第でございます。

以上、答弁と致します。

●議長

(10時41分)

遠藤議員。

●1番

先ほどの町長のご答弁の中に色々とお話を頂きましてありがとうございました。

お米のPRについてですが、一つ例をとりますと岩見沢市で行っている情熱米というお米があります。

これは秋の収穫を終えた頃、農協青年部総勢54名と女性部がその中に少し入っているんですけども、10キロの俵を担ぎ、また、野菜では玉ねぎや白菜などを自転車に積み、札幌のSTVラジオまでリレーをしてPRをしている。

また、農協女性部や水稻部会が協力しあい、米の試食や豚汁を振る舞うというイベントなども行っております。

PRの方法としては、看板や垂れ幕などといった部分が一般的ではありませんけれども、そういったイベントなどにも十分、活用して頂いて、PRを行っていただければなというふうに思っております。

それと同時に皆さんが持たれます名刺の隅の方にでも、PRを頂く事もアイデアの一つではないかなというふうに思っております。

また、イベントを大体的に行う、そういった場でのおもてなしの心も十分大切だと思いますので、是非、協力をして頂きたいと思います。

農業の担い手についてですが、近年、研修を終えて新規就農を目指す方が増加傾向にあります。

その受け皿が無いのが現状であります、また団塊の世代の人達が、田舎暮らしを求める、そして子供達の健康に気づかう若い人たちが、農業を求め定住される方が増加しているとも言われております。

農業の楽しさや良さを理解し、この奈井江町の定住対策の一つに繋がっていくという事も期待をしております。

この空知で、深川市にある元気村・夢の農村塾というのがあり、農業者38戸で農業体験や可能な方は研修生を受け入れを行っております。

また長沼では、子供が豊かな人間性や社会性を育むために、成長段階に応じて自然の中での長期宿泊体験のような体験を行うことは、大変有意義な事として子ども農村漁村交流プロジェクトを行っております。

奈井江町の農業担い手の問題も現在のところは、安定しているというお話ではありましたが、早い段階から着手していくことが、必要だと思っております。

特に研修生においては、通って来られる方はよいのですが、遠方から来られる方に対しての、特に住宅の問題があると思います。

例えば、公住が空いている所をお借りする、また、教職員の空いている家をお借りするという事はできないのかどうか、ちょっと伺いたいと思います。

●議長  
町長。

(10時44分)

●町長

まず1つ目はですね、ご案内のとおり、ゆめぴりか宣伝ということでございますけども、これについてはですね、今、農協さんとか農業委員会と今後協議して決めるわけですが、まず看板を立てよう。ただ、単なる看板では駄目だよというのが、私の考え方で、色々な手法を考えて、目に付くことをきちっとやったらどうですかという話もしております。

そして、今、提案がありましたイベントと、実は岩見沢市、前の栗沢が、これ情熱米ということですね、やっているわけございまして、私どもよく聞いております。

そしてS T Vにもですね、中核として、宣伝をしているということも含めてですね、札幌市の市民にアピールしているということでは、様々なイベントとして、評価できるものではあると思います。

そういったことも含めながら、空知のですね、管内で全体でやっている、いずれにせよ、それが3年ぐらいになりますけれどもですね、オータムフェア、オータムというのは秋のことでございますが、オータムフェアというのがありまして、色々な産品をブランド品を出品されている、そういったことも含めてですね、今後、より、奈井江町産米

をですね、あるいは奈井江産物をですね、どういうふうに宣伝効果するかということを含めてですね、十分、農協さん、関係者と相談しながら前向きに取り組んで参りたいと  
こういうふうに考えております。

ご理解を賜りたいと思います。

それから今ひとつは担い手の問題でございます。

おっしゃるとおり、今年もですね、21日に新規就農者のですね、数もけっこう増えてきておりますので、きわめて喜ばしいことだと思っておりますが、ただ全体的にみればですね、農家の方々も高齢化率が高まっております。

したがってですね、色々問題点があることも事実でございますから、こういったことにより新規就農しやすいような仕組みを、だから今、お話がありました遠方から来る人たちの宿泊の関係、これについてはですね、空いている所を利用したらどうだと、その  
とおりでございます。

十分検討していかなければいけないと思いますが、ただ、農家の方々もご存知のとおり、大きな家を持って、比較的ですね、使っていない部屋が沢山あります。

そういったことも含めてですね、提供してもらったり、協力してもらったりということも含めながらですね、総合的に考えていく必要があるんでないかなと。

いわゆる受け入れやすいような状況をどういうふうにしていくか、農家の方々も十分相談しながら、その中で今後とも見出して、より良いものを見出していかなければいけないと  
こういうふうに考えておりますので、ご理解のほどをお願い申し上げる次第でございます。

以上、答弁と致します。

●議長

(10時48分)

遠藤議員。

●1番

町長のおっしゃることよく理解できました。

それで今後とも農業の携わる皆様方のご理解とご協力をお願い申し上げながら、どうぞ  
よろしくお願い申し上げたいと思います。

続きまして、教育長に2点の質問をさせていただきます。

2頁目の学びの充実についての質問です。

今日の社会情勢が大きく変動する中で、子供たちの学力や運動能力、または、家庭の  
教育力などの問題が叫ばれている中で、親として子供達が明るく生き生きと過ごし将来  
の夢や目標に向かって成長してくれることを願うところであります。

さて、この度の質問は、子供たち一人ひとりを大切にした指導方法の工夫と改善を一  
層充実させるためにといったところで、小学校高学年の教科担任制と、低学年の英語教  
育の導入について伺います。

また、関連しまして4頁の心身の健康の育成についてのところであります。

学校栄養教諭による食育指導の導入についてとありますが、3年程が経過を致しまし

たが、これまでの評価と今後の取り組みについてお伺いを致します。

●議長

(10時49分)

教育長。

(教育長 登壇)

●教育長

今ほど、お話ありましたように、遠藤議員からご質問ありました1点目は学びの充実ということの中で、小学校高学年の教科担任制の導入、そして低学年の英語の導入、それから、食育の関係ということで、ご質問がありました。

小学校での教科担任制の導入している学校については、1学年3学級以上あるような大規模校や市・町で教職員の人件費を負担をしてですね、加配している学校が実施している状況であります。

当町のようにですね、1学年1学級から2学級の学校では、定数内の教職員での実施は難しいと考えております。

また、町独自でこの人件費を負担するということになりますと、財政面から考えてもですね、難しいのかなというふうに考えているところでございます。

しかし、奈井江小学校においては、4年生以上の理科の授業については、専任教科ということで加配になっておりまして、専任教科で行っているという状況でございます。

また算数ではチーム・ティーチングを導入しておりまして、単元によってはですね、習熟度別で授業を実施するなど、指導方法の工夫改善と充実に努めているところでございます。

次に、低学年の英語教育の導入についてでございますけれども、現在5、6年生の外国語活動が必修化されておりまして、年間それぞれ35時間を実施しております。

3年生4年生についてはですね、総合学習の時間に、国際理解の授業としてですね、奈井江小学校においてはそれぞれ15時間、江南小学校については5時間ずつの授業を行っているところでございます。

1、2年生については、総合的な学習の時間が組まれていないことからですね、この実習をしていないところでございますけれども、これ以外の教科、授業時数が増加していることもありまして、現状での外国語活動の導入は難しいというふうに考えているところでございます。

しかし、本年度から始まる教育ビジョンの位置付けから、外国語活動の重要性は認識しているところでございまして、これらについてもですね、十分検討して、学校現場とも十分検討していきたいというふうに思っているところでございます。

次に、食育の関係でございますけれども、食育の指導についてはですね、平成20年4月から、当組合の「学校給食の管理」と合わせてですね、「学校栄養教諭」としてですね、配置校を江南小学校として、奈井江町小学校、中学校、合わせて3校、それから浦臼町の小・中学校2校、合わせて5校の食に関する指導を開始しているところでござ

います。

この間、給食の時間はもとより、学級活動、特別活動、道徳等、学校教育活動全体を通してですね、計画的・継続的に、学級担任と連携してですね、児童生徒へ、食事の重要性、食事の喜び・楽しさ、生産者への感謝する心の育成など「食に関する指導」を行っているところでございます。

学校教育において徐々にではありますが、浸透しております、TTによりまして、行える指導体制というものもできまして、一定の評価をしているところでございます。

今後も、子どもたちの健康状況などを把握しながら「食育に関する指導の全体計画」にそって、子どもたちが将来にわたって健康に生活し、食に対する心構えや、栄養や食事の取り方などについて、正しい知識を伝え「望ましい食習慣」が身につくように、家庭、地域とも連携して参りたいというふうに考えておりますのでご理解を賜りたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

●議長

(10時55分)

遠藤議員。

●1番

ご答弁ありがとうございました。

小学校高学年の教科担任制についてということで、私の思いを少しお話させていただきますと、3点の利点があるのではないかとこのように思います。

学力の向上については、1人の教師が同じ授業内容を複数の学級を持つことで、授業の質が高まっていく、それと同時に学習する子どもの理解も深まるんでないか、その積み重ねで教師の指導力も向上していくのではないかとこのように思われます。

また、生徒指導については、複数の教師の目で子どもを見る事で課題を持つ子供を、担任が一人で抱えるのではなく、学年や学校の職員全体で見守ることが出来る。

そして、中学校への円滑な橋渡しに効果があるということで、要するに、学級担任から学科担任というシステムの変化による不安など、中一ギャップの防止に繋がるのではないかとこのように思います。

また、小学校低学年の英語教育の導入についてですが、昨年より公立小学校の高学年において、英語が必修となり一年が経過を致しました。

この奈井江町においては、独自で、中学年3年生4年生にもわずかながらではありますけれども、総合的な学習の中で実施をされているというお話でもありました。

低学年においては、英語を理屈で言葉を覚えるのではなく、本の読み聞かせや、楽しい歌やゲームによって英語を楽しませる、わかる楽しさを経験をさせながら聞く力を伸ばしてあげる必要があるのではないかとこのように思います。

学年が上がるにつれて、英語教育の取り組みもスムーズに行くのではないかとこのように考えます。

食育指導については、奈井江町と浦臼の小中学校をあわせて5校を1人の栄養教諭が

指導に当たっているということではありますが、手が行き届かないのではないかとこのように思われます。

給食の時間は、食育の時間でもあり教職員の方々の協力も大いに必要ではないかとこのように思います。

残菜の結果をみても学校により、かなりの差があります。

今後において家庭も含め食に対する正しい知識と能力の育成に努めて頂きたいと思っております。

奈井江町においては、町内外から高い評価を頂いております小中高すこやか健診は、子供たちの健康維持に、意義ある事業であります。

年々受診率の低下が見受けられ、教職員の方々には、奈井江町独自のほかの市町村にない事業でありますので、十分にご理解を頂き、受診の向上に一層のご協力を頂きたいものと思っております。

総体的には、昨年から導入された英語教育について当初、大変なご苦勞を頂いているかと思っておりますが今年度から中学校では、保健体育科により、武道が必修となり、教職員の方々の自主努力が、大いに必要になって参りました。

しかし、その道のプロでありますので、腕を大いに奮って頑張って頂きたいと思っております。

子供たちの毎日の学習の中でしっかりと習得させる、一人ひとりに寄り添った授業がととも大切であるというふうに思います。

人間教育も含めて教育の原点に戻り、グローバルに考えていくということが重要であり、奈井江町独自の教育ビジョンを元に、さまざまな問題解決に努めて頂きますようお願いを申し上げます。質問を終わります。

ありがとうございました。

●議長

(10時55分)

ここで暫時休憩と致します。

11時10分再開と致します。

(休憩)

---

(3. 8番森山議員の質問・答弁)

(11時10分)

●議長

それでは総括質問を続けます。

8番森山議員。

(8番 登壇)

●8番

おはようございます。

第1回定例会出席大変ご苦労さまでございます。

通告に従いまして、3点について、町長に質問をさせていただきます。

1点目ではありますが、町政執行方針3頁、子どもたちの健全な成長と教育環境の充実に向けてのうち4頁、教育環境の充実、小学校の学習環境の充実についてではありますが、明年4月より現在の2小学校を1校に統合することとなっております。

新小学校として利用する予定の現奈井江小学校の改修は、大規模となるようですが、授業への影響を少なくするために、2ヵ年で行うとのことですが、私は理解をするところであります。

そこで、本年より行われる大規模な改修について、どこの所をどのようにしていくのか、内容を伺います。

また、グラウンドの改修に関してはどのように考えておられるかも伺いたいと思いますが、校舎の改築に関しましては、先ほど笹木議員への答弁で私は理解しました。

それですね、グラウンドの改修に関してだけの答弁を町長からお願いしたいと思えます。

よろしく申し上げます。

●議長

(11時12分)

町長。

(町長 登壇)

●町長

森山議員の質問にお答えしたいと思いますのですが、教育環境の充実ということで、先ほど、笹木議員から質問のあった同趣旨のものがありませんからそれを省いてということでございますから、1点に絞って申し上げたいと思います。

グラウンドにつきましては、今回の改修工事には含まれておりませんが、次期まちづくり計画の策定時に、十分この内容等も含めてですね、検討して参りたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと思う次第でございます。

以上、答弁と致します。

●議長

(11時13分)

森山議員。

●8番

グラウンドの改修は今回の改修に含まれていないということでございますけれども、昨年、小学校の統合に向けての、色々議論を議会と行政側とさせて頂いた折に、統合する理由と致しまして、江南小学校の生徒が非常に少なくなってきて、団体スポーツが出来辛いということが少人数学校のマイナス面として挙げられました。

それで、それらを解消、そればかりではございませんけれども、それらを解消するためにも、統合した方がいいんだということで、それも統合の一つの大きな要因となっただけでございます。

そういう状況の中で、やはり、特に私は江南小学校の前通ると放課後ですけども、子どもたちが、数人で野球をやっているんですね。

それでやはり少人数学級でチームを作れないでいるんだなという状況を見ているんですけども、是非、統合した折には、そういうグラウンドでのスポーツが団体でできるような環境が整うわけですから、グラウンドもなるべく早く改修して頂きたいなど、このように存じますので、強く要望致しておきたいと思っております。

では、2番目の質問でございますけれども、2点目の質問と致しまして、5頁、住みよいまちづくりに向けてのうち、生活環境整備の③番目、道路の整備についてでございますけれども、5頁、最下段に記載されていますように、北海道の事業だとは思いますが、道道奈井江浦臼線に掛かる吾妻橋の架け替え事業が本年度着手される見込みとあります。

この道は、皆様もご存知のように、平日でも大型車両の交通量も非常に多く、また雪がなくなりますと浦臼町よりの奈井江高校生徒の自転車通学路ともなっております。

また、この道路の幅員においては、吾妻橋付近がもっとも狭く、改良への着手は長い間待ち望んでいたことでもあります。

そこで、本事業の内容についてですが、完成にどのくらいかかるのか、また、迂回路はどのように計画されているのか、現在ある歩道は工事中も通行可能なのかどうかをお伺いしたいと思います。

●議長  
町長。

(11時16分)

●町長

2つ目の質問でございますが、道道奈井江浦臼線に架かる吾妻橋の架替事業でございますが、これはもう言うまでもございませんが、道の事業でございますけれども、工事期間であります。平成24年度から用地測量等を行いまして、迂回路に架かる仮橋等の準備を進めながら、平成25年度に仮橋の供用を開始致しまして、橋の新設工事にかかりまして、平成28年度に完成を予定致しております。

今お話ございましたように、これは車両が多いわけで大型車両、そして、通学生も、自転車通学も多いわけでございます。

それから、迂回路につきましては、今の橋の上流側に仮橋を架ける予定で、仮橋に歩道も設置する計画と相成っております。

現歩道につきましては、仮橋の供用開始の時点まで、利用できるものと思われまして。

いずれに致しましても、交通量の多い路線でありますから、安全面には配慮頂き、地域の皆様のご協力を頂きながら、早期に橋の架け替え事業が終わるよう、北海道に要請していきたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思う次第でございます。

以上、答弁と致します。

●議長 (11時17分)  
森山議員。

●8番  
吾妻橋に関しましては、先ほども申しましたように、通行量が非常に多いということで、架け替えることは非常に嬉しいことなんですけれども、道工事ですので、かなりの期間が掛かるということでございます。

しかしながら、歩道もその工事期間中、通行できるということですので、理解はしますが、今、町長も申されておりましたように、なるべく早く完成して頂けるように道の方に再度お願いをして頂きたいと、このように考えております。

また、迂回路と致しまして14号の方を仮に通るような案内も出すのかどうかも含めてお伺いしたいと思っております。

●議長 (11時18分)  
町長。

●町長  
14号は通らないということになっていますので、迂回路できちんと処置したいと、こういうふうを考えています。  
ご理解頂きたいと思っております。

●議長 (11時19分)  
森山議員。

●8番  
只今の答弁で理解致しました。  
次に、3点目の質問になりますけれども、12頁、地場産業の振興に向けてのうち、農業の振興についてであります。当奈井江町におけるお米、トマト、メロン、野菜等、良質の農産物が生産されていることに対しましては、深い敬意の念を持っている1人です。

今ほど申し上げた農産物の生産過程には、ビニールハウスが必要不可欠であろうと思っておりますが、今年の降雪量の多さ、また低温等によるハウスへの雪害が非常に懸念される場所です。

まだ雪も深く、ハウスの全容は確認できないと思っておりますが、なるべく早い時期に、町として被害の実態調査をして、被害が多ければ何らかの対策が必要となると思っております。町長の考えをお伺いします。

●議長  
町長。

(11時20分)

●町長

農業の振興でございますが、本年の降雪量の多さや低温等によりまして、農業用ビニールハウスの被害の対策についてということでございます。

本年の降雪については、3月5日現在でございますが、累計致しますと降雪量が7m71cmでございます。積雪深は1m10cmということになっております。

降雪量については、平成17年と近い量7m52cmでございますが、17年が、となっておりますが、気温の低い日が続いたため、積雪深は平成17年対比では26cm多くなっております。

このため、ビニールハウスなどの農業用施設に一部損壊などの被害が発生しております。

このような状況を受け、空知地方総合開発期成会は、今回の豪雪に伴う被害状況を調査致しまして、3月21日に上京致しまして、国に要請活動を行うこととなっております。

奈井江町の現在把握している被害状況につきましては、農業用倉庫で2棟、ビニールハウスで7棟が全壊、又は一部損壊しているとの報告を受けているところでございます。

しかし、現在も積雪も多く被害状況の把握ができていない施設もあるものと思われま

すので、今後融雪が進まなければ実際の被害は分からない状況にもあります。今後引き続き、被害状況の把握に努めるとともに、その結果により必要がある場合については、当然のことながら国、道とも連携しながら対策について検討して参りたいと、こういうふうを考えておりますので、ご理解を頂きたいと思います。

以上、答弁と致します。

●議長

森山議員。

(11時22分)

●8番

只今の町長の答弁でありますけれども、これからも融雪とともに調査をしながら、対策を立てるかどうか判断していきたいということでございますので、調査のこともお願い致しまして、私からの質問を終わります。

ありがとうございました。

(11時23分)

---

#### (4. 3番三浦議員の質問・答弁)

(11時23分)

●議長

引き続き、総括質問を続けます。

3番三浦議員。

(3番 登壇)

●3番

3番、三浦きみ子です。

まず、町長の町政執行方針に関連して3点質問します。

1点目は、2月17日に閣議決定されました「消費税増税を柱とする社会保障と税の一体改革大綱」についてであります。

町政執行方針の1頁、初めの部分で、地方政治を取り巻く環境において、「TPP・環太平洋経済連携協定」、及び「少子高齢化の進行」などへの対応が喫緊の課題とありましたが、これに加えて「社会保障と税の一体改革大綱」、その中でも「消費税の増税」については、地域社会や経済への重大な影響を与え、町財政をも圧迫すると危惧しています。

各紙の世論調査でも「増税反対」が6割を超え、国民や中小業者の生活と営業を破壊すると、各界の識者からも反対の声があがっています。

先日、農協前で消費税増税に反対する署名行動をしておりましたが、そのおりに、「年金はこの先も減り続ける。介護保険も、後期高齢者医療保険もあがる。年寄り早く死ぬということかい」と怒りながら署名をしてくださったお年寄りがいました。

また、ある中小企業の方は、これ以上景気が冷え込んだら、持ちこたえられないとおっしゃっていました。

法人税が下げられる、その一方で、収入の低い経済的弱者に負担が重くのしかかる消費税増税が準備されている。

この状況で消費税増税について、町長の見解をお尋ねします。

●議長

(11時25分)

町長。

(町長 登壇)

●町長

三浦議員の質問にお答え申し上げたいと思いますが、まずは、社会保障と税の一体改革における消費税の増税が地方財政を圧迫し、国民・中小業者の生活と営業を圧迫するというので、私の考え方ということでございます。

社会保障と税の一体改革について閣議決定がなされました。

今、国民的議論が広がりを見せているところでございますが、政府からは2050年には、高齢者1人を1.2人で支える「肩車社会」の到来が見込まれることから、「全世代対応型」による各種制度の構築を目指すとの説明がなされております。

そして、この財源として、消費税の増税も具体的な数値を持って示されておりました、

2014年4月には8%、15年10月には10%ということですが、この社会保障と税の一体改革については、危機に直面した「国家財政の健全化」と「社会保障の機能強化」それぞれがその目的とされているということですが、当然ながらその制度設計によって、将来にわたる国民の生活や経済にも大きく関わってくるようになります。

消費税増税に対しては、今、お話ございました収入の低い人たちを含めてですね、大変影響が大きいということは当然のことです。

いわゆる「逆進性の問題」や「経済の成長戦略・景気回復による増収」などの考え方については、重要な議論のポイントと理解をしております。

加えて、地方におきましては、今、お話ございましたように人口減少傾向、少子高齢化、あるいは地方分権への対応など自治体運営にも、直接的に響いてくる重要な問題だと、私も認識を致しているところでございます。

自治体の長と致しまして、住民生活を守り、地域経済の活性化や安定した自治体運営に取り組む責務がございます。

従って消費税の議論については、地方や国民に大きな負担を求めることのないように、国においても慎重な議論が必要であると、私なりに考えているところでございまして、今、話にあります国が進めようとしている消費税増税についてはいかがなものかと、こういうことが執行方針でも申し上げたとおりでございます。

以上、答弁と致します。

●議長

(11時28分)

三浦議員。

●3番

今の町長の答弁にありましたけれども、この件に関しては、本当に多くの国民があらゆる機会を捉えて、こういう状況だから、消費税を上げられたら困るということを声を大にして、言ってく、そのことが、今、一番大事じゃないかなというふうに思っています。

私も議員としても機会あるごとに、そういうことに係っていきたく思いますけれども、町長も今、おっしゃられましたけれども、本当に、国に声を大にして、ほえて頂きたいというふうに思います。

続きまして、2点目ですが、町政執行方針の5頁、「住みよいまちづくり」という観点で質問致します。

昨日、気温が上がって、道がもうザクザクで、私の家の前も車がもう走れないような状況でした。腹がつかえて。

夕方になってですね、ブルトーザが入ってくれました。

そしたら、近所の人たちがみんな道に出てくるんですね。なにか、みんなでありがとうございます、ありがとうございますっていう感じで。

今日はですね、ここに歩いて来る途中、西5条通りに排雪車が入っていて、もうほっ

としました。

今年は、幹線道路を中心に排雪車が本当に小まめに入って頂いたので、町民は本当に助かっていると思います。

ただですね、交通、買い物と並んで、今年ほど除雪が高齢者世帯の生活に重くのしかかったことはないんじゃないかと思います。

「1戸建てにはもう住めない」という高齢者の声がいつに増して、多く聞こえました。シーズン始めに建設・土木業者と契約を結んでいる方、それからシルバー人材センターとシーズンで契約を結んでいる方、除雪についてですけれども。また、その都度必要に応じて業者やシルバーに依頼される方、あるいは近所の除雪機を持っている方に、個人的にお願いしている方、さまざまな形で除雪に対処していますけれども、しかし、人に頼めばお金がかかります。

ある公営住宅に住んでいる方のお話では、シルバー人材センターにシーズンを通して契約しているんだけど、今年は、とにかく回数沢山来てくれて、小まめにやってくれるんだけど、12月と1月はそれぞれ2万円かかった。2月も2万円かかるんじゃないかというふうに言っていました。少ない年金で暮らしている身には大変だとおっしゃっていました。

このように、高齢者にとって今年の雪は命に係わる状況でした。

特に、今年は気温が低い中で雪の日が続いたために屋根の雪が落ちない、そういう特徴もありました。

特に無落雪の屋根の住宅はひどかったと思います。

さらに北側や風下の側は大きな雪庇になって、放ってはおけない状況でした。

町には間口除雪の制度がありますけれども、条件がかなり厳しくて、なかなかそれに合致する人がいない。

それで町民の中には、もう個人では限界なので、無料でなくていいから、少し払ってでもいいから間口除雪の対象を広げるような、そういうシステムにならないだろうか、そういう意見が沢山出ています。

この点に関しては、いかがでしょうか。

●議長

(11時33分)

町長。

●町長

2点目の質問でございますが、間口除雪についてということで、今、三浦議員からお話ございましたように、今年は、もう先ほど積雪量もお話しましたけど、かつてないほどの大雪でございますして、町民生活に大変多大な影響を及ぼしていると、このことも私も承知致しておりますし、できる限りですね、いわゆる生活のしやすいように、特に高齢者が非常に問題でございますから、そういった中でですね、補正もお願い致しましたし、そのあとも、何回か補正してですね、徹底的に除雪排雪をしていこうということでやっていることも、これまた事実でございますので、そしてまた職員も必死になって張

り付きながらですね、状況を見ながら対応をしております。

そういうことも含めてですね、今、ご指摘あったことが非常に私もピンときますけれども、その中で、町の間口除雪サービス事業については、公営住宅やアパート等を除く町の除雪路線に面する一戸建てにお住まいの方の、1つ目としては介護認定、要支援以上または同等の状態である高齢者世帯、2つ目としては身障手帳1・2級を保有する単身世帯、3つ目としては除雪に支障のある70歳以上の高齢者世帯であって、町民税非課税世帯で、町内に扶養義務者がいない世帯を対象として、今年は27件のサービスを実施しております。

間口除雪サービスは、業者委託により実施しておりますが、業者が担える件数も30件までと制限があります。

除雪サービスの拡大は請負う業者もないことから現状においては難しい状況にございますが、町の間口除雪サービスの条件に該当しない場合は、社会福祉協議会のシルバー人材センターや商工会ふれあいネットワークによる玄関間口除雪サービスの利用を紹介している状況にございます。

シルバー人材センターの利用状況では、2月末現在の受注件数では1,618件、昨年同期に比べますと約2倍でございます。時間数で言いますと3倍以上の申し込みがありまして、商工会ふれあいネットワークでは、シーズン契約を含めて57件と、昨年を上回る申し込みの報告を受けております。

高齢化によりまして近年は、流雪溝や電気融雪槽への投雪が困難である、窓や屋根の雪処理、排雪場所が限られ、雪はねでなく雪上げ作業となり大変との相談もありますのも承知しているところでございます。

今後の課題として受け止めていきたいと、こういうふうに考えております。

いずれに致しましても、冬季の暮らしやすさを共に考え、創り出していくように、高齢者ネットワーク等でも、十分このことを相談しながらですね、今、三浦議員の指摘のあったように、少しお金かかってもいいから、何とかならないかということも含めてですね、どういうことを構築すればいいかも含め、広く皆さん方の意見を交わしながら、今後の対応を考えていきたいというふうに思っておりますのでご理解のほどをお願い申し上げます。

以上、答弁と致します。

●議長

(11時37分)

三浦議員。

●3番

よろしくお願ひしたいと思います。

3点目ですけれども、9頁の町民の健康づくりについて質問します。

福島原発事故にともない、道内でも土壌・食品汚染にこたえるべく、測定機器を導入する自治体が増えています。

また、道としても泊原発から30キロ圏内の9町村に12ヶ所のモニタリングポスト

を設置することになりましたが、道議会で、もう少し対象を広げろという意見がでて、「今後も取り組む」というふうに高橋知事は答えています。

国や道に予算付けをするよう町としても強く要望するとともに、奈井江町でもモニタリングポストを設置すること、そして町民にも貸し出しできる簡易測定器を準備しておくこと、食品の放射能汚染がはかれる装置などを準備するよう早急に取り組む必要があるのではないかと思います。

泊原発で一旦事故が起これば、この奈井江も偏西風に乗って運ばれる放射性物質が降り注ぐこととなります。

その時になって、測定器を準備するというのではまったく間に合いません。

福島の事故によって、安全神話が崩れ去った今、事故は起こる事を前提に対策を立てるべきだと思います。

町民の命を守るためにも、農産物の風評被害を防ぐためにも、正しい情報の共有が一番の防御だと考えますが、この点についてお尋ねします。

また、町の健康づくりの一環として、万が一の事故に備えて、放射能から身を守るすべを積極的に広めるべきだと思いますが、このことと併せて質問致します。

●議長

(11時40分)

町長。

●町長

次に町民の健康づくりに向けてという中でですね、放射能測定器を導入し汚染の実態を明らかにすべきだと思うと、それから2つ目としては、健康づくりの一環として、放射能から身を守るべくすべを広めるべきだと、こういうご質問でございますが、道内の放射線測定については、北海道において、泊原発周辺地域22ヶ所で空間放射線量率の測定を実施しているところでございますが、平成23年3月23日より、石狩振興局を除く全道13の総合振興局・振興局の敷地内においても、同様の測定を行っているところでございます。

また、主要水産物・水道水・農地土壌等の測定を行なっておりまして、最新の結果においては、放射性物質は検出されていないか、平常レベルにあるとの結果が報告されているところでございます。

空知総合振興局においては週に2回、測定を行いまして、道内各振興局と共にホームページなどで公表しているところでございます。

放射能の汚染につきましては、国や道の責任において安全性の確保、正しい情報提供が行われるべきと考えており、今、三浦議員がおっしゃったように、情報をきちっと共有しなければいけない、そのとおりでございまして、町において測定器を購入することは今のところ考えてはおりませんが、各振興局だけでなく、スポット的に市町村の測定を行うよう北海道に要請していきたいと。

これはどういうことかといいますと、総合振興局はですね、振興局設置の岩見沢市を測定しているわけでございまして、それだけでは駄目だと。

したがって、空知管内全体にですね、スポット的にといいますか、この界限、中空知から北空知を含めてですね、やはりきちっと測る必要があるんじゃないか、測定する必要があるんじゃないかということは今後申し入れていきたいと、こういうふうに考えているところでございます。

放射線にさらされる状態と致しましては、日常での自然放射線によるもの、放射線療法などの医療行為によるもの等、安全な範囲で放射線を受けるものの他、人体に影響を及ぼす程の被曝は、事故・災害によるものであるとされております。

放射線については、当町の土壌や食品のみが汚染される事は考えづらく、そのような事態がおこった場合には、近隣市町はもちろんでございますが、その以前に、このことについてはですね、やはり今直ちに、放射能が汚染されてからでは遅いわけでございます。

される前に、する前にですね、やはり道が、あるいは国の責任において、調査、分析をして、発表していくということが本来の仕事であると、こういうふうに考えて、私は道、国に強くこのことを要請していきたいと、こういうふうに思います。

今後も、当町が有害な放射性物質に汚染されることの無いよう、関係各所からの情報を得ながら注視して参りたいとこういうふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

色々データあるわけでございますけれども、様々な面からですね、調査しながら、これやはり基本的には国、道がきちっと守らなければいけない。

各市町村でセシウム検査も必要でありましょうけれども、それ以上に、その責任を持つという意味において、道にきちっと要請をして参りたい、こういうふうに考えておりますので、ご理解を頂きたいと思っております。

●議長

(11時45分)

三浦議員。

●3番

2点目の町民に放射能から身を守るすべを広めるべきだということについてはいかがでしょうか。

●議長

(11時46分)

町長。

●町長

そういったことも含めてですね、やはり町民に分かって頂くようにですね、どのようにするかと内部で十分検討しながら共有するようにしていきたいとこういうふうに思います。

今のところはですね、現在の状況を申し上げますと、放射線量については空知総合振興局のマイクロシーベルトといいますか、0.022ということをおっしゃっております。

これはですね、基準が北海道では0.5以上ということだそうでございますから、こういったことも含めてですね、広く町民に共有してもらおうように、広報宣伝をして参りたいというふうを考えておりますので、ご理解頂きたいと思ひます。

以上でございます。

●議長

(11時47分)

三浦議員。

●3番

よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、教育長の執行方針について2点質問致します。

最初に2頁目に書かれています学びの充実についてです。

ここに小学生向けと中学生向けの「放射線副読本」があります。

これは、文部科学省と経済産業省が、2009年度から「原発は安全です」というふうに書いた副読本を発行していたんですけれども、福島事故を受けて、国会でも「安全神話に立った副読本を使い続けていいのか」と追及され、リニューアルされたものがこれです。

さすがに「原発は安全です」とは書かれていませんけれども、例えば、これは小学生用です。17頁ありますけれども、「放射線を受けるとどうなるのか」という疑問に答える部分は2頁だけです。

それも、「放射線の利用が広まる中で、たくさんの放射線を受けてやけどを負う事故が起きています」というふうにあります。

これはたぶん東海村事故のことだと思ひますけれども、あれはやけどなどというものでは全く違う深刻な事故でした。

また、「広島と長崎に原子爆弾が落とされて多くの方が放射線の影響を受けています」というふうにも書かれています。

そもそも、人を殺すために作られた原子爆弾と原発事故を同列に並べるということ自体がどうなのかと思ひます。

その上で、「さまざまな調査からどのくらいの量を受けると、人体にどのような影響があり、どのくらいの量までなら心配なくて良いかが分かってきました」というふうに書いてあります。

しかし、アメリカの科学アカデミーの中にある放射線の影響を検討する委員会では「最小限の被曝であっても、人類に対して危険を及ぼす可能性がある」と結論づけています。

つまり、心配なくてもよい量などないというのはないんだということが世界の常識です。

また、放射能とがんの関係では「一度に100ミリシーベルト以下の放射線を人体が受けた場合、放射線だけを原因としてがんなどの病気になったという明確な証拠はありません。」と書かれています。

ですから、喫煙とか、その他、色々な要因があるわけですが、その中で放射線だけを悪者あつかいにしないでくださいみたいな記述になっているわけです。

さらに、放射線から身を守るすべについても同じく2頁しか書いてありません。

その内容も、放射線から離れる、放射線を受ける時間を短くする、コンクリートの建物に入る、空気を直接吸わないようにマスクをする、危ないと言われた水や食べ物を口にしない、これしか書かれていません。

後の13頁は、いかに放射能が人々の生活の役に立っているのか、また安全かということが書かれているわけです。

中学生用の副読本もほぼ内容は同じです。ちょっと書き方は難しくなっていますけれども。

原発や原発事故については冒頭のはしがきに数行触れられているだけです。

レベル7の重大事故を起こした原因、実態、地震と津波の影響などは、まったく記述されていません。

1年経って、ますます深刻さを増している放射能汚染の現状についても触れられていません。

使用済み燃料の始末の仕方に、まったく見通しがたたないという一番深刻なところにも触れていません。

福島原発事故で大量に放出され、子どもたちが気にかけている放射性ヨウ素や、放射性セシウムの害についても触れられていません。

「ただちに、人体への影響はありません」と事故当時くり返されましたけれども、では10年後、20年後どんな影響が出てくる可能性があるのかということも、記述されていません。

専門家からも、教師や子ども、生徒の期待にこたえるものになっているのかという疑問も出されています。

この点について、どうお考えかお聞きしたいと思います。

さらに、昨年の大震災や津波では、大勢の子どもが津波にのみ込まれた学校もあれば、一人も犠牲者を出さなかった学校もありました。

日ごろの避難訓練のあり方とか、いざという時に役に立つ「本当の生きる力」が問われた事故だったと思います。

一人の犠牲者も出さなかった学校では、昔から地域に伝わる知恵、つまり、津波が来たときは、自分の判断でとにかく逃げる。周りの人の力も借りて生き抜く。家族がそれぞれ生き抜けば、必ずあとで会えるから、家族のもとにもどったり、そういうことは絶対しないこと。ということ、昔から伝わる知恵で受け継いできているわけですが、それを学校教育の中でも実践していたところは、一人も犠牲者を出さなかったということが、報道されています。

昨年東日本の巨大地震によって、日本周辺の地殻バランスが崩れて、本格的な地震活動期に入ったと言われています。

今後も大きな地震や津波が起こる可能性が高まっていると思われます。

奈井江は津波の被害はないと思いますが、地震や土砂崩れなどは充分考えられます。

また、泊原発に万一の事があれば深刻な事態が予想されます。

4月から使う教科書にも地震や原発の記述について、訂正があったり、写真を差し替えたりしているそうです。

日々新しい情報が飛び込んできます。

世界にアンテナを張って、より正しい、より新しい正確な情報を取り入れて子どもたちが自分の頭で考えて行動できるように、地域でも取り組まなければならないと思いますが、学校の現場でも頑張りたいと思います。

そのために、教育行政方針の2頁、下から4段目に「北海道教育委員会や北海道立教育研究所などの各種研究会を活用して指導力のスキルアップを図るとともに、公開研究会、校内研修会、さらには奈井江町教育振興会の活動などを通じて、教職員の実践的指導力、技術の向上に努めてまいります」とありますが、教職員の研修時間、それから研修の機会を十分に保障することはもちろんですが、その内容についても、「道立研究所などの各種研究会」と書かれてありますが、この「などの」のところを広く捉えて、本当に現場の先生たちが、本当に広く深く研修できる、そういう機会をですね、増やして欲しいというふうにお願いしたいと思います。

その意味でも、例えばこの副読本に限らず、原発問題であれば、さまざまな放射線に関する情報が収集できる状態になっています。

子どもや生徒の不安や疑問に答えて、教材として活用することを、現場の先生方に奨励すべきだというふうに考えるのですが、いかがでしょうか。

●議長

(11時56分)

答弁を求めます。

教育長。

(教育長 登壇)

●教育長

三浦議員から今ほど放射線の副読本について、様々な角度からのご質問があったかと思えます。

そのとおりなんです、未曾有の大災害となった東日本大震災によりですね、大規模な原発事故となった福島第一原発の状況を鑑み、文部科学省では、従前「わくわく原子ランド」という副読本を見直して、新たな放射線等に関する副読本、今、ご提示あった本であります、中学生向けと小学生向け、3、4年生向け、5年生向けですか、の向けということですね、配布があったところでございます。

教育委員会としても、教材の一助となるように、全校児童・生徒に配布を行い、また、教師も他の教材と合わせて、教材資料の一部としてそれぞれ活用しているというふうに聞いているところでございます。

副読本の内容につきましては、放射線の効用やメリットについて細かく記載されている、指摘のとおりだと思います。

そういう中ですね、危険性や悪影響についての記載が少ないなどという意見もあったところでございます。

なにより、児童・生徒一人一人がですね、放射線や放射能、放射性物質について学び、自ら考え、判断する力を育むことが大切であるというふうに考えております。

先ほど、津波の避難訓練の状況と、そして、その避難の状況によっては、違いがあったよと、指摘のとおりだと思います。

昔からその地域で伝わっている、てんでんばらばらに逃げるんだという、自らの判断で逃げたところが被災が少なかったというようなこともいわれていることも事実であります。

この安全対策というか、避難訓練も含めた学校の安全計画というものについてもですね、これも見直していかなければならないというふうに考えているところでございます。

いずれに致しましても、これからのこの副読本をですね、学校教育における指導の一助として今後も活用して頂きたいと思えますし、また、議員がご指摘のようにですね、現場の教師がさまざまな放射線に関する情報を自ら収集して、そしてそれらを子どもたちの不安、疑問に取り除くようにですね、正しい情報を伝えて、判断して頂くというような、生きる力に結び付けて頂くと、力をつけて頂くということが大切だというふうに考えているところでございます。

以上、答弁と致しますので、ご理解を頂きたいと思えます。

●議長

(11時59分)

三浦議員。

●3番

よろしくお願い致します。

最後になりますが、教育方針の4頁の学校教育環境の整備充実についてお伺いします。

4月からの武道必修化に伴いまして、その準備状況について伺いたいと思えます。

柔道、剣道、相撲の中から1つを選択するということでしたけれども、奈井江町では柔道を選択したということです。

その、畳の上でやるわけですがけれども、畳も含めて、場所の確保、それから柔道着が必要なわけですがけれども、そのような準備の状況を一つは伺いたいと思えます。

さらに、安全確保について質問したいと思えます。

日本スポーツ振興センターが毎年発行している学校管理下で起きる死亡事故・障がい事故の例という、それを基にしましたですね、愛知教育大の内田講師が学校での死亡事例を調べたところ、1983年度から2009年度までの27年間で110人の子どもが柔道で命を落としています。

脳障がいをはじめ、何らかの後遺症を抱える事故は2008年度までの26年間で261件起きています。

これは1年間に4人の子どもが亡くなり、10人の中学生が障がい事故にあっているということになり、他のスポーツの10倍から20倍も多い数です。

ただし、これはほとんど部活動中に起きた事故ということで、自由に技を掛け合う乱取り、その中で多発しているということです。

2008年5月に長野県松本市の体育館で開かれた柔道教室で、当時小学校6年生だった少年が乱取りの練習中に、男性の、これは大人の指導者に投げられて急性硬膜下血腫で意識不明の重体になり、重い障がいを抱えて、ほとんど身体が動かせず、全面介助が必要な状態になったという事故で、昨年、裁判所でこの男性指導者に「安全配慮義務違反があった」として2億4千万円の支払いを命じたという判決があります。

これは学校管理下で起きた事故ではありませんが、急性硬膜下血腫の発症は予見できたというふうに裁判所は判断したということです。

脳の損傷には、直接、ガンとこう、ぶつかった時の、衝撃で、例えば骨が折れるとか、中の脳が壊れるとか、そういう障がいもあります。

もう一つは、こちらから衝撃が加わった時に、脳が、こうぶつかって、反対側の脳が、出血したり、傷んだりという障がいがあります。

そしてもう一つ、柔道の中では、特にこの3つ目が多いということなんですけれども、急激にこう、回転運動を頭がかけられたときに、脳の硬膜と脳みその間に、ちょっとしたズレなんですけれども、ズレが生じて、静脈が切れてですね、血腫がおこって重大な事故に陥るといって、3つぐらいの大きな事故が起こると言われています。

これはボクシングなどでもよく起こる事故だということは広く知られているんですけれども、柔道でも非常にこれが多く起こっているということです。

柔道人口が日本の3倍の60万人もいるフランスでは、2005年から2009年の5年間で青少年の死亡事故はゼロです。イギリスでも児童保護のための厳格なガイドラインを柔道連盟が作っているということです。

カナダでは1990年代後半に起きた死亡事故の教訓から、柔道連盟が脳しんとうの手引き書を作成して、それ以降は死亡事例がないということです。

日本の柔道練習中に死亡したり障がいをもったりした青少年の親の会は事故防止のために、指導資格制度の導入、それから柔道事故の防止マニュアルを作成せよ、3つ目に児童を保護し守るためのガイドラインの策定を要求しています。

柔道の授業を安全に行うために、どのような安全対策を取ろうとしているのか、その点について伺いたいと思います。

●議長

(12時05分)

三浦議員にお伝えします。

残り時間4分となっています。

教育長。

●教育長

三浦議員の武道の必修化に向けての取り組みについてということでございます。

本町の中学校の武道の選択につきましては、今、ご指摘ありましたように、学校からは、柔道を選択したという報告を頂いているところでございます。

平成24年度から1年生と2年生が必修となります。

必要な柔道着につきましては、今回の教育費予算の中に、予算を計上させて頂いております。一括購入をし、生徒に貸与して参りたいというふうに考えております。

指導に当たる担当教員につきましては、新たな授業に向けて今、道教委で主催しております講習会に参加するなど準備を進めているところでございます。

授業の場所につきましては、町の体育館の格技場を使用する予定でございます。

その際、送迎につきましては、スクールバスを活用する考えでおります。

次に、安全対策ということでございますが、指導員の配置、授業計画についてでございますが、授業を行う時期につきましては、1月から2月の期間で、クラス単位で実施をします。それぞれ10時間を予定しているという状況です。

指導にあたりましては、担当教員の他に、町内の柔道経験者、数名の方にですね、指導員としてご協力頂けるように今、取り進めている状況でございます。

いずれに致しましても、安全対策についてですね、教員と指導員の複数体制による指導、そして、受け身など基本技術習得の優先に努めて参りたいと。

いずれに致しましても、安全面に配慮しながら行なって参りたいというふうに考えております。

ご指摘ありました海外のフランスの部分にも、私もインターネットで見たところによりますと、そういう状況があつてですね、これ、先進地とっていいんだろうと思えますけれども、ほとんど死亡事故がないということですから、この辺の部分で十分国の方においてですね、十分検討頂いて、そして、指導指針というか、そういう指導書的なものをですね、各学校に配布して頂きながらですね、安全対策にまた取り組んでみたいというふうに思っております。

また、国の方にこの安全面についてはですね、教育委員会の方の団体がございまして、そちらの方を通じてですね、要請をしていきたいと、国の安全対策の確保につけて、していきたいというふうに考えておりますので、ご理解を頂きたいと思っております。

以上、答弁と致します。

●議長

(12時09分)

三浦議員。

●3番

実は私は大学時代に柔道をやっていたので、なぜやっていたかという、やっつけるためではなくて、身を守るために覚えたいということで、やっておりました。

それで、受身とかそういうことで、本当にいざという時に役に立つ力はつくと思うんですね。

ですから、勝つためだとか、その技がより高度な技がかけられるようになるということを目的にしないで、本当に自分の身を守るということを大事にする柔道の授業であつてほしいなというふうに思っております。

これで質問を終わります。

- 議長 (12時10分)  
それでは昼食のため、1時15分まで休憩と致します。

(昼休憩)

---

(5. 2番石川議員の質問・答弁) (13時14分)

- 議長  
休憩前に引き続き、総括質問を行います。  
2番石川議員。

(2番 登壇)

- 2番  
皆さん、第1回定例会ご出席お疲れさまです。  
早速でございますが、町長が示された、平成24年度町政執行方針について3点、総括質問を致します。宜しくお願いします。  
まず1つ目の質問は、町政執行方針5頁にある、2、住みよいまちづくりに向けて(1)生活環境の整備の中の地域公共交通の整備について伺います。  
2月24日、北海道新聞の朝刊に、今年4月から、函館市の陣川地区の町会で1日7便、土日は3便のコミュニティバスを自力で運行するとの記事がございました。  
このバスは、学校、行政機関、病院、商業地区を40分で巡回するようです。  
また、この記事には、石狩管内当別町のコミュニティバスの紹介もありました。  
このような取り組みは、交通弱者や買い物弱者を救済する有効な手段として、国内、道内各地で計画、実行されており、その必要性については、私も昨年、第3回定例会における一般質問の中で、触れさせて頂いております。  
奈井江町においても、執行方針にあるように、24年度から町内全域を対象に“町民の足の確保”について「生活交通ネットワーク計画」の調査、検討が着手されます。  
そこで、国の「地域公共交通確保維持改善事業」の活用の説明と、奈井江町が進めようとしている町内における新たな公共交通の構築に向けて「生活交通ネットワーク計画」の策定の概要及び、今後の動向を伺います。  
また、当然この事は、交通弱者や買い物弱者の皆さんを助ける為の事業であります、町長のこの事業に対する思いも伺いたいと思います。

- 議長 (13時16分)  
町長。

(町長 登壇)

●町長

石川議員の質問にお答え致したいと思いますが、まずは、生活交通ネットワーク計画の策定に着手する具体的な概要ということでございますが、町内の高齢化率もご存知のとおり35%を超えております。

昨年、6月より開催しております高齢者支援ネットワーク懇話会の中でも、「当面は、まだ自分たちで出かけることができるが、近い将来、車の運転ができなくなったときのためにも、足の確保を検討してほしい」とのご意見が出されました。

新年度は、計画づくりの年と位置づけまして、国の補助制度を活用した「生活交通ネットワーク計画」の策定を行って参ります。

町では現在、国道12号沿線を走る中央バスや町営バス向ヶ丘線等の運行が行われておりますが、国の補助制度を活用するには、中央バスなど既存の幹線との連携が求められておりますが、運行にあたっては、町の中心地域でありますJR奈井江駅や中央バスの停留所、病院、そして新年度より整備を行う、仮称でございますが、地域活性化ホールへとアクセスするものでありまして、高齢者の通院や買い物対策など、新しい地域づくりの一環となるものでございます。

本年度の調査事業において、まずは町全体を計画エリアとして捉え、アンケートなどのニーズ調査、既存路線の実態の把握等を行った上で、住民の代表、北海道運輸局や地区バス協会など、交通関係者等にもご参加頂き、「公共交通会議」を開催し、町民はもちろんのことでございますが、専門家の皆さんと共に、我が町に合った計画策定を行って参りたいと考えております。

翌、平成25年度は、乗り合いバス運行開始の年と考えております。

まずは、4月5月に実証実験といいますか、運行を行って参りまして、その利用者数等を捉え、路線・停留所等の見直しを行った上で「生活交通ネットワーク計画」を完成させまして、これが補助要件に合致して採択されたとき、10月からの本格運行を行って参りたいと考えております。

なお、他市町との先進事例においても多額の経費を要する割に利用者が少なく、計画の見直しを余儀なくされている事例もあることから、住民にどれだけご利用頂けるのか、バスがいいのか、ワゴン車タイプがいいのかなど、車両の大きさを含めながらですね、経営の視点も併せ持った計画を策定して参りたいと考えております。

以上、答弁と致します。

●議長

(13時20分)

石川議員。

●2番

今の町長のご答弁、私も同感でございます。

それで私自身も若干調べた結果、経費が掛かる割にはあまり利用頻度が少ないというところも確認してございます。

そういう中で、いかに低コストでそれから最大限の効果を上げれるかということが、これから大きな課題となってくると思います。

この点についても、皆さんでしっかり町民の皆さんの意見も聞きながら、確実に進めていければと思いますので、よろしくお願い致します。

次に、町政執行方針12頁の4、地場産業の振興に向けてと、15頁の5、活力あるまちづくりに向けてにまたがる2つ目の質問を致します。

内容は、農商工連携でございます。

今、道内では、様々な形で農商工連携が行われていることは、皆さん御周知の事と思います。

奈井江町においても、農業者の皆さんは、すでに高い評価を受けられている米作りに加えて、地場産品を活用して色々な特産品を開発して、地産地消を推進する努力をされております。

また商工業者も、商工会に設置した「ふるさとライフ委員会」の中で、米粉を中心とした商品開発を行い、一応の成果を上げながら、24年度も継続する計画であります。

ちなみに、この取り組みには農業者でありながら商工会員の方や、福祉施設でありながら商工会員の方達も参加をしております。

この様に町内では、色々な方たちが地場産品の開発に取り組んでおります。

私は以前、農商工連携協議会に関する事について質問を致しました。

その時、今では一昨年になりますが、奈井江町役場、JA新すながわ、奈井江町商工会が、北海道をはじめとする道内5つの機関、「経済連合会、農協中央会、経済産業局、農政事務所」が事務局を務める「食クラスター連携協議体」に、参画者として登録をしている事を申し上げました。

私は農商工の連携は、単に農業と商工業だけに留まらず福祉や教育にも大きな影響をもたらす事であり、その様な連携でなければ本来のまちづくりに寄与しないと考えております。

地場産業の振興と活力あるまちづくりに向けて、奈井江町に農商工連携協議会を立ち上げるお考えはありますか。

ご答弁頂きたいと思います。

●議長

(13時23分)

町長。

●町長

2つ目の質問でございますが、地場産業の振興、活力あるまちづくりに向けてということでございますけども、奈井江町の状況としては、農業・商業ともに高齢化や後継者問題等を抱えながら、商店街では年々空き店舗が増え、空洞化している中で、商工会では「ふるさとライフ委員会」を立ち上げ、様々な活性化に向けた検討を行っているところでございます。

農業では、道産米のブランド品種ゆめぴりかの生産が、3年連続して好成績を収めた

ことは、農業者の高い生産技術と努力の賜物だと思います。

奈井江町がブランド米産地としての位置づけを支援していくことで、地域全体で農業に活力を与えて行くことにも繋がるものと思います。

工業では、リーマンショックが引き金となり、世界的な不況になり、昨年の東日本大震災の影響や急速な円高の中でも、町内企業におかれましては、厳しい期間を従業員と共にコスト削減に努め、企業努力による回復の兆しも感じられております。

このように、それぞれ違う業種ではありますが、それぞれが持つ特色は違うものの、共通する経営理念を持ったトップ集団であると考えます。

商工会の会員には工業も入っております、農協とも連携することによって、例えば、空き店舗対策や農産物の販売など、違った見方や考えで、奈井江町に活力を与え「まちづくり」を協同で行うことになるものと考えられます。

今回計画する、地域活性化ホールを拠点として、町が活性化していくことができたかと考えております。

この連携の中心を担うのは、町ではなく、昨年度も特産品開発等を手がけ、更に一步踏み出して、実践活動も行っています経済団体の中心である商工会が担って頂くことも最もふさわしいものだと思います。

今、質問の中で、農商工連携はもちろんでございますが、教育と福祉と、これらもですね、連携していく委員会等を立ち上げながら、どういうふうに今後進めていくかということも含めてですね、多面的な、いわゆるまちづくりといいますか、こういったことも、一つに繋げていったらどうだろう、その委員会を立ち上げたらというご質問がございました。

そのことも含めてですね、十分今後とも考えていきたいと、協議を重ねながらですね、今もネットワークシステムもございますから、こういったことも含めながら、どういう方向にしていくことが今後の方向付けになるかということも含めて十分検討していきたいとこういうふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

いずれに致しましても、主体は、あくまでも農商工をはじめと致しまして、町民の皆さん方でございますから、側面的に町がどんなことができるかという視点の中で、我々としては取り組んで参りたいとこういうふうに考えておりますので、ご理解のほどをお願い申し上げます。

以上、答弁と致します。

●議長

(13時26分)

石川議員。

●2番

今、町長がおっしゃったように、やはり、農業と商工業の連携を、福祉や教育に波及させることは、今後の課題として非常に大切なことだと思います。

どうしてもその中では、私は連携協議会が必要と思います。

今のお言葉の中にもありましたように、検討して頂きたいということ強く切望致し

ます。

その中で、奈井江町と教育委員会が、社会福祉協議会や農協、商工会と連携する事が大切であり、それでこそ本来のまちづくりが行なわれるのではないかと考えております。

まちづくりを、いわばオール奈井江で行う良い方法は、この連携協議会があるということ強く考えております。

よろしくお願い致します。

それでは最後の質問として、15頁（仮称）地域活性化ホールの建設について、質問を致します。

私は、私自身、町議会議員に就任後、初めての議会である昨年の6月に開かれた第2回定例会における一般質問の冒頭に4年間の任期中に、3つのコミュニティ、1つは奈井江町の世代間、地域間、2つは農商工の業界間、3つは町民と行政と議会との間の活性化を進める事に取り組むと申し上げました。

また、今までの一般質問の全てが、この3つのコミュニティの活性化に係る事でございます。

私は、この3つ事を実践する為に、この度、提案された（仮称）地域活性化ホールに大きな期待をしております。

町政執行方針にも、買い物や地域公共交通などの生活支援、地域コミュニティの醸成、農商工の連携による町の活性化や多世代交流の拠点となる施設と示されております。

奈井江町においては、大きな予算の計上による公共事業であり、町長におかれましても、この事を決断するには大きな責任の基に、熟慮を重ねられた事と思えます。

3つ目の質問として、すでに町内様々な処で、また色々な形で、ご説明されたと思いますが、あらためて、町長の奈井江町民に対する思いを、（仮称）活性化ホールが決断に至った経緯を含めて伺いたいと思えます。

また、その事を含めて、奈井江町の今後のまちづくりへの思いを伺いたいと思えます。

●議長

（13時29分）

町長。

●町長

地域活性化ホールの仮称でございますが、建設に向けて町長のまちづくりに対する思いをということでございます。

近隣市町と同様に、町の商店街は、購買圏域の拡大により地元での消費購買力が低下するなど、空き店舗が増えまして、市街地の空洞化を招いております。

商工会では、「ふるさとライフ委員会」先ほど申しあげましたように、立ち上げ、地域活性化に向けて様々なことを検討して頂いて、シャッターアートやイルミネーション事業等を行っております。

しかし、先月の20日には、町内の食料品スーパーが閉店致しまして、一部の地域からは買い物が不便になり、これからどうなるのかといった危惧する話も伺っております。

昨年、高齢者支援ネットワーク懇話会を立ち上げ、様々な議論を頂いておりますが、地域の高齢者が「孤独感を感じている」、「体が弱り、買物にも苦労している」などの意見が出されました。

また、葬儀に際しては、町内には、お寺や地区会館はあるものの、葬儀の75%以上が、町外で行われており、町内のバリアフリー化された施設で、参列したいという要望も強く意見として聞いております。

これらを総合的に判断して、今回、地域活性化ホールの建設を進めることと致しました。

このような中で、文化交流の拠点である文化ホールや交通網の拠点である駅周辺を一体として、町の中心ともいえるこの地域に、地域コミュニティの拠点施設として、活性化ホールを立ち上げ、Aコープ店や駅前商店街で買い物ができる、交流もできる施設を作り上げることが、これからの地域づくりに必要と考えております。

このホールの建設に向けた理念と致しましては、少子高齢化が進む中におきまして、町内においても地域のつながりが希薄になり、空洞化を起こして、高齢者はもちろんのこと、若い人達も含めた交流の拠点が重要ということ、駅前商店街やAコープ店と一体となった生活支援の拠点を構築し、高齢者が自ら買い物等で外に出て、町民相互が交流できる環境を作ること、農業や商業、工業、それぞれが持つ特色や力を結集して、農・商・工が連携した施設づくりに努めるといった点にあります。

また、このホールにおきましては、市街地域におけるバリアフリー化した施設として、防災対策上の避難場所としての役割も果たせるよう、今後検討して参りたいと考えております。

施設の運営、地域の活性化については、農協、商工会との三者で、しっかりと議論を進めて参りたいと考えております。

今ほど申し上げたとおり、この施設は、町民の交流や高齢者の「自立に向けた頑張り」を支援する施設であり、更には、コミュニティの醸成、買物や地域交通対策、健康づくりなど、様々な今日的課題の解決に向けた施策をつなぎ合わせながら、奈井江町の新たな地域づくりを目指す拠点施設でもあります。

今後も、町民の皆様のご協力を頂きながら、より良い施設として参りたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思う次第でございます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

●議長

(13時33分)

石川議員。

●2番

熱心なご答弁ありがとうございます。

今、町長もおっしゃったように、私もやっぱり町民の皆さんの支援、それから交流の場となるように多目的な中であっても、今度、新しくできる(仮称)活性化ホールが有意義に使えればということは、本当に大きな期待とそれから不安も入り混じった楽しみ

を持っております。

是非、先ほど申し上げましたがオール奈井江で、まちづくりをするための拠点として、活用できればと思っております。

これで私の質問を終わります。

どうもありがとうございます。

( 1 3 時 3 4 分 )

---

## ( 6 . 4 番大矢議員の質問・答弁 )

( 1 3 時 3 4 分 )

### ●議長

続きまして、4番大矢議員。

( 4 番 登壇 )

### ●4番

4番の大矢でございます。

通告に従い、町長に大綱2点、教育長に大綱1点質問させていただきます。

最初に、町政執行方針4頁の「小学校の学習環境の充実」についてお伺いを致します。

小学校の統合にむけて準備が進められており、その一環として平成24年25年度で大規模改修を計画しています。

教育環境の充実に向け、取り組まれることは大変喜ばしいことだと思います。

古い施設であり教育現場の要望に応えるには、大変なご苦労があることと思いますが、最善の努力をお願い致したいと思います。

さて、統合に向けては、周辺対策も必要と考え、通学路整備と交通安全対策について質問させていただきます。

今後、道路ごとの通学児童数を調査し、又、通学路の危険ポイントを掌握し対策をとられることと思いますが、生徒の居住状況を考えますと、西1線がメイン通学路になるのではないかと思います。

それで西1線についてお伺いを致したいと思います。

1つ目は、西1線は、車道については改修されましたが、歩道は改修されておらず、かなり老朽化が進んでいますが、歩道改修整備についてどのように考えているのかお伺いします。

2点目は、西1線と道々の交差点が交通量を考えますと1番の危険ポイントになるのではないかと思います。

信号、歩道等は整備されていますけれども、それ以外に何か安全対策を考えているのか伺います。

3点目については、除雪について質問させていただきます。

今年は大変雪が多く特別なわけがありますけれども、西1線の道道から16号間は、例年でも除雪状態が余りよくなく、道路わきに大変高く雪が堆積されており、歩行者が

見えない状態であり、背の低い小学校の低学年の生徒が通るには、大変危険な状態です。  
除雪対策は考えているのかお伺いします。

4点目と致しまして、統合や西1線だけの問題ではありませんけれども、今まで自転車の歩道走行を認めてきたところでありますけれども、今は車道走行をしなければならないということになっています。

雨水枡等、舗装の段差等これらの解消など、車道走行に対応した道路整備と、児童生徒、保護者に対する安全教育が必要と思いますが、どのように考えているのか伺います。  
以上4点について答弁をお願いします。

●議長

(13時37分)

町長。

(町長 登壇)

●町長

大矢議員の質問にお答えして参りたいと思いますが、まずは小学校統合後の通学路整備と交通安全西1線の歩道10号から16号までということでございますが、平成25年度から小学校が統合され、江南小学校の児童が、奈井江小学校に通学して頂くところではありますが、これまでと同様、スクールバスの運行を行いますが、それ以外の児童につきましては、徒歩や夏場は自転車通学になるものと思われま

す。また、通学経路も、議員からお話ありますように、現在の中学生と同様に、西1線ですと、5条通りや国道を経由され、それぞれ通学されることとなりますが、交通安全対策は従前と同様に細心の注意を払いながら、児童生徒の皆さんに家庭を中心に学校でも安全教育を推進して頂くことが大切であると考えております。

歩道の改修計画であります。この西1線15号から16号間ではありますが、東側歩道は平成13年度に改修しておりますが、西側歩道につきましては、舗装面の損傷等が見られる場合は、維持管理の中で対応していく考えであります。

また、今年のように雪が多い年は、車道と歩道間の雪が壁のようになりまして、「低学年児童の背丈以上の場所もあったり」、「交通量の多い、道道との交差点」が危険であるのご指摘かと思っておりますが、排雪の対応もありませんが、交通安全指導員の皆さん方も積極的に交通安全運動を展開して頂くなど、街頭啓発も多くの町民の皆さんにご協力頂いております。

皆さんで子どもたちの安全確保に協力して頂ければと思います。

自転車の車道走行に対応した道路整備についてであります。自転車については、平成20年6月1日の道路交通法等の改正施行に伴いまして、幼児や児童、70歳以上の高齢者、安全に車道を自転車で通行することができない障がいを持つ方などの場合には、自転車で歩道を通行することが認められております。

市街地の主要な歩道では、概ね自転車と歩行者とが安全に通行できる幅員が確保されていると考えていることから、小学校への通学で自転車を利用される児童につきまして

は、交通安全の観点から歩道を走行できるとお聞きしております。

中学生以上は、法律上、車道での自転車通行となりますが、市街地にある主要な道の車道については、自転車の走行に支障がないと考えられる路側帯の幅員が確保されていると考えています。

今後、維持補修の中で、不具合等があれば修繕して参りたいと考えております。

歩行者、自転車の運転者、自動車の運転者、皆さんそれぞれが交通安全の意識を常に持って、道路を通行するという意識が重要であると考えますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

以上、答弁と致します。

●議長

(13時41分)

大矢議員。

●4番

ありがとうございます。

今ほどの話で歩道については維持管理の中でやられていくということでございますので、出来るだけよろしくお願いをしたいと思えます。

ただ、今ほど東側整備されましたという話なんですけれども、今も見て頂いたように、冬場は東側しか開いていないんですね。

ですから、夏場は両方あるけれども、ある意味、小さい低学年が、こっちを使う、あっちを使う、15号ですか、道道の時に、2回、横断歩道を渡らなきゃならないということになりますから、その辺も含めてやっぱり安全教育きちっと作って頂きたいと思えます。

それから、自転車の話なんですけれども、今ほど言われましたように70歳以上の方と低学年の方は歩道を走行できるということなんですけれども、そのへんもまだ私自身もそういうことがきちっと分かってなかったということで、一般の町民の方はどこを走っていいんだろうとよく分かってないと思うんですね。

まして、小学校はいいですよ、中学校はだめですよとなると混乱をしますので、その辺も含めてまたよろしくお願いをしたいと思えます。

続きまして、2点目の方に移らせて頂きたいと思えます。

2点目は、13頁にあります「エゾシカ対策」についてでございます。

笹木議員から質問がありましたので、その部分は飛ばさせて質問させていただきます。

1点目は、年々鹿は増えており、私の家の前でも今までは2、3頭という出沒だったんですけれども、昨年春には6頭前後が出沒するという、かなり多くなっているということで、そういう話もしましたら、白山では10頭以上の群れが出てきますよという話をされていました。

本当に、増えたなというのが実感しています。

昨年の麦刈りのシーズンですか、私の近場でも麦あるんですけれども、コンバインが麦刈って、その後に子連れ鹿が昼間出沒しているという状況でございますから、すっ

かり人間や機械にも慣れてしまっていて、悠然とえさを食べていました。

国や道の支援を受けるため23年度より砂川市と連携して鳥獣被害防止協議会を設置して対応しているということでございますけれども、この対策を利用して、私の地区でも電気柵を導入致しました。

本来、電気柵というのは圃場を囲む格好でやるんですけれども、私の地域というのは山に面しているものですから、できるだけ広い面積でカバーしたいということで、圃場を囲む形ではなく、高速道路に並んで16号から20号までを封鎖したという格好で対応しました。

おかげをもちまして、山手からの侵入は防ぐことはできたので、大分被害が少なくなったんですけれども、囲ってないから横の方から入ってくるという状況になっています。

そんな格好で、被害は減っているんですけれども、やっぱりまだまだ防ぎきっていないという状況なんですけれども、23年度24年度の事業につきましては先ほど答弁ありましたので省略しますけれども、24年度事業の中で、電気柵については新規の事業しか認められないという話を聞いているんですね。

そうなる私の地区のように囲ってない所というのは、1回実施した地区という格好になるものですから、新規の対象にならないということで、本来であれば、私らもその上の部分と繋いで次年度で囲いたいんだという計画だったんですけれども、それがなにか認められないような方向に進んでいるということでございますので、是非ともこういう継続事業についても適用となるよう、よろしく言って頂きたいなと思います。

それから、北海道「エゾシカ保護管理計画（第4期）」が平成24年の4月1日から29年に向けて施行されると思うんですけれども、それらについて、道では意見要望の聞き取り期間というのはあったかと思うんですけれども、奈井江町としてそういう要望をあげているのかどうか、お聞きしたいと思います。

それから2点目ですけれども、電気柵は、被害防止の効果はありますけれども、道路や川などがあり完全に封鎖することはできません。

頭数を減らさなければ解決は難しく、北海道は1年に自然増で2割に当たる13万頭が増えると予測しています。

適正頭数にするためには、15万頭の駆除が必要であるとして、様々な対策を講じていますが、22年度では11万頭の駆除にとどまり、減少するには至っていないという状況だと思います。

23年度も達成は厳しい状況にあるかと思います。

15万頭の駆除に向け、栗山町など各市町村でも対応されてきています。

奈井江町でも駆除頭数を定めて対策を講じる時期ではないかと考えますけれども、町長の考えをお伺いしたいと思います。

以上、2点についてよろしくお願い致します。

●議長

(13時53分)

暫時休憩致します。

(休憩)

●議長

会議を再開致します。

町長。

●町長

大矢議員の2つ目の質問にお答え申し上げたいと思いますが、エゾシカ被害防止に向けた取り組みについてということの中でですね、鳥獣被害防止協議会での23年度事業内容と24年度の計画、それから今ひとつは被害防止のための駆除について奈井江町でも目標を定めて対策を講ずる必要があるのではないかと、どういう考えかということで、先ほどの笹木議員の質問にお答えしたところは省きたいと思います。

よろしくお願ひ申し上げます。

平成24年度については、引き続き、捕獲講習会等の実施、電気牧柵約23kmでございますが、奈井江町内は約2.3kmの設置を予定しているほか、町内のわな免許取得者等によりまして、奈井江町有害鳥獣被害対策実施隊を組織致しまして、わなの設置や見回り等を強化致しまして、駆除頭数の増加に努めて参りたいと考えております。

北海道内のエゾシカ生息数については65万頭とも言われておりまして、農業被害額については50億円、交通事故件数は1,500件を超えるなど、増えすぎた個体数の調整が緊急の課題となっております。

奈井江町においても目標を定めて対策を講じてはとのご質問でございますが、駆除頭数の具体的な目標を持つためには、町内での生息数、適正頭数などを把握しなければなりません。エゾシカの行動範囲の広さなどから、生息数を把握する事は困難であり、具体的な数値目標を設定することは難しいと考えております。

しかし、農業被害等防止のため個体数調整の必要性はあることから、猟友会による有害鳥獣駆除とくくりわなによる捕獲頭数の増加を目指すとともに、北海道等関係機関とも連携しながら、効果の高い捕獲方法に関する情報収集等を行うなど、被害防止対策に努めて参りたいと考えているところでございます。

そして、先ほどの質問の中にございましたように、エゾシカの保護管理計画、いわゆる推進にあたっては様々な取り組みもされております。

道の公聴会が行われた。

このことについてでございますが、町と致しましても、もちろんこれを把握しながらですね、今、書類、膨大な書類もらいましたが、いっぺんに読むわけにはいきませんが、いずれにしても、今後取り組みを前向きにしていくということの一つご理解頂きたい。道とも連携しながら、こういう考え持っておりますので、よろしくお願ひします。

それから今ひとつ、先ほど質問の中にありましたようにですね、要するに既存の施設についてはですね、認めるが、新しいといいますか、既存の中でも欠陥があったと、要するに山側からですね、シカが来るのを防げることができる、横から来るのには弱いというお話がございました。

こういったことも含めてですね、継続するものはしていかなければいけない。そして防止に努めなければいけないと、こういうふうに思っておりますから、こういったことも含めてですね、検討し、また、道に申し入れるところは申し出てですね、直すところは修正するところは修正して、できるだけ完全なものにして、被害のないような環境をつくっていかうと、こういうふうに思っておりますので、ご理解のほどをお願い申し上げます。

以上、答弁と致します。

●議長

(13時56分)

大矢議員。

●4番

積極的に取り組んで頂けるということですし、私どもの要望につきましても、道にお願いをしていって頂けるということでもよろしくお願ひしたいなと思うんですけれども、今ほど、頭数を決めて駆除するのはなかなか難しいという話だったんですけれども、シカは100キロ以上動くそうですから、なかなか、ここだけの問題でないんですけれども、道のあれでは空知というくくりだったか、ちょっと定かでないんですけれども、道央圏というくくりでの管理計画が多分、道で出ていると思うんですね。

それに則って奈井江も昨年、先ほどの話でいきますと、くくりわなで4頭ですか、猟友会36頭ということですから、40頭ということなんで、その倍倍といわなくてもね、せめて1.5倍ぐらいの目標をもつんだよということがあってもいいんじゃないかと、私は思うんですけれども、そのへん、もう一度町長答弁お願いします。

●議長

(13時57分)

町長。

●町長

65万頭の北海道内ですね、私も審議委員になっているものですから、このことを質問したこと、適正頭数は何頭だと、こういう話を致しました。

8万頭だと。

したがいましてですね、もう本当に、いえばですね、多くて多くてどうにもならないと。これは駆除しなければいけないということは、道の方針として傾いているようでございます。

空知管内においてもですね、当然のことながら、計画を立てて、奈井江町においても今、お話ございました目標をきちっとクリアできるような立場も含めてですね、目標を立ててということからでございますから、十分内部で検討して参って、で、目標を立てながらですね、やるということも一つの指針だと思いますので、ご理解を頂きたいと思ひます。

よろしくお願ひします。

●議長

(13時59分)

大矢議員。

●4番

よろしくお願ひしたいなと思います。

猟友会を通じて、ほとんどが猟友会で捕獲しているんですけども、なかなか猟友会といわれても、弾一発撃てばなんぼ、お金が掛かるわけですし、それまで行く車もかかりますし、話聞きますと肉や何かも頭撃ったやつは、買い取って加工もできるけど、体撃ったのは、鉛とか鉄が入ってはいけないんで、使えないというのもありますし、ローソクなんかの肉は、飼育したものでないと使わない契約なそうですから、なかなかそういう意味では食に結びつけるのは難しいということで、猟友会だけに頼みという格好にはならないのだろうと思います。

やはり地域である程度助成したりなんかして、強力に推し進めなければ、難しいのかなと思いますので、その辺も含めて色々ご協議対応をよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、教育行政執行方針につきまして教育長にお伺ひします。

今、世界経済は大変厳しい状況にあり、加えて、急激な円高、福島原発事故を含む東日本大震災、タイの洪水などにより日本企業の経営は大変厳しい状況になっており、大幅な人員削減や、新規採用の大幅削減、大規模合併などの企業再編など経営の大幅な見直しが進められています。

一方、非正規社員のあり方や、最低賃金の引き上げなどの労働環境の改善は進んでいません。

若者が安心して暮らすには大変厳しい環境にあります。

この厳しい環境で、たくましく生活できる若者を育てる責任は、親や教師だけでなく、地域や行政も共に背負っていかねばならないと思います。

そこで私は一番問題なのは学力だとやはり思います。

そんな学力を私どもが知る機会というのは大変少ないわけで、全国学力学習状況調査の結果を聞きますと、北海道の成績は依然として低迷しており、改善は進んでいるように見受けられません。

奈井江町においても、ほぼ似たような状況にあることは誠に残念です。

急に改善できることではありませんし、地道な努力が必要なことは分かりますが、小中学校の時期は吸収力も大きく、学力だけでなく、あらゆる面で、その後の生活に大きく影響しますので、改善向上されることを期待するものであります。

そこで質問ですけれども、今回、北海道は、学力向上に向けて平成22年度より「まなび環境づくりプロジェクト事業」を実施しています。

今回の執行方針の中で、この活用を取り上げていますが、北海道「まなび環境づくりプロジェクト事業」の内容と奈井江町で活用する事業について伺ひます。

●議長

(14時02分)

教育長。

(教育長 登壇)

●教育長

大矢議員の「まなび環境プロジェクト事業」についてのご質問でございますけれども、これについて、答弁をさせて頂きたいと思っております。

本事業は、基礎的・基本的な内容の確実な定着や学習習慣の確立など、本道の子どもの学力向上に向け、学校、家庭、地域が一体となった子どもの「まなび」の環境づくりを推進するため、平成22年度から実施している北海道教育委員会の事業でございます。

今、ご指摘のとおりでございます。

この事業につきましては、4つのプロジェクトで構成されておまして、1つは、学力の向上に向けた諸施策等の改善充実を図る「まなび」ベーシック形成事業、2つ目は、基礎的・基本的な内容の確実な定着を図るための問題の作成や活用に関する調査研究をする「まなび」チャレンジ事業、3つ目は、教育委員会や学校の学力向上に向けた取り組みへの支援を行なう「まなび」サポート事業、4つ目は、教師の指導力や家庭、地域の教育力の向上を図る「まなび」セミナー事業があります。

当町におきましては、4つのうちの「まなび」チャレンジ事業を取り組んで参りたいというふうに考えております。

これは、小学校3年生から6年生、そして中学校の全学年を対象に、国語の漢字や算数・数学の計算などを範囲とした「ベーシック問題」と、様々な領域の内容を範囲とした「チャレンジ問題」を、放課後等における補充的な学習や家庭学習の課題として取り組み、基礎・基本学習の定着の状況を把握しながら、着実な学力を身に付けさせることが期待できる事業であるというふうに考えております。

要は道教委から提供して頂いた教材を活用し、一年間を通じて行うことにより、学習習慣の育成、学習課題を見つけ、繰り返し学習することで、基礎・基本の学力の定着を図って参りたいというふうに考えておりますのでご理解を頂きたいと思っております。

●議長

(14時04分)

大矢議員。

●4番

奈井江町ではまなびチャレンジ事業、チャレンジテストを利用したいということなんですけれども、これは昨年23年度も奈井江町で取り組んでると思うんですね。

今回、なぜこれだけ、執行方針の中で取り上げたのか、ちょっと疑問なんです。

せっかく道で4つの事業やっているのにね、他の事業は取り組んでいないというのも残念なんですけど、その辺もう一度答弁お願いします。

●議長

(14時05分)

教育長。

●教育長

この23年度の取り組みにつきましては、小学校においては秋のチャレンジテストから実施をさせていただきました。

それで、中学校につきましては22年度から取り組んでおりますけれども、小学校が今年度の秋からということございまして、更にこれを推進しようということで、春秋通じてですね、学校の取り組みとして、きちっと位置づけた中で取り組んで参りたいということで方向性を出させて頂いたと、教育委員会としての方向性を出させて頂いたということで、ご理解を頂きたいと思っております。

よろしく申し上げます。

●議長

(14時06分)

大矢議員。

●4番

1年を通じて、もっとがっちり構えてやるということですので、理解をするところでございますけれども、まなび環境づくりということで、教師それから教育委員会もそうですし、親との関わりも含めて環境を全体で作るんだという取り組みだと思っておりますね。

それで、この中に、親塾の実施だとか、色々そういう親の教育、そういう環境づくりに対する事業があるわけですからね、奈井江はいつも、そういう環境づくりが大事だよということですので、そういう方にももうちょっと力を入れてもらいたいと思っております。

これは要望として、以上で質問を終わらせて頂きます。

●議長

(14時07分)

以上で、大矢議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩と致します。

再開は2時15分と致します。

(休憩)

---

(7. 5番森岡議員の質問・答弁)

(14時15分)

●議長

それでは、休憩前に引き続き、総括質問を行います。

5番森岡議員。

(5番 登壇)

●5番

それでは、通告に従いまして昨日提案のございました町政執行方針に対し大綱2件、総括質問として町長に質問をさせていただきます。

1つ目の質問は、「地域公共交通の整備」についての概要ということで、先ほど石川議員の質問と重なる部分でありますけれども、私の意見と意思を込めて、質問させていただきます。

1つ目の質問は、地域公共交通の整備についてであります。

執行方針でも述べられておりますように、人口の高齢化が進んでいくであろう現状におきまして、生活交通をどう確保していくのかという事は我が町においても本当に重要な課題の一つだと思います。

日々の買物や病院への通院、更には公共施設の利用等、公共交通を通して人と触れ合うということも非常に大切な事と思われまして、またそのことが地域経済の振興や病院の経営にとっても町民が気軽に安心して利用できる、公共交通、これ私のイメージではコミュニティバスと、コミュニティワゴンということになるかもしれませんが、そう思っておりますが、これからの地域にとって本当に必要不可欠であります。

思い返しますと、確か、前任期中だと思いますけど、先輩の太田議員がこのコミュニティバスの必要性を一般質問でされていたということを今、思い出しまして、今回の事業化にあっては、喜んでいんじゃないかと思えます。

そこで、今年度、国において昨年見直しが行われ、地域公共交通確保維持改善事業を活用し、町内における新たな公共交通の構築に向けて、「生活交通ネットワーク計画」の策定に着手されるとの事でありまして、具体的な概要については、先ほどの答弁の中で理解をさせていただきます。

私はさっき町長が答弁された活性化ホールの時にも言うておりましたように、本当に人と触れ合うことも重要なこのバスの役割でないのかなと思っておりますし、今、申し上げましたように、病院の経営にも繋がってくるし、本当に町の商店、言われたように、シャッター街や空き店舗も多いんですけれども、人が来てくれる、高齢者が出て来てくれる、こんな嬉しいことはないと思っておりますし、商店街の活性化にも繋がるものではないかと思っております。

それで、言われたように、高齢者自身で、家から出て買い物等、公共施設の利用を含めて外に出てもらうという環境づくりが大切ということをお考えいただければ本当にこの事業は是非、しっかりと取り組んで頂きたいなと思っておりますけれども、全員協議会の議案説明の中でですね、実施、もし、今年度は計画策定の準備にかかるということで、実施にあたっては、先ほど石川議員も言うてましたけれども、本当の最小限の経費でできるようにすることがいいんじゃないかという話があったんですけれども、説明の時には、数千万かかってくるんじゃないかなという、これは議案説明の時にありましたけれども、この事業後に関しては、国の支援体制というのはどのような状況になっているのかということに対して、まず、お伺いを致します。

●議長  
町長。

(14時19分)

(町長 登壇)

●町長

森岡議員の質問にお答えして参りたいと思いますが、地域公共交通の整備について、生活交通ネットワーク計画の策定に着手するが具体的内容という、内容については先ほど説明したのでよろしいということでございますから、その必要性を非常に感じているという強い話もございました。

全くそのとおりでございまして、先ほども、私申し上げましたとおり、高齢化率が高まってくる、そういった中で、どうお年寄りに生きがいを作っていくか、自立支援をしていくかということがなりよりも今大切なことでないかと、こんな思いをしているところでございまして、特に買物だとか、買い物をする自体もですね、自立支援の大変大きな役割を果たしている、とこういうふうに思います。

人との触れ合いということが大切だということ、全く私も同意見でございまして、そして、今回の、交通いわゆる生活交通ネットワーク計画でございますが、これらについては調査費についても、100%国が補助して頂きます。

従いまして、これらについては、これを実行していこう、ただ、非常に希望が多いと思いますから、どこまで制限されるかと、財政上の措置がですね、必ずしも、伴うということないかと思いますが、いずれに致しましても、この必要性というのを私も強く感じているところでございます。

これらの実行にあたっていきたいと思います。

それからソフト事業ということでですね、過疎債を、これらに適用したい。

それから、今ひとつはやはりある程度、負担して頂こう。料金収入ということもこれもまた大切でございますから、こういったことも含めながら、総合的に考えていきたいと、とこういうふうに考えておりますので、ご理解を頂きたいと思うところでございます。

以上、答弁と致します。

●議長  
森岡議員。

(14時21分)

●5番

只今の答弁で理解させていただきます。

ただ、これ高齢化は本当に町長言うように奈井江も35、超えてくるような状況ですけど、もう日本全国、本当に過疎地域といわれている所はほとんどもっと進んでいる所も多いでしょうから、国の政策としても、本当にこの事業は推進して頂きたいなという立場でございますので、色々な立場でまた町長のご尽力を期待したいと思います。

それで、先ほど石川議員も触れてましたけど、私もコミュニティバスということで、道内でどんな所があるのかなと思ってちょっと調べた時に、ちょっと目に留まったのが、当別なんですよ。

それで、なんで当別かといったら、実はこれ、使っている燃料が家庭から出る使用済みのてんぷら油を使用して、バイオディーゼル燃料して、燃料費4割削減を実現したということで、町民もですね、このバスの運行にこの油を出すことで、参加しているんだという思いが非常に強いということで、本当、バスを通して人と人とのコミュニケーションも取れて、非常に今、着目をされているという形でインターネットなんですけど、出てました。

それで、今、町長も言っていましたけど、当然、負担の部分も含めてなんですけれども、これは、まちづくりの指針と申しますか原点で何年か前から自助、公助、共助ということで言われておりました、その中で、高齢化社会なんだから、行政がやるのが当たり前ということではなくて、町民にも何かの形でですね、このバス、コミュニティ、町民のバスなんだよというような形で自分たちの足なんだと、自分たちの足を確保するんだということで、何か町民にも参加を頂くというか、実際に共同でやって頂くような計画作りを是非して頂きたいと思いますけれども、その点について、町長の思いをお願いします。

●議長

(14時24分)

町長。

●町長

今、提案等含めて意見がありましたけど、私ども、やはり地域住民が高齢者も当然でございますが、参加している、この意識がなによりも大切でございます。

そして、それが自助意識になり、公助になり、共助になるということも含めてですね、総合的にやっぱり考えていきたいとこういうふう考えておりますので、自己負担も若干伴うかもしれませんが、含めてですね、考えていきたいと、こういうふうに思っておりますので、よろしくご理解の程をお願い申し上げます。

●議長

(14時25分)

森岡議員。

●5番

そのようにお願いしたいと思っております。

それでは、次の質問なんですけれども、(仮称)地域活性化ホールについてということで、この質問についても、前段、石川議員の方からございまして、町長のこの事業に関する思いや目的、本当に気持ちは共通でございまして、理解させて頂いております。

で、ちょっと聞きづらい部分もあるんですけれども、ちょっと具体的な内容について質問させて頂きたいと思っております。

地域活性化ホールにつきましては、昨年の9月第3回定例会におきまして、基本計画の策定費が予算化をされまして、その時、私質問させて頂いたんですけど、当初は12月中旬には、基本構想、基本計画が出来上がる予定ということでございましたけれども、数回に渡る、代表者会議や三者連絡調整会議、また、役場の中の課長の皆さんは10回に及ぶ会合をされたということも説明を受けておりますし、先ほど答弁にあったように、いくつかの団体や町民委員会での意見交換、さらには400件を超えるアンケートの実施等、より良い基本構想づくりの為に関係各位の皆さんには、大変なご苦労があったんではないかなと思われまます。

そして、今月の頭に町民に配られました「広報ないえ3月号」には活性化ホールの基本構想について、かなり詳細に掲載をされており、この事業の目的、更には概要について町民に周知をされ、新年度予算において、実施設計と建設費が計上をされているわけでありまます。

執行方針の中では、先ほども申したかもしれませんが「高齢者のみならず多くの町民が自由、かつ気楽に利用でき、多世代交流の拠点として、さらにサークル活動や葬儀にも利用できる施設として、そして完成後には、農・商・工連携のもと、町民相互の交流の輪が広まり、ひいては町の活性化に繋がるよう事業を進めてまいります」ということとでございますけれども、まさにこの通り、自分たちも協力しなきゃならないし、関係各位の努力もしていかなきゃならないと思いまますけれども、この地域活性化ホールについて、5点について具体的なことをお伺いしたいと思いまます。

まず、1点目は町長もご覧になっていると思いまますけれども、この基本構想策定の為に、先ほども申し上げました400以上のアンケート、色々な団体や学校、企業通してされております。

もしアンケートの前にこの基本構想のようなものが示されていれば、またちょっと若干結果はまた違った部分もあるかと思いまますけれども、このアンケートの中に意見として、施設の建設、更には運営について非常に否定的な意見も寄せられておりました。

それは、アンケートの集計の書面に記載されておりますので、町長もご覧かと思いまますけれども、まずその点についての町長の所見を伺いたいと思いまます。

そして、2点目につきましては、基本構想に示されている施設平面図についてであります。

これは私の考えでありますけれども、活性化ホールとしての、私は一体施設だというように理解しておりますが、交流エリアと活性化エリアというようにエリアを分けするということについては、十分、理解をしているつもりですけれども、この基本設計の図面に示されているような間取りと申しますか、部屋の配置では、この活性化ホールを全体を使って一体として何か事業をするということについては、真ん中に仕切り、部屋のしきりになってしまって、難しいのではないかなと思っております。

それで、私は活性化ホールとして、大きな全体を使って大きな事業ができるような、一体的にも利用も出来るような設計にする事を、是非検討頂きたいと思っておりますけれども町長の見解について伺いまます。

3点目でございますけれども、施設の運営についてであります。これは、アンケー

トされた中に、またこの集計の報告にもございましたけれども、活性化エリアでの葬儀の申請があった時は、まずそちらを優先する予定ということでありました。

しかしながら、色々な行事、活動について様々なイベントや団体・組織の皆さんが広報や経済活動、そして本来、地域活性化に繋がる事業の活用について、計画を持って使おうと思っている時に、優先されるものがあるのであれば、非常に利用のしづらい施設となってしまうのではないのかなと私は思いますけれども、町長の見解をお伺いしたいと思います。

4点目につきましては、ご存知のように、経済情勢、本当に今、厳しい状況ですし、町財政も今後本当に人口減少はじめ、交付税の削減等、厳しくなる事が予測される中で、今回、ホール建設に要する経費として4億2,700万円が計上をされております。

先ほど答弁の中にもございましたように、建設に関わる部分は過疎債ということで、対応される計画でございますけれども、ご存知のように3割は一般財源、自分たちの財源を充当する必要であるわけでありまして、更に施設内備品の購入やですね、今後ホールの活用の具体的な計画にもよりますけれども、維持管理についても、結構な費用が発生があるんじゃないかと思われま。

そこで、この活性化ホールの建設から施設の維持管理を含めて、今後の奈井江町の町の財政に与える影響についてお伺いをしたいと思います。

最後ですけれども、5点目なんです、この活性化ホールの計画策定の当初より共に参加を頂いて代表者会議という、更に検討委員会ですか、そちらにも関わって頂いているJA新砂川奈井江店について、これは町でどうするこうするという話ではないんですけれども、「広報ないえ」にも記載があったんですけれども、基本的な考えの中に、「駅前商店街・Aコープと一体となった生活支援の拠点を構築」ということが示されているようにAコープの奈井江店は、これは本当に重要な位置づけであるなというように、私も思っております。

それで、確か、去年、一昨年ぐらいは、改築を検討されているというような話もありましたし、今年の新年交礼会でしたか、組合長から、町民から多くの要望があれば店舗の改築についても、検討するというようなお話もございました。

それで、私は、本来であれば一体的にできたらよかったですのではないかなと思っておりますけれども、代表者会議の中でですね、JAの新砂川の方で、奈井江の店舗について、今後どのような計画をもっているのか、報告をされているのか、その部分について、お伺いをしたいと思います。

以上5点について質問させていただきます。

●議長

(14時33分)

町長。

●町長

森岡議員の(仮称)地域活性化ホールについての、意見を含めてですね、質問がございました。

お答えして参りたいと思うわけでございます。

まず、地域活性化ホールの基本構想策定をするにあたりまして、昨年12月に、新砂川農協・商工会の3者で、アンケート調査をさせて頂きました。

一般では、農協や商工会の協力を得ながら事業所や老人クラブ、連合区長の皆さん、子ども達では、奈井江商業高校、奈井江中学校の生徒の皆さんにご協力を頂きまして、回収率によりましては91.5%となりました。

施設利用等に関して様々な質疑・意見・要望をお寄せ頂きました。

これらの内容についてはですね、広報等でご存知かと思えます。全部そのまま、オープンにですね、町民に知らせる必要がある。色々な意見がありますから、これは当然のことながら、ということで、全部そのとおり、知らせていることもこれまた事実でございます。

施設利用に関して、様々な質疑、意見、要望をお寄せ頂きました。

施設に対して、建設的な意見の中にも、一般では、9人(6.7%)の方々から「他の施設を充実させては」、とか「施設が重複している面があり、中途半端なものにならないように」、そして既存の施設の充実等に対するご意見や、子どもでは、2人(0.8%)になりますが「学校の補強にお金を使っては」、「似たような建物ばかり」ということも、意見もあったことも事実でございます。

地域活性化ホールの基本であります「子どもからお年寄りまで気軽に立寄ることができ、多世代交流の拠点でもあり、生活支援の拠点」であるわけで、広報やホームページ等で広く住民の皆さんに周知を図り、ご理解を頂くようにしていきたいと考えております。

施設全体を利用できるような設計は、地域活性化ホールの利用形態と致しまして、交流エリアは、町民の皆さんが自由に、気軽に利用できるオープン・スペース。

活性化エリアについては、会議・イベント・葬儀等に対応可能な活性化ホールを中心とした、利用者の申請により、利用者が占有するスペースと考えています。

活性化ホールを使用しているも、交流エリアはいつでも利用できるコンセプトと致しまして、区分けをしております。

これは、基本構想を策定するにあたりまして、JA新砂川・商工会の3者において、協議を頂いた基本の部分であることをご理解頂きたいと思えます。

現在、商工会から平面プランの提案がなされておりますが、三者連絡調整会議で充分検討して頂き、採り入れるものは採り入れたいと、入れること入れないこともありますから、十分協議してですね、三者代表者会議において方向付けを決定し、今後の実施設計に向けて参りたいと思えます。

これは、三者代表者会議の前にですね、私どもの役場でいえば、職員の会議を先取りまして、何回でも重ねながら、そして、事前にですね、町の代表、それから、もちろん、新砂川農協の代表の参事さん他、部長さんも、商工会もですね、副会長さんを含めて、皆さんで論議を何回も交わしてきております。

そういった中で利用しやすい施設づくりをですね、どういうふうにするか、その叩き台に沿って、私は三者協議で基本構想、基本的なものに色々ですね、論議を加えなが

ら、方向性を作ってきたというのが実態でございますので、ご理解を頂きたいと思う次第でございます。

そして、葬儀優先となると利用しづらいのではないかと。

葬儀を優先にした利用は、他の利用がしづらいのではというアンケートでもそのようなご意見もありました。

現在、葬儀については、約75%が町外で行っていることから、「葬儀に地元でお参りができるようにしてほしい」というニーズが強くありますことから、活性化エリアについても、葬儀もできる施設として位置づけております。

このホールのコンセプトと致しまして葬儀を優先するということでも3者の一致した考え方でありますので、今後も町民の皆さん方に説明し理解を求めて行きたいと考えております。

しかしながら、利用については、喪主や施主の希望による場合であって、全てこのホールですというものではございません。

また、農協では、農協事務所の会議室を代替に利用提供の協力をして頂く検討もされています。

いずれに致しましても、管理運営につきましても、現在三者で協議中であり、再度検討して参りたいと考えておりますのでご理解を賜りたいと思う次第でございます。

今後の町財政に与える影響でございますが、維持管理経費につきましては、今後の実施設計の中で、最終的にどのような平面プランで行っていくか決定し、どのような構造で建設し、管理運営経費を少しでも節減できるような熱源方式を取り入れるか等で変わってくるものと想定しております。

現段階では申し上げることができませんが、建設財源のことで申しあげれば、後年度に70%の交付税措置される過疎債を予定しております。

この起債により実質公債費比率が大きく影響するものではなく、平成22年度決算後の実質公債費比率については15.4%が、現段階で見込みで、平成30年度においても16.0%という前後の見込みでございます。健全財政はきちっと確保できているということをご承知おき願いたいと思うところでございます。

それから今ひとつは、Aコープ奈井江店の今後でございますが、今般、農協の杉本組合長から、今後の考え方について説明がありまして、3月の理事会で土地売却について諮りまして、4月の総代会に提案するとお聞き致しております。

その後、倉庫の取り壊しを行い、町と契約となる予定であります。

農協としては、店舗のあり方について、「平成25年度に、目途をつけていきたい」とお聞き致しているところでございますので、ご理解を頂きたいと、こういうふうに思っています。

以上、答弁と致します。

●議長

(14時41分)

森岡議員。

● 5 番

只今、5点について、ご答弁頂きました。

私はこのアンケートの中で今、町長、具体的に言って頂きましたけど、否定的な意見の中にも、取るに足らない、こんなもの論外だという記述もあるんですけども、そうだよなという意見が本当にあったなというように私も思っております。

それで、先ほど、石川議員の議論の中にもありますけれども、これは、町長も本当に大きな思いと責任をもって、議会に提案された。

予算を通していくのは、我々議員で、私、議員としても、本当に責任あるし、議会としても責任、本当にこの事業は絶対成功しなければならないものでないかと思っているんですけども、その中で、色々な否定的な意見が寄せられたということは、僕は民主的で本当に良かったなというように思っています。

それを当然大事に思っていると思いますので、そのことは、そのように伝えたいと思います。

それで、今、設計の部分でお話がありまして、きちっとした、私、今、理解はできなかったんですけども、今後、代表者会議の中で設計変更についても、検討されるという話であったのか、それとも庁舎内の会合の中で、また、煮詰めて、最終的に三者代表者会議で、方針を決めるのかということについて、もう一度確認頂きたい。

というのはですね、今回の新年度予算に盛り込まれているのは、この実施設計と建設費でありまして、多くの大事な町の予算が入っておりますから、結果、分からないですけど、予算がいったとして、スケジュール表見ると5月1日には実施設計をね、入札にかけるのか、スタートということで3ヶ月を目処に実施設計ということになりますと、この設計変更に至るまで、なるのか、私はして欲しいと思っておりますけれども、時間がなかなかないですね。

5月1日に予定通り、進んでいくとすれば、それで、私たち、これは議決事項ではないので、議会でどういように関われるかということは、ちょっと今、検討されているみたいですけども、設計についても、本当にもっと協議した方がいいんじゃないかなと思っておりますので、その進め方をもう1回答弁頂きたいと思えます。

あとですね、これは私の言ったことが、だめだということで、葬儀の話なんですけど、例えば、僕はホールが一体的に、本当に活性化として使って、どんどん利用できることを望んでます。

その中で例えば、なんといいですか、レクリエーションサークルさんが、定期的を使う、そういうこともあると思いますし、まさに農商工が連携してね、その活性化ホールで一大事業をしようよという計画になった場合において、その場合においてね、例えば、その喪主の意向でここで、葬儀をさせてほしいということになったら、計画は頓挫してしまうのかと、やっぱりそういうことがあるとするならば、なかなかそういう事業の計画は難しいのではないかなと私は思っているんですよ。

その辺に関して、三者代表者会議の中で合意事項だということでありましたけれども、私は今一度検討するべきでないかなと思っております。

そのことについて、もう一度ご答弁をお願い致します。

●議長  
町長。

(14時46分)

●町長

今、色々な意見がありました。

アンケート調査の中でですね、その中に色々意見もあったことも事実で、これはそれなりに私も受け止めながらですね、今後の検討材料にしていきたいと思いますが、しかし、基本的なことが決まったら、やはり、その理解をしてもらうように、より一層努力をしていかなければいけないと、こういうふうに考えています。

先ほども申し上げましたように、三者連絡調整会議、十分検討して、採り入れることや採り入れないこと、議論を致しまして、三者代表者会議において、方向付けを決定し、そして今後の実施設計、今、基本設計でございますから、実施設計に向けて、どういふふうにしていくかということも含めながらですね、やはり皆さんのニーズに合うような形をしていく。

それと今、葬儀の話も出ましたけども、簡単に言いますと、葬儀場として使う場合においては、これは、計画されているわけではございません。葬儀。

そうした場合にやはり多くの人たちがニーズの中に、地元で、身近な所で、できるだけやりたい、こういう気持ちがありますから、だから、それに期待に答えていかなければいけない。

そういうためには、そのためにはやはり他の場面で、もし、計画されている、日程調整の中で、日程が入っているということについては、これらについては事前に了解して頂く。

ある程度、葬儀を優先していかなければ、なかなかこれは難しいだろうと。

もう次から次、行事が入って、葬儀がこれもできない、あれもできないよということになりますと、極めて厳しい状況下にあるということが言えるのではないかと。

そういう意味ではやはり日程決まっているわけではありませんが、葬儀ができるだけやれるような、そういう配慮が必要だろうと。そして、行事については先ほどもちょっと触れましたけれども、他の会場でやれるものは、できるだけやって頂く、事前の了解を話し合いをきちっとしながら、場合によってはこういうこともありうるよということで、ご了解を頂くということが、大切でないかなとこういうふうに思います。

でなければ、次から次、日程が入ってきて、葬儀場としては、なかなか難しいじゃないかと、やれないじゃないかと、こういうことが出てくる可能性がありますから、そういうことも含めてですね、総合的にやっぱり考えていかなきゃいけないだろうと、こういうふうに思っております。

ですから、事前にやっぱり了解している、断りながら、もし葬儀が入るということになると次の手段をちゃんと考えながら、そういう中で了解してもらおうということが大切でないかなと、こういうふうに思います。

ご理解頂きたいと思います。

●議長  
森岡議員。

(14時49分)

●5番

只今答弁頂いて、設計の協議については分かりました。

それで余談ですけど、私、今日実は誕生日ですね、気持ちよく質問して、気持ちよく答弁聞いて、引っ込みたいなと思ってたんですけど、最後のやっぱりこの葬儀のことに関して、なかなか理解が悪い自分がいます。正直。

というのは、今、町長、一生懸命答弁して頂きましたけどもね、もうさっき、再質問の中で言ってたように、例えば、レクリエーション、定期的な会合等、そういう会の時に葬儀があったら、それは僕は優先してもいいと思うんです。当然。

ただ、さっきから言ってるように、農商工が連携して一体で何かやろうよといった時に、葬儀だから外でやって下さいということにはなるのかなと。

だからそういうことについて、色分けする必要がある、色分けが、言葉が良いか悪いか分かりませんが、これは管理に関してのことになりますけど、やはりそういうことではないとこう、盛大にこのホールを利用して何かするというのはちょっと難しいことになってくるんじゃないかなというように思っておりますので、その辺もう一度だけご答弁をお願いします。

●議長  
町長。

(14時50分)

●町長

今、森岡議員のお話でございますが、私が申し上げるのは、例えば事前に申し込んでですね、色々なサークル団体だとか、そういった、その団体の了解を得て、こういうことがあったら、ということで、譲って頂くということを前提としてやりますよということなんですが、基本的ですね、大きな総会だとか、大きな会合だとか、そうして、それは年に何回かあると思います。

これについては当然のことながら、事前にですね、計画の中で、ちゃんとこれについては、基本的な考え方について、譲れないものが色々行事があると思います。

そういうイベントといいますか、こういうイベントについては当然ながら、優先してやるということはあるということですね、私どもは話し合いをしているわけでございます。

色々な団体が、申し込んであったと、したがって、その時葬儀が入ったと、そういうことを含めてですね、言っているわけでございまして、それはそれでやはり事前に納得して頂きながら、葬儀なら葬儀を優先していくということ、年の行事として、イベントとして、最初から設定してあるものについてはですね、これは当然のことながら、それはやっぱり了解して頂くと。

それを優先して頂くということに相成ると、こういうように思っております。  
ご理解頂きたいと思います。

(14時52分)

---

**(8. 6番森議員の質問・答弁)**

(14時52分)

●議長

続きまして、6番森議員。

(6番 登壇)

●6番

第1回の定例会出席大変ご苦労さまでございます。

特にもう最後の質問者となりましたけども、少々の時間を拝借して頂きまして、質問を致したいと思います。

若干、前任者の議員と質問が重なるかと思えますけれども、若干違った観点も含まれておりますので、質問させて頂きたいと思えますので、よろしくお願ひします。

今定例会において、私は町長の執行方針に対して1点、それから教育長の執行方針に対して1点質問を致したいと思えます

最初に、まず町長にお伺ひしたいと思えます。

5頁のところにあります、今ほどからお話があったように、地域公共交通の整備のところでございます。

これは、国の「地域公共交通確保維持改善」を活用し、町内における新たな公共交通の構築に向けて、「生活交通ネットワーク計画」の策定に着手して参りますと書いてあります。

このことについて、3つほどお聞き致したいと思えます。

今、どこの地方も同じ状況にあるかと思えますけども、少子高齢化で、特に最近は高齢化の進捗割合が高くなり、特に先ほど町長がおっしゃられましたように、もう35%を超している。

特に私の地域では40%にもなっているという経過があります。

そういった中で、あちらこちらで限界集落という声もささやかれ始めましておられます。

わが町では、まだそのような地域はないと自分は思っておりますけども、しかしながら、買い物や通院に支障をきたしている高齢者は増えているのが、現実かなというと思われるところでございます。

このことはまた事実だと思いますし、先ほどから言いますように、このことがやっぱり地域交通ネットワークの必要性を本当に感じているのが、私自身も特に感じているところでございます。

そこで、本年度は生活交通ネットワーク計画策定に着手すると書かれておりますが、

この取り組みは将来とも直営なのか、また将来は民間に委ねるのか具体的な内容がどのようなものなのか、まず、初めにお伺いしたいと思います。

また、利用する乗り物について、既存のあるもので取り組んでいかれるのか、あるいは将来に向けて新たなものを購入して取り組んでいかれるのか、この点についてもお伺いします。

さらに、この取り組みは、全町的に取り組んだ計画にはなるかと思えますけども、どうしても不幸にして、不便な人が出てくるかと思われまます。

そういったことがないのかあるのか、この点についてもお伺い致します。

よろしくお願ひ致します。

●議長

(14時56分)

町長。

(町長 登壇)

●町長

1点目については、地域交通ネットワーク計画の策定に着手するとあるが、本年度の具体的な内容はということでございますが、2つ目としては利用するバスは新たなものかどうか、町内一円を考えているのかどうか、こういうことも含めて答弁申し上げていきたいと思ひます。

町内の高齢化率も先ほどから申し上げておりますように35%に達する中、高齢者支援ネットワーク懇話会の中でも、「当面は、まだ自分たちで出かけることができるが、近い将来、車の運転ができなくなったときのために、足の確保を検討してほしい」とのご意見が出されておりました、新年度を計画づくりの年と位置づけ、国の補助制度を活用した生活交通ネットワーク計画の策定を行って参りたいと思ひます。

国の補助につきましては、中央バスなど既存の幹線との連携が求められておりますが、運行にあたっては、町の中心地域であるJR奈井江駅や中央バスの停留所、病院、そして新年度より整備を行う(仮称)地域活性化ホールとのアクセスするものでございまして、高齢者の通院や買い物対策など、新しい地域づくりの一環となるものでございます。

本年度の調査事業において、まずは町全体を計画エリアとして捉え、アンケートなどのニーズ調査、既存路線の実態の把握等を行った上で、住民の代表、北海道運輸局や地区バス協会など、交通関係者等にもご参加を頂き、公共交通会議を開催致しまして、町民や専門家の皆さんと共に、我が町に合った計画策定を行って参りたいと思ひます。

また、平成25年度を乗り合いバス運行開始の年と考えております。

まず、4月5月に実証実験運行を行って、利用者数を捉え、路線・停留所等の見直しを行った上で、生活交通ネットワーク計画を完成させ、これが補助要件に合致して採択されたとき、10月からの本格運行を行って参りたいと思ひます。

2点目の利用する車両についてでございますが、既存の町営バスの利用につきまして

は、活用についてはスクールバスの混乗のほか、場合によっては、小回りの利くワゴン車タイプの導入についても、会議の中で検討して行きたいと考えております。

それから3点目の運行エリアについては、先ほども申し上げましたとおり、まずは全町を対象エリアと致しまして捉えて検討を行って参りますが、バスはもちろん、タクシーによる運行を行ってきた他市町の先進事例においても、アンケート時の要望こそ高かったものの、実際に運行開始してみると多額の経費を要する割に利用者が少なく、計画の見直しを余儀なくされている事例もございますから、住民にどれだけご利用頂けるのか、ニーズがあまりないエリアにおいては、スクールバスを活用した混乗ができないかなど、経営の視点も併せ持った計画を策定して参りたいと、こういうふうと考えております。

そして、今、森議員が指摘したように、いわゆる、取り残された、がないようにしなければいけない、全くそのとおりでございまして、そういったこともきちっとニーズを聞きながらですね、どういうふうにご利用したらいいかということも十分検討して参りたいと、こういうふうと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思う次第でございまして。

それから、補助事業者は当面、直営だが補助年度の適用となるよう、計画の中で民間との共同のあり方も検討する考えでございまして、ご理解頂きたいと思っております。

人口の少ない地域については今、取り残されたということでございまして、スクールバスの混乗や、タクシー事業者との連携も、タクシーもですね、これ利用できるということも視点におきながらですね、できるだけ漏れなくやっていきたいとこういうふうと考えておりますので、ご理解を頂きたいと思う次第でございまして。

以上、答弁と致します。

●議長

(15時01分)

森議員。

●6番

今、町長の答弁で理解を致したいと思っております。

私の質問の中にありましたように、もれたところも検討して頂くという答弁がありました。

確かに、そういうこともこれから必要になってくると思っております。

どうしても、バスでありますと路線というものが決まってくるので、また、バスでありますと、路線は決まるんですけども、意外と高い費用の割には、効果が見込めないというのがバスの路線、実態でないかなという思いがします。

そういったほう、将来に向けては、民間も活用しながらというお話もありましたので、そういった取り組みを進めて是非、いってもらいたいと思っております。

それから先ほど森岡議員の方からもお話ありましたように、自助、公助、共助の部分ですから、私も本当に質問に対しては、私も賛成するものでございまして。

全額は町で持つというのは、これはもう理想なんですけどね、現実的にありえない話なんですと思うんですけども、ある程度やっぱり、購入券の券を買って頂いて、その

割合に応じて、町が補助を出して頂くということも考えていかれたらよいかと、自分なりに考えているところでございます。

一つよろしくお願い致します。

続きまして、教育長にお伺いしたいと思います。

1つだけお伺いしたいと思います。

3頁のところにありますけども、道立奈井江商業高校に対して、町と致しましても高校の存続に向けて引き続き支援をしてみたいとあります。

このことについて2点ほど質問を致したいと思います。

今、大変、奈井江商業高校は存続が危ぶまれております。

今年の入学者も、商業科で8名、情報処理においては16名という数字でございます。

これは本当に将来の存続に向けて、危機的な状況かなと私は判断しております。

奈井江商業高校に対して、こういったことに支援をしていくのは、確かに、昨年からの支援をはじめたにしても、一年ぐらいでなかなか、費用対効果が現れるものではありませんけれども、取り組んだ効果はどのように、教育長は評価されておられるのか、この点についてお伺いします。

また、支援することに対して、当然、保護者の方々は負担は減るわけですから、喜んでおられるかと思っておりますけども、本当に生徒、子どもたちは喜んでおられるかどうか、そのことに対してもお伺いしたいと思いますのでよろしくお願い致します。

●議長

(15時04分)

答弁を求めます。

教育長。

(教育長 登壇)

●教育長

森議員のご質問でございますけれども、道立奈井江商業高校の支援についての評価をどう考えているかということと、子どもたちの部分もどうなのかということのご質問でございますけれども、今年度におきましてですね、従来からの補助金に加えて、町外からの生徒に対する通学費の半額助成を行ってですね、生徒確保等に努めてきたところでございます。

先日の出願状況を見ますと、今、議員がご指摘のとおり、2間口80人に対してですね、24名という出願という結果になったところでございます。

この結果を見ますと、町外から21名の応募があったということでございまして、昨年は19名ということの中ですね、確定的なことは申し上げられませんが、町外の子供たちが学校を決定する上でですね、この判断の一つの要件に加えて頂いたんでないかなというふうに判断して、理解しているところでございます。

また、在校生に対する資格取得の助成について、そして全国商業高等学校の商業経済検定3種目合格など高いレベルで合格、それで延べ216名がそれぞれの目標とする検

定に合格したということで、学校から報告を頂いております。

このことも資格取得のことについても一定の成果があったのかなというふうに思っております。

教育委員会としても、高校存続に向けた取り組みとして、商業高校としての資格取得など、就職に有利な資格を備えることが、生徒確保に繋がっていくのではないかなというふうに思っております。今後においても、この支援を続けていきたいというふうに考えているところでございます。

また、更にこの生徒確保に向けて、学校と情報を共有する中でですね、交換を行いながら、有効な支援策も含めてですね、検討して参りたいというふうに考えております。

学生たちの評価につきましてでございますけれども、学校において、アンケート調査、直接、アンケート等ですね、直接意見を伺っておりませんが、学校にお話を聞きますと、トレーニングウェア、通学費助成事業については、保護者から「教育費に対する支援は有り難いんだ」と、こういう間接的な意見を頂いているところでございます。

今後においてもですね、先ほど申し上げたように、生徒・保護者からも意見、要望をですね、何らかの形でお伺いをしながらですね、高校と連携しながら対応して参りたいというふうに考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

よろしくお願い致します。

●議長

(15時07分)

森議員。

●6番

今、私の質問に対しての答弁は理解させて頂きました。

今、保護者も子どもたちも、子どもたちに対してはアンケートは取っていないけれども、喜んでおられるかと。

自分自身もこの高校の存続というのは本当に危機感を感じておりますし、わが町に高校がなくなるということは、一つのステイタスがなくなるのかなというものもあります。

だから、そういった意味で支援というのは、大変必要な対策だとは私自身も感じております。

今後ともやっぱり支援をしていく必要があるかと思っておりますけれども、しかしながら、本当に今の支援体制で、子どもたちが増えていくのかという、そこをやっぱり疑問を私は感じる場所なんです。

そこで、やっぱり本当に今の奈井江商業高校に来る、こうやって受験される方は、商業科っていうものを望んでこられると思っておりますけれども、それ以外のこどもはやっぱり商業科というのは本当に必要なのかというものが自分自身感じられるんです。

そういった意味で、やはり学校とまた、今、他の学校、奈井江商業高校ばかりじゃなく、他の学校に行かれてる子どもたちの意見や何か聞きながらね、本当に奈井江商業高校の今の学科でいいのかなという、検討も、これから学科、変化ということも大変

厳しいかと思えますけどもね、そういったことも視野に入れておく必要があるのかなという考えがあるんですけども、もう一度そのことについて教育長どう考えておられるか、お伺いしたいと思います。

●議長 (15時09分)  
教育長。

●教育長  
質問の中でですね、商業科、私どもとしては、この商業科ということで、こう進んできている状況にあります。

当面、今、私どもの方としてはですね、考え方としては商業科で今、先ほども申し上げましたように、資格取得も含めてですね、そういう道の中でやっていきたいというふうな思いをしているところでございます。

そういう中で、学科変換も含めてというような検討は必要でないかというようなご質問かなというふうに思っておりますけれども、そのことについてもですね、以前にも検討したことは、経過はあるというふうに伺っておりますけれども、再度、そのことも視野に入れながらですね、存続に向けて考えて検討しなければならないという課題だといふふうに考えておりますので、ご理解を頂きたいと思えます。

●議長 (15時10分)  
森議員。

●6番  
是非、支援を続けながら、そういった色々な意見も聞きながら、これから将来どう取り組んでいったらいいのかを是非、教育長ばかりでなく、みんなで検討していきたいと思えますので、よろしくお願いします。

以上をもって、私の質問を終わらせて頂きます。

●議長  
以上で、総括質問を終わります。

(15時10分)

---

## 閉会

●議長  
おはかりします。  
議案調査及び予算審査特別委員会開催のため、3月9日から3月14日までの6日間、休会としたいと思います。  
ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

3月9日から3月14日までの6日間、休会とすることに決定しました。

以上で、本日予定した議事日程を全部終了しましたので、本日は、これで散会と致します。

なお、15日は、10時00分より会議を再開します。

皆さん、大変どうもご苦労さまでした。

---

(15時10分)

上記事項は書記が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため茲に署名する。

平成 年 月 日  
奈井江町議会議長

署名議員

〃

平成24年第1回奈井江町議会定例会

平成24年3月15日（木曜日）

午前 9時58分開会

議事日程（第3号）

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 議案第17号 奈井江町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 3 議案第18号 奈井江町税条例の一部を改正する条例
- 第 4 議案第22号 奈井江町手数料条例の一部を改正する条例
- 第 5 議案第 8号 平成24年度奈井江町一般会計予算について
- 第 6 議案第 9号 平成24年度奈井江町国民健康保険事業会計予算について
- 第 7 議案第10号 平成24年度奈井江町後期高齢者医療特別会計予算について
- 第 8 議案第11号 平成24年度奈井江町下水道事業会計予算について
- 第 9 議案第12号 平成24年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計予算について
- 第10 議案第13号 平成24年度奈井江町老人保健施設事業会計予算について
- 第11 議案第14号 平成24年度奈井江町老人総合福祉施設事業会計予算について
- 第12 議案第26号 平成23年度奈井江町一般会計補正予算（第11号）の専決処分  
の承認を求めることについて
- 第13 議案第15号 奈井江町税及び都市計画税の納期の特例に関する条例
- 第14 議案第19号 奈井江町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例
- 第15 議案第20号 地域振興基金条例の一部を改正する条例
- 第16 議案第21号 奈井江町営住宅条例の一部を改正する条例
- 第17 議案第23号 奈井江町課設置条例の一部を改正する条例
- 第18 議案第24号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について
- 第19 議案第25号 副町長の選任について
- 第20 会議案第1号 奈井江町議会委員会条例の一部を改正する条例
- 第21 会議案第2号 議員の派遣承認について
- 第22 決議案第1号 専決処分事項の指定について
- 第23 決議案第2号 「地域活性化ホールに関する調査特別委員会」の設置について
- 第24 意見案第1号 消費税増税に反対する意見書
- 第25 意見案第2号 父子家庭支援策の拡充を求める意見書
- 第26 意見案第3号 こころの健康を守り推進する基本法の制定を求める意見書
- 第27 調査第 1号 議会運営委員会の調査の付託について
- 第28 調査第 2号 所管事務調査の付託について

○ 出席議員（10名）

1番	遠藤	共子	2番	石川	正人
3番	三浦	きみ子	4番	大矢	雅史
5番	森岡	新二	6番	森	繁雄
7番	笹木	利津子	8番	森山	務
9番	鈴木	一男	10番	堀	松雄

○ 欠席議員（0人）

○ 地方自治法第121条により出席した者の氏名

町	長	北良治	
副町	長	三本英司	
教	育	長	村上清司
まちづくり課	長	碓井直樹	
くらしと財務課	長	南秀則	
ふるさと振興課	長	篠田茂美	
おもいやり課	長	岩口茂	
会計管理者		桃木良子	
健康ふれあい課	長	小澤敏博	
やすらぎの家施設	長	表久義	
教育次	長	鈴木隆	
ふるさと振興課	長補佐	秋葉秀祐	
ふるさと振興課	長補佐	大津一由	
教育委員	長	萬孝志	
農業委員会	会長	桑島雅憲	
代表監査委員		中野浩二	

○ 職務のために出席した者の職氏名

議会事務局	長	萬博文
庶務係	長	芝田範子

## 開会

### ●議長

おはようございます。

第 1 回の定例会最終日となりますが、ご出席大変ご苦労さまです。

只今、出席議員 10 名で定足数に達しておりますので、会議を再開します。

---

## 日程第 1 会議録署名議員の指名について

### ●議長

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 115 条の規定により、8 番森山議員、9 番鈴木議員を指名致します。

---

## 日程第 2 から日程第 11 までの報告

### ●議長

日程第 2 から日程第 11 までの 10 の議案を一括議題とします。

10 の議案については、予算審査特別委員長より、審査報告書が議長に提出されておりますので、事務局長に報告させます。

事務局長。

### ●事務局長

( 審査報告書 ) 朗読

### ●議長

予算審査特別委員長の細部報告について、発言を許します。

9 番鈴木議員。

( 9 番 登壇 )

### ●9 番

議場にいらっしゃいます皆さま、改めまして、おはようございます。

第 1 回定例会最終日に、それぞれのお立場でのご出席まことにお疲れさまでございます。

先ほど事務局長から報告のとおり、予算関連議案3件、予算議案7件の計10議案については、いずれも原案通り、全会一致をもって可決されました。

東日本大震災が発生して1年が経ちました。

未曾有の災害に直面した被災地の1日も早い復興をご祈念申し上げますとともに、犠牲となられました多くの方々に対して、心より哀悼の意を表するところであります。

この度の大震災が、被災地に多大な被害をもたらしたのみならず、莫大な復興費が国家財政を将来にわたり逼迫させることと今般は社会保障と税との一体改革と称して、消費税の増税が公然と論議されるなど、私たちの生活と地方行政に少なからず影響を及ぼそうとしております。

更には、現在、参加を前提とする関係国協議がなされております「環太平洋経済連携協定」問題は、本町の基幹産業の1つであります農業のみならず北海道経済全体に大きな影響を与える重大な案件であります。

昨年12月の町議会で議決されました意見書のとおり、国は国民合意のないままでの「環太平洋経済連携協定」の参加は絶対に行なわないよう重ねて強く要望するところであります。

それでは細部にわたり報告を致します。

本年度の予算案を見ますと少子高齢化や人口減少の中、地域コミュニティの崩壊や買い物難民等、大変危惧されている本町の現状を捉えて、いかに打破しようかと意気込みが感じられるものであります。

また、本年度財政状況を見ても、引き続き給与の独自削減等労使合意の下、予定各種基金と公債残高、実質公債費比率などで示されているように健全財政運営に努力されていらっしゃることに心から敬意を申し上げます。

主だった会計の意見要望を申し上げます。

一般会計予算では、1つ目として、「生活交通ネットワーク」の構築についてであります。

北海道の中では比較的、居住地域である市街地がまとまっているといわれる本町でも、高齢化が進む中で、医療機関への通院や買い物等生活を支える上で大変重要な施策の1つであります。

アンケート調査等を通じて町民のニーズを把握するとともに、先進的市町村の取り組みを充分調査検討を行い、本町の実態に即した「生活交通ネットワーク計画」となるよう期待するものであります。

2つ目として、「防犯灯」についてであります。

小学校の統合に伴い、来年度以降、小学生の通学道路となる西1線について、防犯灯の設置状況を今一度点検し必要な措置を講じ、安全な通学路の確保に向けて努力願いたい。

3つ目として、「緊急通報システム」についてであります。

現在、シルバーホーンに順次切り替えを行なっているところでありますが、従前の機器より使いやすく性能は良い反面、費用の負担もあることから、充分対象者にお知らせし理解を得ながら切り替えに務めていただきたい。

4つ目として、「被災地のガレキ処理」についてであります。

現在、全国的に大きな問題となっている被災地のガレキの受け入れについては、放射能の安全条件のもと町民の合意形成を図りながら充分検討しご判断願いたい。

5つ目として、「し尿処理」についてであります。

現在、高島地区にあります石狩川流域下水道組合の処理場に新たな6市6町による「し尿処理施設」の建設に向けて、地元説明会を行っておりますが、その折に出された要望事項等について、充分検討され、対応されますようお願い致します。

6つ目として、「排水機場の管理運営」についてであります。

近年、ゲリラ豪雨等予想だにしない災害が全国各地で発生しております。

更にはこの冬の大雪により融雪時の増水が大変心配されるところであります。

特に、瑞穂地区の施設の老朽化が進み、道による機器の更新も予定されておりますが、町と致しましても修理と整備に工夫を凝らし、非常時に備えるようお願い致します。

7つ目として、「地域交流センターの管理」についてであります。

町の施設の管理運営であることから、福祉のまちづくり等の基本理念に基づき、指定管理者に対して指導等充分配慮願いたい。

8つ目として、本年度、目玉政策であります「地域活性化ホール」についてであります。

町民の新たな交流の場と地域コミュニティの拠点として、大いに期待するところであります。

具体的な計画となる実施設計においては、充分農協、商工会等関係団体と更に町民とのコンセンサスを図りながら、より良い施設となりますように検討願うものであります。

9つ目として、「防災用品の備蓄」についてであります。

現在、年次的に備蓄に努力をされておりますが、備蓄用物資の設定にあたっては、女性の視点も充分考慮し、積極的に町民に周知されますようお願いを致します。

次に「国民健康保険事業会計」についてであります。

国保税については、平成20年度以降、国保税の見直しをせず、健全財政を堅持して参りましたが、本年の予定基金残高を見ましても大変厳しい財政運営となっております。もとい新年度の予定基金残高でございます。

今後の医療費等の動向を充分検討し、今後とも町民とのコンセンサスを図りながら健全財政に務めていただきたい。

次に「病院事業会計」についてであります。

医師等の増員など、医療体制の充実に努力されているところでありますが、待ち時間の工夫等、常に患者のニーズを把握し、更に診療サービスの向上に務めていただきたい。

以上が、当予算審査特別委員会で付託されました案件の審議の概要であります。

委員会審議において、他にも各会計で出されました意見要望も含めて充分検討され、事業遂行にあたっていただきたいと思っております。

実質、3日間に渡る委員会に議員各位、町長はじめ理事者、各行政委員長、そして、担当職員の皆様に大変ご協力をいただいたことに対して、感謝を申し上げ、委員長報告といたします。

---

## 議案第 17 号の討論・採決

(10時10分)

●議長

議案第 17 号「奈井江町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」に対する討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第 17 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

## 議案第 18 号の討論・採決

●議長

議案第 18 号「奈井江町税条例の一部を改正する条例」に対する討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第 18 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

## 議案第 2 2 号の討論・採決

### ●議長

議案第 2 2 号「奈井江町手数料条例の一部を改正する条例」に対する討論を行います。

(なし)

### ●議長

討論なしと認めます。

議案第 2 2 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

### ●議長

異議なしと認めます。

本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

## 議案第 8 号の討論・採決

### ●議長

議案第 8 号「平成 2 4 年度奈井江町一般会計予算について」に対する討論を行います。

(なし)

### ●議長

討論なしと認めます。

議案第 8 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

**議案第 9 号の討論・採決**

●議長

議案第 9 号「平成 24 年度奈井江町国民健康保険事業会計予算について」に対する討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第 9 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

**議案第 10 号の討論・採決**

●議長

議案第 10 号「平成 24 年度奈井江町後期高齢者医療特別会計予算について」に対する討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第 10 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

**議案第 1 1 号の討論・採決**

●議長

議案第 1 1 号「平成 2 4 年度奈井江町下水道事業会計予算について」に対する討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第 1 1 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

**議案第 1 2 号の討論・採決**

●議長

議案第 1 2 号「平成 2 4 年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計予算について」に対する討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第12号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

**議案第13号の討論・採決**

●議長

議案第13号「平成24年度奈井江町老人保健施設事業会計予算について」に対する討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第13号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

**議案第14号の討論・採決**

●議長

議案第14号「平成24年度奈井江町老人総合福祉施設事業会計予算について」に対する討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第14号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

**日程第12 議案第26号の上程・説明・質疑・討論・採決**

(10時15分)

●議長

日程第12、議案第26号「平成23年度奈井江町一般会計補正予算(第11号)の専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

おはようございます。

定例会のご出席お疲れさまでございます。

追加で配布をさせて頂きました議案第26号をお開き頂きたいと思います。

議案第26号「専決処分の承認を求めることについて」

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

記、1、専決事項、平成23年度奈井江町一般会計補正予算(第11号)。

平成23年度奈井江町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

専決処分を行った日は、平成24年3月6日であります。

平成24年3月15日提出、奈井江町長。

次の頁をお開き下さい。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入の補正はありません。

歳出、2款総務費、補正額ありません。合計4億1,575万3千円。

歳出合計、補正額なく46億7,403万9千円であります。

専決処分を行いました補正予算第11号の概要についてご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、3月6日福祉バスの運行中に故障が発生したことにより、代替車の手配、及び故障車の牽引、修理など、緊急的な対応が必要なことから掛かる経費を同日付で専決処分を行ったものであります。

補正予算の内容について、歳出からご説明致します。

156頁をお開き下さい。

総務費の総務管理費、財産管理費では、福祉バス故障に係る修繕料及び代替者の借上料として28万4千円を追加計上致しております。

これにおける歳入歳出の差につきましては財政調整基金積立金を同額減額計上し、収支の均衡を図ったところであります。

以上が、補正予算の概要でありますので、よろしくご審議の上、ご承認をお願い致します。

●議長

(10時19分)

説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第26号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり承認されました。

●議長

日程第13、議案第15号「奈井江町税及び都市計画税の納期の特例に関する条例」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書139頁をお開き下さい。

議案第15号「奈井江町税及び奈井江町都市計画税の納期の特例に関する条例」

奈井江町税及び奈井江町都市計画税の納期の特例に関する条例を次のように制定する。

平成24年3月5日提出、奈井江町長。

平成24年度は、固定資産の評価替えの年でありますので、適正な賦課事務作業を執行するため、固定資産税及び都市計画税の第1期の納期を4月から5月に1カ月遅らせるため、特例条例を制定する旨の提案であります。

よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第15号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

---

**日程第14、議案第19号の上程・説明・質疑・討論・採決**

(10時22分)

●議長

日程第14、議案第19号「奈井江町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書145頁をお開き下さい。

議案第19号「奈井江町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例」

奈井江町子ども医療費助成に関する条例の一部を次のように改正する。

平成24年3月5日提出、奈井江町長。

本条例につきまして、第3条第1項第2項の規定は、北海道が措置する児童福祉施設に入所する子どもについて、全額道が支弁しているため、町の医療費給付事業の対象外とする規定であります。ただし、知的障がい児通園施設に通所しているものについては、この対象から除かれ、町の医療給付事業の対象とされているものであります。

今回の改正は、平成24年4月の児童福祉法の一部改正により知的障がい者通園施設に通所する子どもについて措置権限が都道府県から市町村に変更となることから、文言を削除しようとするものであります。引き続き、町の医療給付事業対象となるものであります。

以上、奈井江町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について、説明致しましたので、よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。  
討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。  
議案第19号を採決します。  
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。  
本案は、原案のとおり可決されました。

---

**日程第15、議案第20号の上程・説明・質疑・討論・採決**

(10時24分)

●議長

日程第15、議案第20号「地域振興基金条例の一部を改正する条例」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。  
副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書146頁をお開き下さい。  
議案第20号「地域振興基金条例の一部を改正する条例」  
地域振興基金条例の一部を次のように改正する。  
平成24年3月5日提出、奈井江町長。

地域振興基金のうち、水道施設整備基金につきましては、中空知広域水道企業団に加入したことにより整備が完了したこと、住民生活に光をそそぐ交付金基金については、交付金事業が完了したことにより、それぞれ、本条例から削除する改正を行おうとするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。  
質疑ございませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。  
討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。  
議案第20号を採決します。  
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。  
本案は、原案のとおり可決されました。

---

**日程第16、議案第21号の上程・説明・質疑・討論・採決**

(10時25分)

●議長

日程第16、議案第21号「奈井江町営住宅条例の一部を改正する条例」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書147頁をお開き下さい。

議案第21号「奈井江町営住宅条例の一部を改正する条例」

奈井江町営住宅条例の一部を次のように改正する。

平成24年3月5日提出、奈井江町長。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関

する法律の制定に伴い、町営住宅に係る現行の入居者資格を継続するとともに、あわせて規定の整備を行うため、町営住宅条例の一部を改正しようとするものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明させていただきますので、よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

くらしと財務課長。

●くらしと財務課長

それでは奈井江町営住宅条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

説明につきましては、議会資料を使って致しますので、定例会資料の24頁、資料14の条例新旧対照表をご覧頂きたいと思っております。

今回の条例改正につきましては、先ほど副町長から説明申し上げましたように、公営住宅法等の一部改正に基づきまして、町営住宅及び改良住宅の入居者資格、収入基準の根拠法令の改正に伴う改正、それから入居者選考委員会の廃止が主な内容となっております。

資料の24頁の第6条第1項の改正につきましては、公営住宅の入居者資格の内、老人、身体障がい者など特に居住の安定を図る者と致しまして「政令第6条第1項」に定める者として政令に規定されておりましたけれども、公営住宅法の改正によりまして政令の項目が廃止されましたので、同一内容の規定を町の規則で定める改正でございます。

また、第2号の改正につきましても同様の改正であり、入居者の収入基準が定められておりましたけれども、公営住宅法改正により政令では上限のみ定められたことによりまして、条例で明記する必要が生じたため、今までと同一金額をそれぞれ明記する改正でございます。

25頁をご覧頂きたいと思っております。

第9条第2項、第4項の改正につきましては、募集戸数を超える入居申込みがあった場合などに、町条例につきましては入居決定や住宅困窮度の判定基準につきまして、入居者選考委員会の意見を聴く内容になっておりますが、現行の法令や条例等に規定する選考基準を適用することで、入居手続きがスムーズに実施できていることなどによりまして、入居者選考委員会を廃止し所定の改正をするものであります。

第5項の改正につきましては、第4項を削除することにより1項繰上したことにより条文整理をする改正でございます。

第34条の改正は、公営住宅法の改正により1項追加になったことにより、第6項が第7項になる改正でございます。

26頁になりますが、第52条第2項の改正は、改良住宅の入居者の資格等の規定であり、公営住宅と同様に入居者収入基準を住宅地区改良法施行令に規定する金額としておりましたけれども、改正により上限のみの設定となりましたので、今までと同一金額を条例に明記する改正をするものでございます。

27頁をご覧頂きたいと思っております。

入居者選考委員会を廃止することによりまして、別表中「公営住宅入居者選考委員会委員」を削除するものでございます。

28頁でございますが、第8条の改正につきましては、公営住宅条例の改正と同様に、入居者選考委員会を廃止し、第2項の内容を第1項に含め、抽選方法を公開抽選とする内容の改正でございます。

以上の改正条例の施行期日につきましては、平成24年4月1日から施行するものでございます。

以上、奈井江町営住宅条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げました。よろしくご審議の上ご決定をお願い申し上げます。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。  
質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。  
討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。  
議案第21号を採決します。  
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。  
本案は、原案のとおり可決されました。

---

**日程第17、議案第23号の上程・説明・質疑・討論・採決**

(10時32分)

●議長

日程第17、議案第23号「奈井江町課設置条例の一部を改正する条例」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書150頁をお開き下さい。

議案第23号「奈井江町課設置条例の一部を改正する条例」

奈井江町課設置条例の一部を次のように改正する。

平成24年3月5日提出、奈井江町長。

本条例は、まちづくり計画の着実な推進と行政サービスの向上を図るため、組織機構を見直そうとするものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

まちづくり課長。

●まちづくり課長

それでは、条例改正の内容につきまして、ご説明を申し上げます。

定例会資料の2頁をお開き下さい。

資料2の新旧対照表によりご説明を致しますが、合わせて4頁の資料3の方も一緒にご覧を頂きたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

まず2頁の第1条「1 まちづくり課」に、新たに交通防災係を配置し、改正後の(6)「交通安全、防犯及び防災に関する事項」を分掌させるものであります。

「2 くらしと財務課」につきましては、改正前の管財収納係を収納係に見直し、住宅、町有地などの財産管理については、新たに設置する「まちなみ課」に移行するものであります。

「3 おもいやり課」においては、改正前の(4)交通安全等の事務をまちづくり課に移行し、(5)(6)の廃棄物、環境保全等の事務を「まちなみ課」に移行することから、これを削除するものであります。

さらには、4頁の記載のとおりでございますが、中段、おもいやり課の現行の住民係を、戸籍係と医療保険係に分割。

現行の福祉係で所管をしております、子育てにかかる各種手当や届出、施設入所等の事務を、新たに設置する子育て支援係に移行するものであります。

2頁にお戻り頂きますが、2頁から3頁にかけて「4 ふるさと振興課」でございますが、「まちなみ課」の新設に伴い所管替えを行いまして、3頁の改正前の(6)から(8)の下水道、建築、道路等の事項を削除しております。

改正後の5、新たに設置する「まちなみ課」には、建設係と住宅環境係を設置致しま

して、7つの事項をそれぞれ移行により分掌させるものであります。

このほか、4頁の下段に記載のとおり、健康ふれあい課・健寿苑の係名を管理相談係に変更してございます。

また、教育委員会においては、現在の生涯学習係が所掌致します公民館・図書館・文化ホール等の施設管理、及び文化事業につきまして、文化振興係を新設して分掌させるものであります。

最後に、3頁の中段から下段にございます附則の改正につきましては、それぞれ今回の条例改正にあわせて、所管する課の名称をそれぞれ変更しようとするものであります。

以上、奈井江町課設置条例の一部を改正する条例についてご説明致しました。

よろしくご審議の上、ご決定下さいますよう、お願い申し上げます。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑ありませんか。

9番。

●9番

今ほど、課設置条例の改正に係わる説明がございました。

新しくまちなみ課ということで課が増えるわけでございますけれども、町長は従来より一般的な総務課だとか農政課だということではなく、このような分かりやすい平仮名を使って今までも行っておりましたし、それに連動して新設ということでございます。

町長のこれに対する思いをまず1点。

それから、事務的に整理をしておけばよかったですけれども、今回、職員が増加になりますけれども、今回この改正案の太字で書かれている部分に配置があるのかどうか分かりませんが、職員の増加についての、ここが強化されたという部分がありましたら、ご説明を頂きたいと思えます。

●議長

町長。

●町長

今、課設置条例についての私の思いということでございますが、ご承知のとおり、私が町長公約で、今回の第5期まちづくり計画の推進といいますか、これにより対応できるような組織機構の見直しということを謳っておりました、こういった内容でございます。

したがって、ご案内のとおり、社会情勢の変化、ニーズの対応といいますか、こういったことに的確に把握していく。そして的確に住民サービスの向上に役割を果たして頂こうというのが大きな狙いであります。

例えばですね、まちなみ課の中に、ご承知のとおり、今まで一緒になっていたんです

が、道路行政だとか、それからごみ処理も含めてですが、こういったこともきちっとです、分けながら責任を明確にしていく。そして住民サービスに分かりやすいように対応していこうというのが大きな狙いでございます。

それから今ひとつは、どんなところに職員の増に配慮したかということでございますが、ご存知のとおり、今、少子高齢化、子育て支援という立場で新たに係が出来ました。

こういったことを重点的にですね、今後、対応していかなければいけない。こういう思いを強く致しておりますので、ご理解頂きたいと思っております。

以上、私の所見を申し上げておきたいところでございます。

●議長

他にありませんか。

(なし)

●議長

質疑を終わります。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第23号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

---

**日程第18、議案第24号の上程・説明・質疑・討論・採決**

(10時40分)

●議長

日程第18、議案第24号「北海道市町村総合事務組合規約の変更について」を議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書 152 頁をお開き下さい。

議案第 24 号「北海道市町村総合事務組合同規約の変更について」

地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、北海道市町村総合事務組合同規約を次のとおり変更する。

平成 24 年 3 月 5 日提出、奈井江町長。

北海道市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約。

北海道市町村総合事務組合同規約の一部を次のように変更する。

この変更につきましては、上砂川町の砂川地区広域消防組合への加入に伴いまして、規定の整備をするため、協議の案件でございます。

よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第 24 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

---

**日程第 19、議案第 25 号の上程・説明・質疑・討論・採決**

●議長

日程第19、議案第25号「副町長の選任について」を議題とします。

(副町長 退席)

●議長

提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 登壇)

●町長

連日定例会大変ご苦労さまでございます。

それでは、議案第25号になりますが、副町長の選任でございますが、引き続き、三本英司氏を選任したく、地方自治法162条の規定によりまして、町議会の同意を求めるところでございます。

なお、履歴については、次頁154頁に記載されておりますので、よろしくご同意のほどをお願い申し上げます。

以上、提案と致します。

●議長

人事案件ですので、特に質疑があれば発言を許します。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第25号を採決します。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。  
本案は、これに同意することに決定しました。  
暫時休憩致します。

(休憩) (副町長 着席)

---

**日程第20、会議案第1号の上程・説明・質疑・討論・採決**

(10時45分)

●議長

会議を再開します。  
日程第20、会議案第1号「奈井江町議会委員会条例の一部を改正する条例」を議題とします。  
事務局長に朗読させます。  
事務局長。

●事務局長

(会議案第1号) 朗読

●議長

提出者の補足説明があれば発言を許します。  
6番森議員。

●6番

只今、局長から説明があったとおりなんですけれども、私の方から少しだけ同じ内容になるかと思えますけれども、説明させて頂きたいと思えます。

常任委員会の所管事項の一部を奈井江町課設置条例から引用するために本条例の一部を次のように改正するものでございます。

委員会条例の第2条2項にあります常任委員会の所管はまちづくり課、くらしと財務課、おもいやり課、ふるさと振興課、健康ふれあい課となっていますところを、奈井江町課設置条例(平成16年条例第35号)第1条に規定する課、会計管理者の補助組織と改めるものでございます。

全議員の賛成をもって可決決定をして頂くことをお願い申し上げます。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。  
討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。  
会議案第1号を採決します。  
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。  
本案は、原案のとおり可決されました。

---

**日程第21、会議案第2号の上程・説明・承認**

(10時47分)

●議長

日程第21、会議案第2号「議員の派遣承認について」を議題とします。  
事務局長に朗読させます。  
事務局長。

●事務局長

(会議案第2号) 朗読

●議長

本案は、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。  
本案は、提案のとおり承認することに決定しました。

---

●議長

日程第 2 2、決議案第 1 号「専決処分事項の指定について」を議題とします。  
事務局長に朗読させます。  
事務局長。

●事務局長

(決議案第 1 号) 朗読

●議長

提出者の補足説明があれば発言を許します。  
6 番森議員。

●6 番

只今の局長の説明のとおりでありますけれども、私から少し説明を致したいと思いません。

議会の権限の一部を町長に認めることにより、本事案にかかる案件が発生した場合は速やかな対応が出来ることとなります。

合わせて議会運営の効率化を図るために町長において専決処分することが出来る事項を新たに指定致したく、地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定により決議を求めるものでございます。

1 件の金額は 5 0 万円以下とするものであります。

全議員の賛成をもって、可決決定をして下さることをお願い申し上げます。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。  
討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。  
決議案第 1 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

---

**日程第23、決議案第2号の上程・説明・質疑・討論・採決**

(10時56分)

●議長

日程第23、決議案第2号「「地域活性化ホールに関する調査特別委員会」の設置について」を議題とします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

●事務局長

(決議案第2号) 朗読

●議長

提出者の補足説明があれば発言を許します。

6番森議員。

●6番

只今の局長から決議案の説明がありました。私の立場から若干の補足説明をさせていただきます。

今議会に向け、行政から(仮称)地域活性化ホールの基本構想の概要が示され、この件に関し、本会議中の予算特別委員会において集中審議の時間を設け、全議員で審議をして参りました。

ですが、説明があった当初の予定からは大きく遅れている点や、現段階の概要の審議が行われましたが、今後、実施設計から発注までに変更などもありうる事が予想されます。

よって、議会閉会後の審議も必要と思われることから特別委員会の設置を提案するものであります。

町民の皆さんのために喜んで頂ける地域活性化ホール建設を目指しての特別委員会の設置と考えておりますので、全議員の賛成をもって可決決定をして頂きますよう、お願い申し上げます。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

決議案第2号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

特別委員会構成のため、しばらく休憩を致します。

(休憩) (特別委員会構成)

●議長

会議を再開します。

休憩中に、特別委員会の正副委員長の互選結果が、議長に届いておりますので、事務局長に報告させます。

事務局長。

●事務局長

地域活性化ホールに関する調査特別委員会の正副委員長の互選結果についてご報告申し上げます。

委員長には鈴木議員、副委員長には森岡議員、以上でございます。

●議長

只今の報告のとおり委員長には鈴木議員、副委員長には森岡議員を選任することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

委員長には鈴木議員、副委員長には森岡議員を選任することに決定しました。

---

**日程第24、意見案第1号の上程・説明・質疑・討論・採決** (11時01分)

●議長

日程第24、意見案第1号「消費税増税に反対する意見書」を議題とします。

事務局長に、一部を省略し朗読させます。

事務局長。

●事務局長

(意見案第1号) 朗読

●議長

ここで提案者の補足説明があれば発言を許します。

3番三浦議員。

●3番

昨日、民主党は消費税増税関連法案に対する党内取りまとめの議論をスタートさせました。

前原誠司政調会長は、3日間の予定で審査し今月下旬に国会に提出したいと説明しました。

法案の説明では、現行5%の消費税を2年後の2014年4月に8%に引き上げ、更にその1年半後に10%まで引き上げる内容が改めて示されました。

先に閣議決定された社会保障と税の一体改革大綱では、消費税の増税分は社会保障の充実のために使うとしていますが、一体改革の中身を見ると、年金の支給はこの先ずっと減り続ける、介護保険の利用料や病院での窓口負担も増えるというもので、とても社会保障の充実とはいえない内容です。

せめて、食料品などの生活必需品の税率だけでも据え置いて欲しいという低所得者の要求は見送られました。

社会保障の財源を得るためというなら、一度は中止したやんばダムの建設や1機100億円の戦闘機の購入、また、沖縄のアメリカ軍のために日本の税金から支払っている思いやり予算、大企業や大金持ちへの新たな1.7兆円の減税、政党助成金こそ中止すべきではないでしょうか。

震災から1年が経ってもいまだ、がれきの始末さえ出来ていない被災地の人々、過疎化や高齢化の中でなんとか踏みとどまっている中小零細業者、国民の自然や安心安全の食糧確保のために努力されている農林漁業者、1,100万人といわれるワーキングプア、そして毎日のように報道される餓死や孤独死せざるを得ない貧困層の増加、このような状況の中で、なぜ今、消費税の増税なのかという疑問がじわじわと国民の間に広がっています。

主要な全国紙が行った世論調査でもたとえ社会保障のためであっても消費税増税には反対という意見が軒並み55%を超えています。

従いまして、消費税増税に反対する本意見書が採択されますよう、お願い申し上げます。

●議長

本案に対する質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

本案に反対者の発言を許します。

5番森岡議員。

●5番

只今、提案趣旨、並びに趣旨説明がございました意見案第1号につきまして、私は反対の立場から意見を申し上げたいと思います。

現在、わが国は総人口における約25%、いわゆる4人に1人が65歳以上と、高齢者であり、この比率は今後更に進んでいく状況の中で持続可能な社会保障制度の構築と安定財源の確保など、今後の社会保障のあり方につきましては、財政の問題と並び、避けては通れない喫緊の最重要課題であると思います。

国における現在の財政状況でございますけれども、2011年度末、公債いわゆる借金残高は当初予算ベースで700兆に迫る公債残高となりまして、地方と合わせると1千兆円を超えと言われており、まさに危機的状況にあるということは皆さんご存知のとおりでございます。

2011年度予算、これは国の一般会計でございますけれども、歳出の中で31%、28.7兆円が社会保障に係わる関係費であり、地方交付税交付金の中にも、いわゆる地方における負担の一部も含まれております。

歳入につきましては、総額の48%44.3兆円、これは当初であります、これが公債、いわゆる借入金であり、これは将来世代も負担であり、社会保障関係費のもう約5割は借入金によって賄われているということも考えざるを得ません。

当然ながら、今のままの状況が続きますと国の債務残高はますます増えまして、財政や国債に対する不安により市場の反応によっては、国民生活や地方財政にも大きな痛みが生ずることも懸念されます。

更に高齢化の進展によりまして、現行の社会保障制度を維持するだけでも毎年1兆円の規模で社会保障関係費が増大していく見込みであることから、将来に向け、社会保障の安定強化のための具体的制度改革、その必要財源を明らかにするとともに、財源の安定確保、更にはそのことよっての財政の健全化に向けた検討を早急にされることが必要であるんだろうと思います。

現在、政府においてまとめられました、只今説明の中にもありましたけれども、消費税の税率改定や他の税制改正を含む社会保障と税の一体改革は、そのための議論の素案となるものであり、審議の行方はまだ不透明でありますけれども、その中身の政策も含めて、私は国会において大いに議論されることを望むものであります。

社会保障と税の一体改革に示されている消費税の増税につきましても、私も生活者の1人、生活者の視点、あと皆さんご存知のように、一零細企業の経営者の立場として、提案者の思いも十分理解することは出来ます。

しかしながら、私は現況を踏まえますと近い将来、避けては通れない道であろうと、そのように認識をしております。

本意見書は、今後の議論において入り口に越えがたい大きなハードルを置くことに繋がるものとその思いから私は賛同することができません。

私は消費税率の引き上げも、あらゆる選択肢の一つとして将来における安定性のある社会保障制度の確立や財政の健全化に向けた施策について、国民の代表である国会において国民の前で徹底した議論をして頂くことが私の希望であります。

合わせまして、要望事項の2項に記載されております企業減税につきましても、私は今後の日本経済の成長や企業の国際競争力を高めるため必要な措置であると、その認識でおりますので、本意見書の提出に反対をさせていただきます。

以上、反対討論と致します。

## ●議長

次に、本案に賛成者の発言を許します。

2番石川議員。

## ●2番

私はですね、消費税増税に反対する意見書を採択することに賛成であります。

この意見書にあるように、ほとんどの部分は、三浦議員が今、お話された、それに同意するものでありますが、この意見書の中にあるように、東日本大震災の被災地の方たちは災害が起こり、1年を経過しているにも関わらず、いまだ復興が進まず、精神的にも肉体的にもまた経済的にも大変ご苦労されております。

消費税の増税を行うことは、更にこの被災地の方たちを苦しめることになると思います。

また、現状の経済不況の中において、中小零細企業や小規模事業者の方たちや低所得者の皆さんをはじめとする、いわゆる生活弱者といわれている方たちは常に明日への不安を抱えて日々を送っております。

今、ここで消費税を増税することは、この方たちの死活問題にまで関わることと思えます。

以上の理由で、私はこの消費税増税に反対する意見書を採択することに賛成を致しません。

以上、賛成討論と致します。

●議長

討論を終わります。

意見案第1号を、起立により採決します。

本案は、提案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立)

●議長

起立多数であります。

本案は、提案のとおり可決されました。

---

**日程第25、意見案第2号の上程・説明・質疑・討論・採決**

(11時15分)

●議長

日程第25、意見案第2号「父子家庭支援策の拡充を求める意見書」を議題とします。

事務局長に、一部を省略し朗読させます。

事務局長。

●事務局長

(意見案第2号) 朗読

●議長

ここで提案者の補足説明があれば発言を許します。

7番笹木議員。

●7番

父子家庭支援策の拡充を求める意見書について補足説明をさせていただきます。

今、全国的に見ますと母子家庭が約120万世帯、父子家庭約20万世帯と父子家庭の増加現象があります。

法改正により、平成22年度から児童扶養手当が父子家庭にも支給されるようになりましたが、所得制限などで現在半数の約10万世帯しか受給されておられません。

また多くの支援制度、助成金、貸付制度においては、そのほとんどが母子寡婦家庭との制限があります。

特に遺族基礎年金では夫または親との死別と記され、母親が被保険者であっても、遺族は基礎年金を受け取ることができません。

父子家庭で困っていることの1位として、数年前の家事負担から、現在は家計の困難になっております。

その要因として社会背景もありますが、子どもを抱え、仕事を続けられなくなり、やむなく退職。また子育てできる職場に転職し、正社員から派遣社員になるなど、収入が減少してしまうことが最大の原因と考えられます。

例えば、母子家庭、父子家庭の資格要件が多少あったとしても、そこにいる子どもたちに不平等が生じては絶対にならないのではないかと強く思い、今回、父子家庭支援策の拡充を求める意見書を提出させて頂きましたので、全議員の賛成を頂きたく、お願いを申し上げ、私の補足説明とさせていただきます。

●議長

本案に対する質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

意見案第2号を採決します。

本案は、提案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、提案のとおり可決されました。

**日程第26、意見案第3号の上程・説明・質疑・討論・採決**

(11時18分)

●議長

日程第26、意見案第3号「こころの健康を守り推進する基本法の制定を求める意見書」を議題とします。

事務局長に、一部を省略し朗読させます。

事務局長。

●事務局長

(意見案第3号) 朗読

●議長

本案に対する質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

意見案第3号を採決します。

本案は、提案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、提案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

(休憩)

---

**日程第27、調査第1号の上程・説明・採決**

●議長

会議を再開します。

日程第27、調査第1号「議会運営委員会の調査の付託について」を議題とします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

●事務局長

(調査第1号) 朗読

●議長

本案は、議会運営委員会に付託することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、議会運営委員会に付託することに決定しました。

---

**日程第28、調査第2号の上程・付託**

●議長

日程第28、調査第2号「所管事務調査の付託について」を議題とします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

●事務局長

(調査第2号) 朗読

●議長

本案は、まちづくり常任委員会に付託することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、まちづくり常任委員会に付託することに決定しました。

---

## 閉会

### ●議長

以上で、本定例会に付議された案件の審議は全部終了しました。  
平成24年奈井江町議会第1回定例会を閉会します。  
皆さん大変ご苦労さまでした。

---

(11時25分)

上記事項は書記が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため茲に署名する。

平成 年 月 日  
奈井江町議会議長  
署名議員  
〃